

# 第2次熊谷市環境基本計画（改訂版）

## 別冊 資料編

（案）

2024（令和6）年3月

熊谷市



## 目次

### 資料1 脱炭素ロードマップ参考資料

1 温室効果ガス排出量の部門別データ .....	1
--------------------------	---

### 資料2 熊谷市の自然・生活・快適環境

1 自然環境 .....	8
--------------	---

2 生活環境 .....	16
--------------	----

3 快適環境 .....	34
--------------	----

### 資料3 環境への取組 .....

36
----

### 資料4 地球温暖化対策実行計画【事務事業編】参考資料 .....

43
----

### 資料5 熊谷市の環境に関連する条例 .....

50
----

### 資料6 環境基本計画策定経過 .....

74
----

### 資料7 意識調査結果の概要

1 調査概要 .....	81
--------------	----

2 市民の意識 .....	82
---------------	----

3 事業者の意識 .....	104
----------------	-----

### 資料8 環境基準等 .....

128
-----





# 資料1 脱炭素ロードマップ参考資料

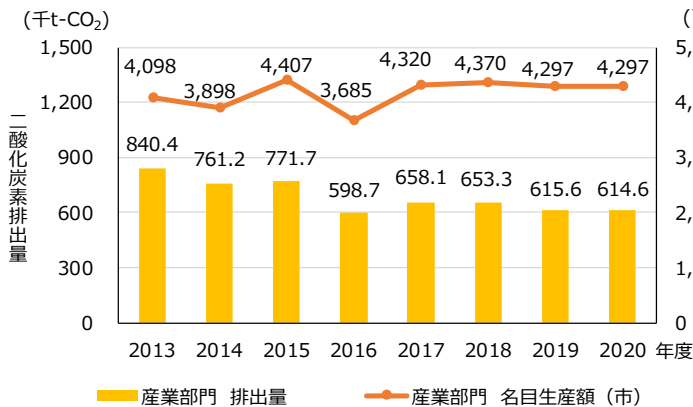
## 温室効果ガス排出量の部門別データ

ここでは、第2次熊谷市環境基本計画の脱炭素ロードマップにおける温室効果ガス排出量の算定に使用した、部門別のデータを掲載しています。

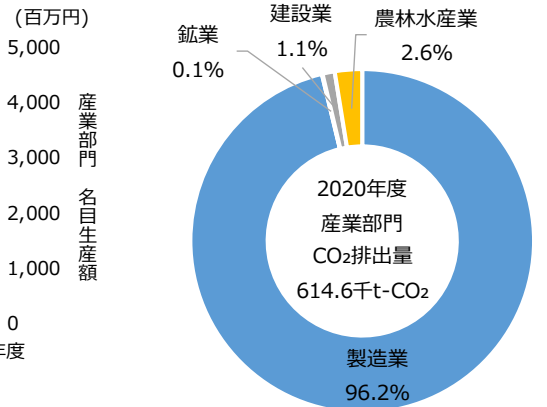
### (1) 産業部門

産業部門の2020（令和2）年度の二酸化炭素排出量は614.6千t-CO<sub>2</sub>で、2013（平成25）年度比で26.9%（225.8千t-CO<sub>2</sub>）減少しています。

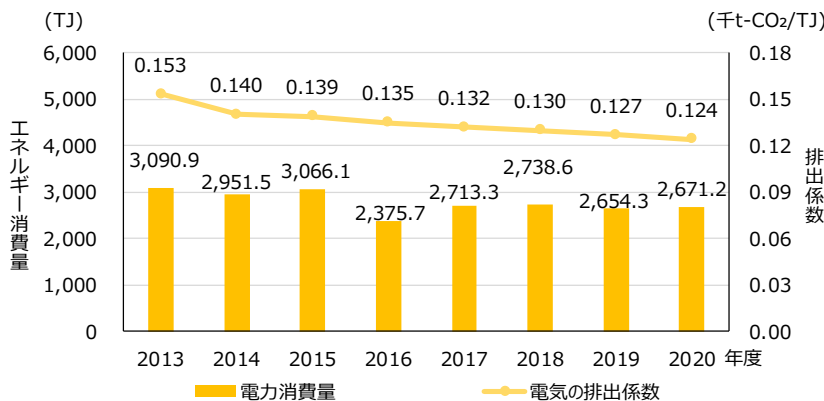
産業部門においては、製造業からの排出が約9割以上を占めており、製造業における電力及び燃料等の消費量の減少及び電気の排出係数の低下が、産業部門全体の排出量の減少に影響していると考えられます。



産業部門二酸化炭素排出量及び生産額の推移



産業部門の業種別二酸化炭素排出割合 (2020 (令和2) 年度)

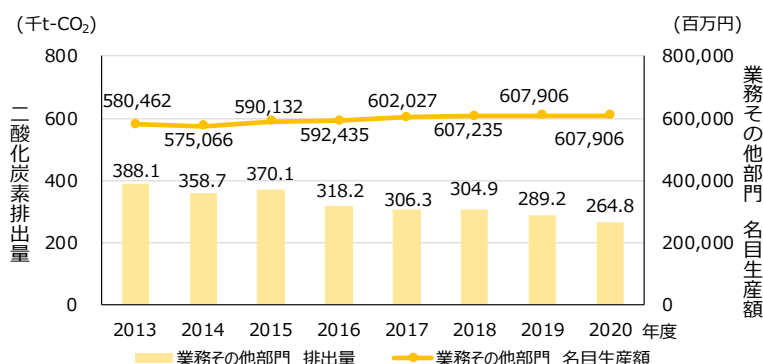


製造業の電力消費量及び電気の排出係数の推移

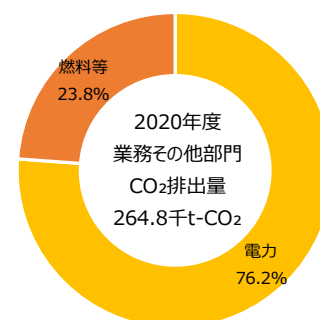
## (2) 業務その他部門

業務その他部門の2020（令和2）年度の二酸化炭素排出量は、264.8千t-CO<sub>2</sub>で、2013（平成25）年度比で31.8%（123.3千t-CO<sub>2</sub>）減少しています。

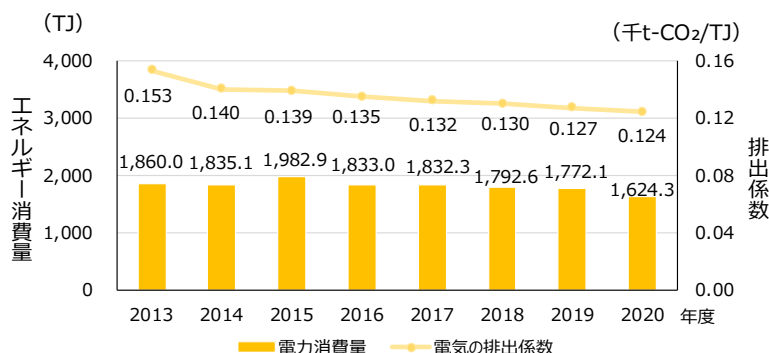
業務その他部門においては、二酸化炭素排出の約8割を占める電力における電気の排出係数の低下及び燃料等消費量の減少が、二酸化炭素排出量の減少に影響していると考えられます。業務その他部門の生産額は概ね横ばいですが、排出量は減少していることから、省エネ設備の導入や省エネ行動が普及していると考えられます。



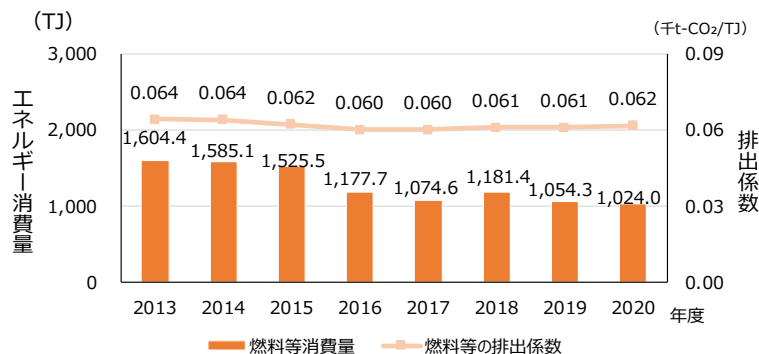
業務その他部門二酸化炭素排出量及び生産額の推移



業務その他部門エネルギー別二酸化炭素排出割合 (2020 (令和2) 年度)



業務その他部門の電力消費量及び電気の排出係数の推移

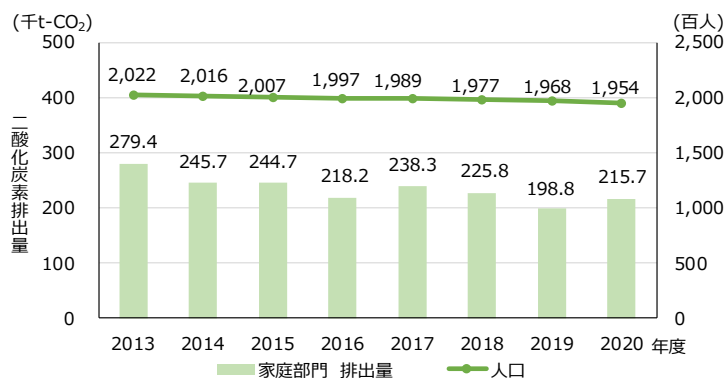


業務その他部門の燃料等消費量及び燃料等の排出係数の推移

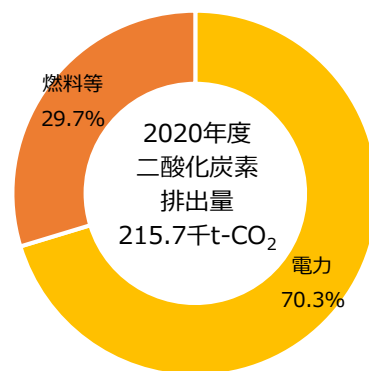
### (3) 家庭部門

家庭部門の2020(令和2)年度の二酸化炭素排出量は215.7千t-CO<sub>2</sub>で、2013(平成25)年度比で22.8%(63.7千t-CO<sub>2</sub>)減少しています。

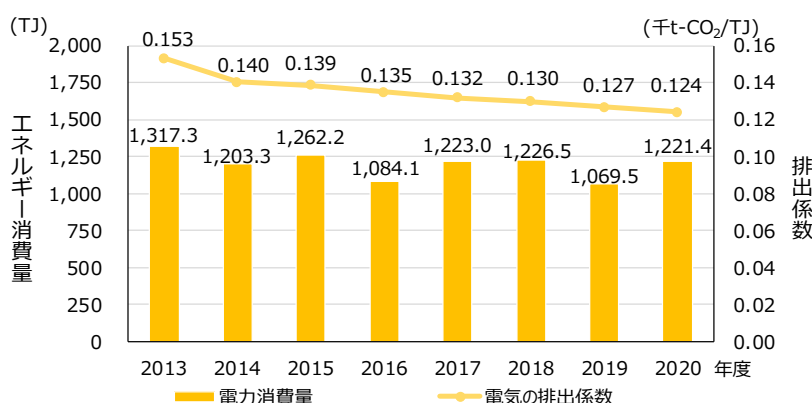
家庭部門においては、二酸化炭素排出量の約7割を電力が占めており、電力及び燃料等消費量の減少及び電気の排出係数の低下が二酸化炭素排出量の減少に影響していると考えられます。



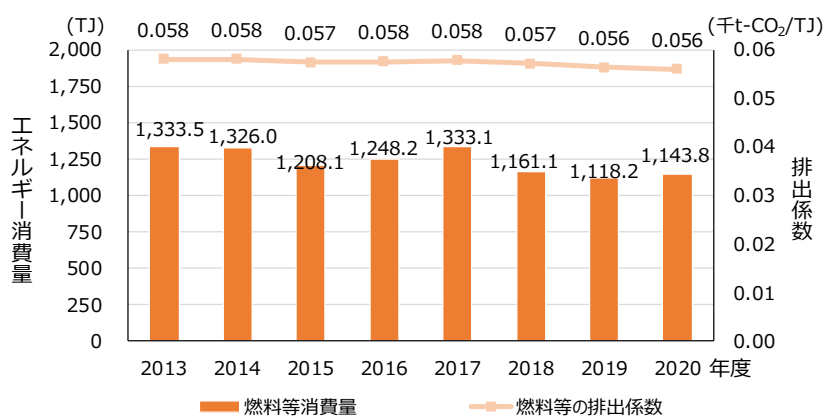
家庭部門二酸化炭素排出量及び人口の推移



家庭部門エネルギー別二酸化炭素排出割合(2020(令和2)年度)



家庭部門の電力消費量及び電気の排出係数の推移



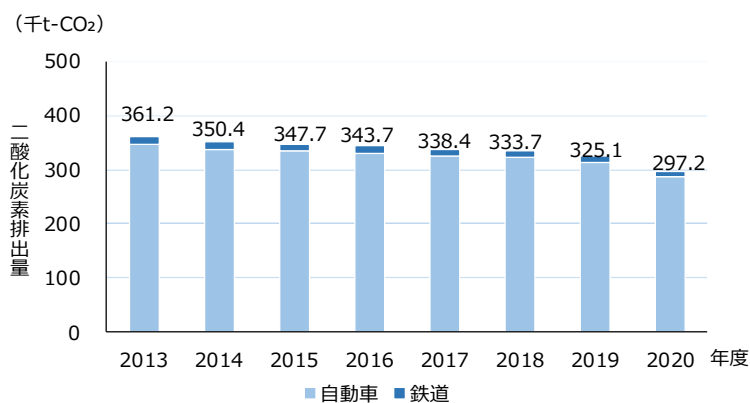
家庭部門の燃料等消費量及び燃料等の排出係数の推移

## (4) 運輸部門

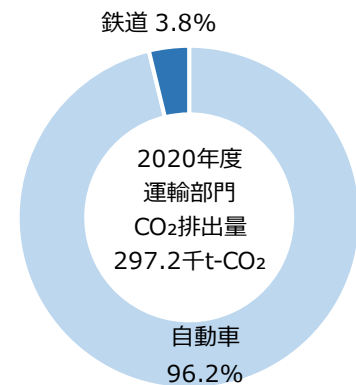
運輸部門の2020（令和2）年度の二酸化炭素排出量は、297.2千t-CO<sub>2</sub>で、2013（平成25）年度比で17.7%（64.0千t-CO<sub>2</sub>）減少しています。

運輸部門においては、二酸化炭素排出の約9割が自動車に起因しており、乗用車由来の排出量が最も多く、次いでトラック由来となっています。自動車保有台数は増加しているもののエネルギー消費量が減少していることから、燃費の向上やエコドライブ等の普及などにより二酸化炭素排出量が減少したと考えられます。

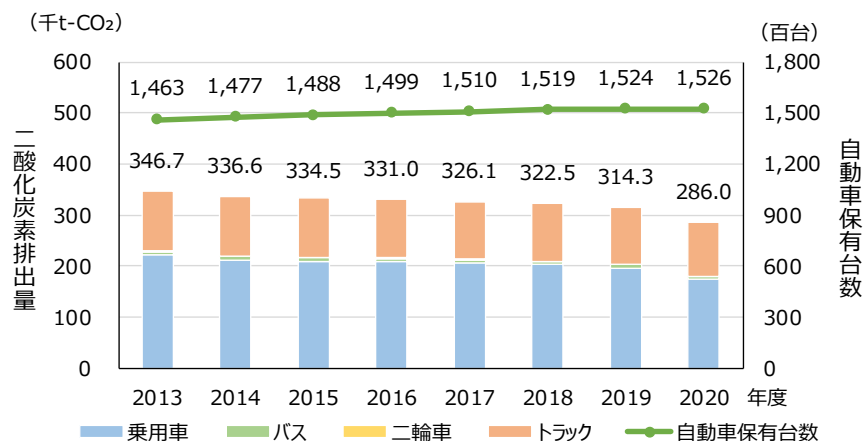
鉄道では、電力消費量の減少及び電気の排出係数の低下により、二酸化炭素排出量が減少したと考えられます。



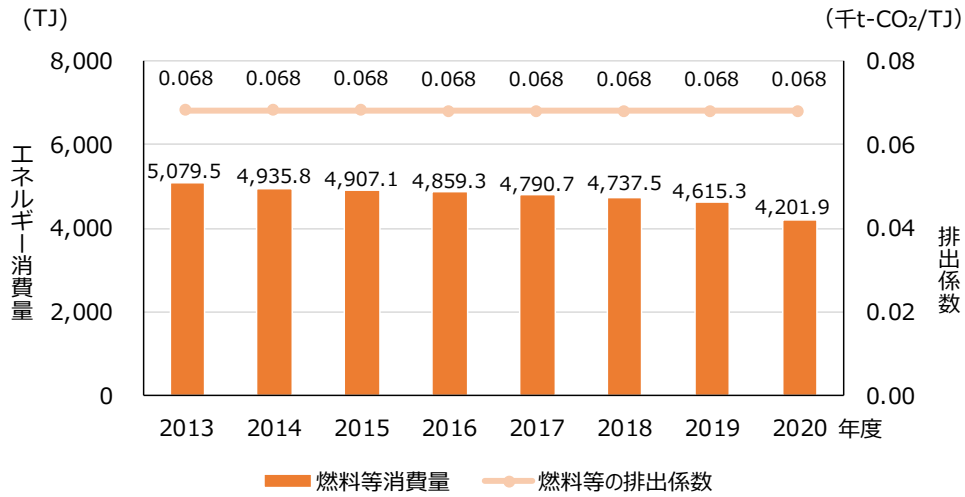
運輸部門区分別二酸化炭素排出量の推移



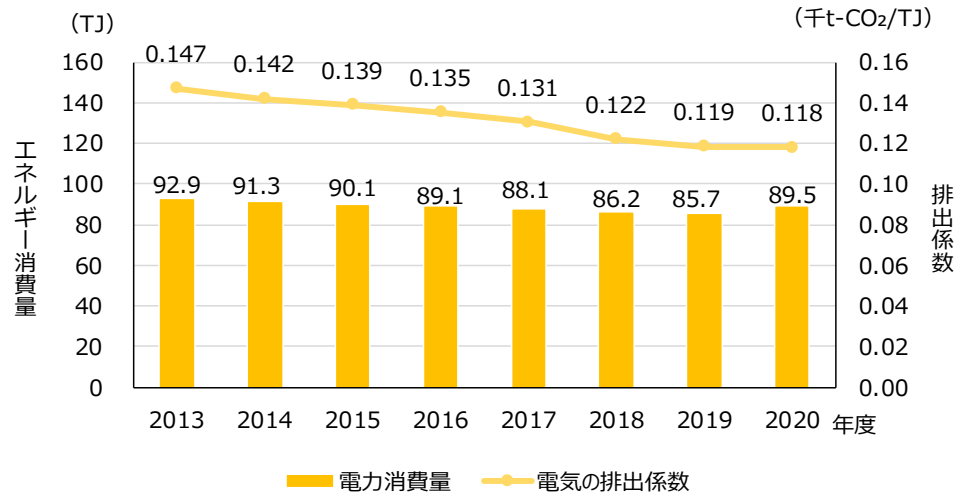
運輸部門の区分別二酸化炭素排出割合 (2020 (令和2) 年度)



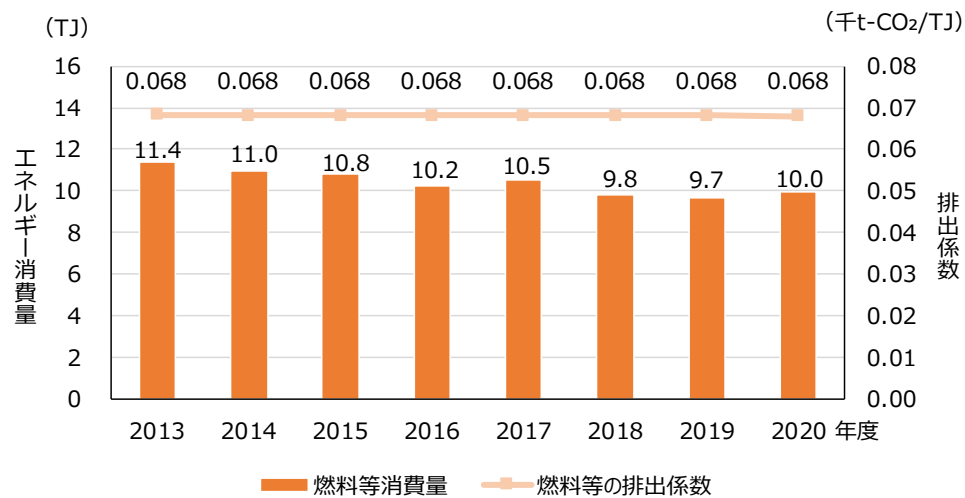
車種別二酸化炭素排出量及び自動車保有台数の推移



自動車の燃料等消費量及び燃料等の排出係数の推移



鉄道の電力消費量及び電気の排出係数の推移



鉄道の燃料等消費量及び燃料等の排出係数の推移

資料1

資料2

資料3

資料4

資料5

資料6

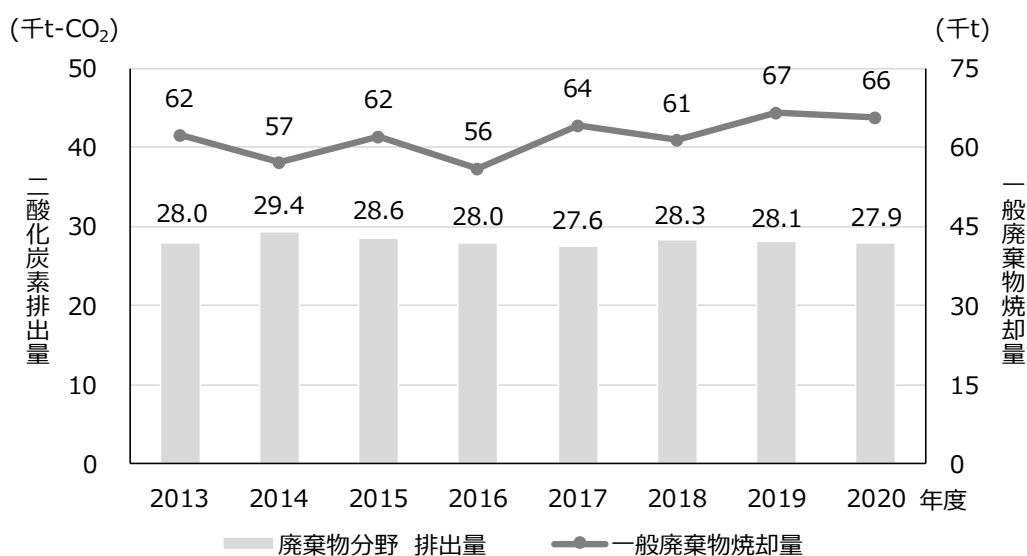
資料7

資料8

## (5) 廃棄物分類

廃棄物分野の2020（令和2）年度の二酸化炭素排出量は27.9千t-CO<sub>2</sub>で、2013（平成25）年度比で0.5%（0.1千t-CO<sub>2</sub>）減少しています。

廃棄物分野における二酸化炭素の排出はプラスチックの焼却に由来するもので、2020（令和2）年度は2013（平成25）年度と比較して一般廃棄物焼却量は増加しているが、二酸化炭素排出量が増加していることから、焼却処理量に占めるプラスチックの割合が減少したためと考えられます。

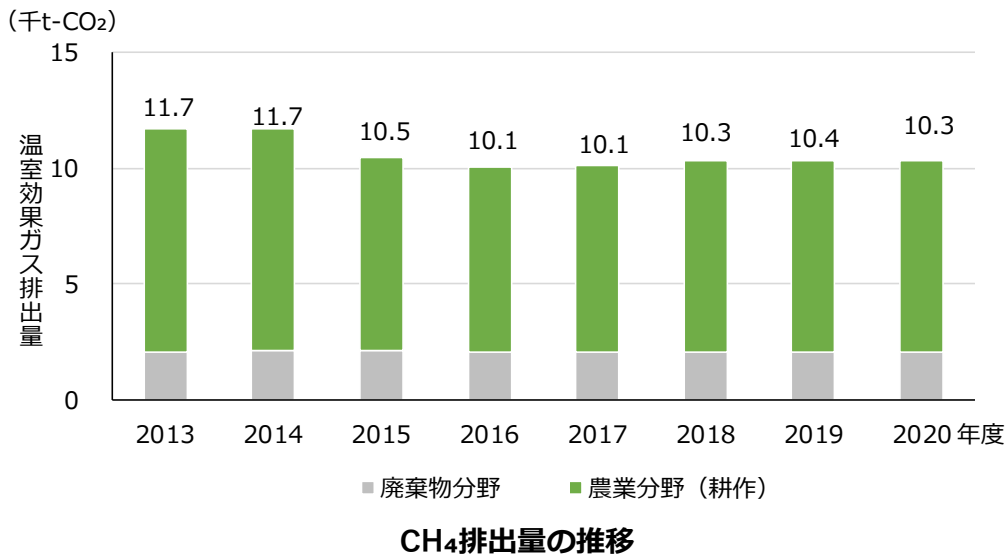
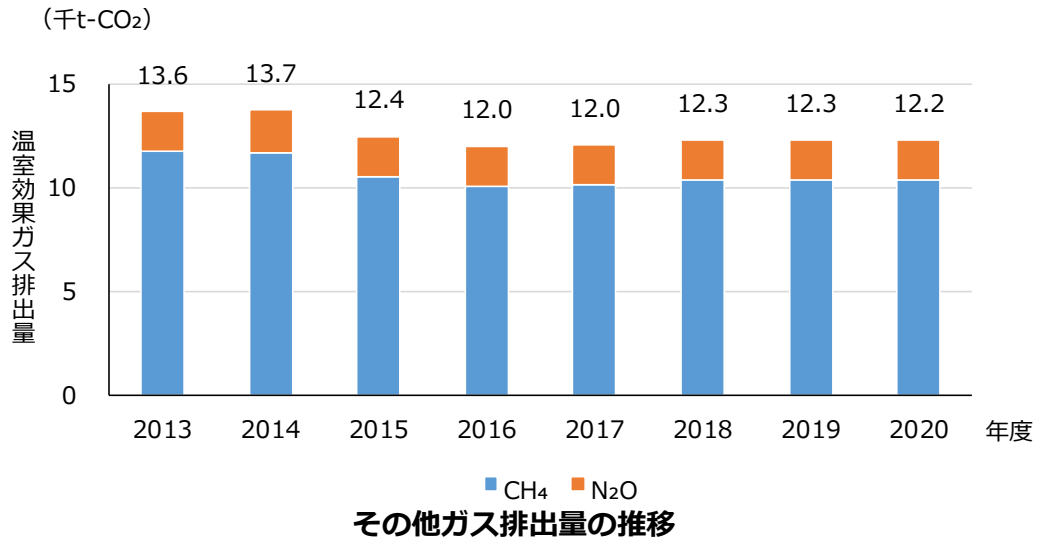


廃棄物分野の二酸化炭素排出量及び一般廃棄物焼却量の推移

## (6) その他ガス

その他ガスの2020（令和2）年度の排出量は、12.2千t-CO<sub>2</sub>で、2013（平成25）年度比で10.1%（1.4千t-CO<sub>2</sub>）減少しています。

その他ガスの排出量の多くをCH<sub>4</sub>が占めており、CH<sub>4</sub>の排出量の多くを占める農業分野（耕作）におけるCH<sub>4</sub>排出量の減少が、その他ガス排出量の減少に影響したと考えられます。



資料1

資料2

資料3

資料4

資料5

資料6

資料7

資料8

## 資料2 熊谷市の自然・生活・快適環境

### 自然環境

本市は、豊かな水辺や南部地域に広がる平地林や斜面林など変化に富んだ環境を有し、この環境に適した、多様な動植物が生息しています。

しかし、近年のほ場整備や宅地開発などによる樹林地の伐採や、屋敷林の減少、湧水の枯渇などにより、生息場所を失い個体数が減少しているものも確認されています。この中には絶滅危惧種も多く含まれており、生息・生育環境そのものの保全が課題となっています。

また、外来生物の侵入による生態系への影響や種の交雑も懸念されています。

生物多様性に関する世界の動向では、2010年に、世界179か国の参加による「第10回生物多様性条約締約国会議（COP10）」が愛知県で開催され、2020年までに生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急的に地域及び地球規模で行動することを盛り込んだ「愛知目標」が採択されました。その後、2022年12月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、2010年に採択された愛知目標の後継となる、2030年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、各国はそれを踏まえ生物多様性国家戦略を策定・改定することが求められました。我が国ではこれに先立ち生物多様性国家戦略の見直しの検討を進め、2023年3月31日に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定しました。

こうした流れを踏まえ、埼玉県においても「生物多様性保全県戦略」に基づき、全県的な保全活動を進めるとともに市町村単位での「生物多様性地域戦略」の策定・実行が求められています。

### (1) 利根川・福川

利根川の河原はコアジサシやチドリ類の繁殖地となっています。また、広い水面はカモ類などの水鳥の越冬地となっており、オオタカ、ハヤブサ、コミミズクなどの猛きん類も観察されています。

また、福川は熊谷市と行田市の境界で利根川に合流しますが、この付近もまたカモ類などの水鳥の越冬地となっており特にカンムリカイツブリ、ハクチョウ、ガン類の飛来地として近年注目されています。



## (2) 別府沼

貴重な自然が残されている総合公園として整備されています。ここにはミゾコウジュ、ヒメシロアサザ、ヒシ、ミズアオイ、ミズオオバコ、ミクリなど、多くの湿生植物が自生しており、これまでに14種の絶滅危惧種が確認されています。また、その生育環境は「別府沼を考える会」を中心として行われている清掃活動などにより守られています。

このほか、モグラやタヌキ、キツネ、イタチ、ノウサギなどの哺乳類が観察されているほか、鳥類はカイツブリ、コサギ、アオサギ、カワセミ、バンなどの水辺の鳥に加え冬場は多くのカモ類が越冬しています。

## (3) 観音山

荒川の浸食により残った丘陵（残丘と言われている）で、アカマツやクヌギ、コナラ、エゴノキ、ヤマツツジなどからなる樹林の林床には、全国2か所だけで確認されている低地性のニッコウキスゲやカタクリの小群落があります。

動物はアズマモグラやタヌキのほか、コゲラ、メジロ、エナガ、ヤマガラ、カケス等樹林性の鳥類、ノギリクワガタなどの昆虫類も確認されています。また、観音山の南側に沿って流れる小川にはシジミやカワニナが生息しています。

## (4) 荒川河川敷（荒川大麻生公園「野鳥の森」とその周辺・押切河原）

広瀬から大麻生地区に広がる荒川河川敷は、扇状地特有の形態をなし、草地には県内最大規模のカワラナデシコの群落があります。このほか、カワラサイコ、カワラハハコなど河原特有の植物は、出水氾濫などで河原の状態が維持されることが必要ですが、上流にダムが整備されたため、これに替わる火入れ管理が毎年行われています。この付近は、水面から砂れき地、草原、かん木林、明るい林、暗い森へと植生が遷移し、変化に富んだ環境となり、荒川大麻生公園として保全、管理されているため、野鳥の種類も多く、水面や砂れき地ではコハクチョウ、カモ類、シギ・チドリ類、サギ類が、草原やかん木林ではヒバリ、ホオジロ、キジなどが、明るい林や森ではエナガやアオゲラに加え夏鳥のキビタキやオオルリなどが春と秋の渡りの時期に、冬季にはベニマシコやミヤマホオジロなどが観察されます。

また、オオタカ、チョウゲンボウ、フクロウなどの猛きん類も1年を通じて観察されます。

昆虫類では、ヒメビロウドカミキリ、ミヤマセセリ、オオムラサキ、ハルゼミ、ミヤマチャバネセセリなども確認されています。

この上流部の押切河原は、平成8年に当時の環境庁が発表した「残したい日本の音風景百

選」に「荒川・押切虫の声」として選ばれた地域で、マツムシ、スズムシ、カントン、キリギリスなど 29 種類の鳴く虫が確認されています。

## (5) 元荒川とその源流

---

元荒川の源流を中心にムサシトミヨが生息しています。ムサシトミヨは冷たい湧き水に生息するトゲウオ科の魚で、かつては星溪園の玉の池やこの湧水を源流とする星川、佐谷田・久下地区の小川、本庄市や川越市、東京都西部に広く生息していましたが、湧水の枯渇によりしだいに姿を消し、現在の生息地は、地下水をくみ上げて流しているこの地域のみとなりました。地元の「熊谷市ムサシトミヨをまもる会」の会員を中心に保護活動が行われ、平成 3 年に県の魚として、平成 23 年には市の魚として指定されています。

魚類は、ムサシトミヨのほか、アブラハヤ、タモロコ、モツゴ、キンブナ、ギンブナ、ドジョウ、メダカ、トウヨシノボリなどが、エビ類ではヌカエビ、貝類ではニホンマメシジミ、カワナが確認されています。

水生植物は、エビモ、フサモ、ミクリ、バイカモなどが生息しています。

また、元荒川に沿って水田が点在しており、オニグルミ、クヌギ、ケヤキ等が生育しています。

きれいな川というだけでなく、地元の方たちの活動や周辺環境が評価され、平成 20 年 6 月には環境省から「平成の名水百選」に選定されました。

## (6) 南部地域

---

江南台地では斜面林や平地林が形成されており、クヌギ、コナラに加え植林されたスギやヒノキが見られます。また、大沼など多くのため池起源の池沼が点在しているのも特徴です。

動物は、アナグマ、タヌキ、キツネ、イタチ、ノウサギなどの中型の哺乳類が確認されています。

野鳥は、ホオジロ、ウグイス、ホトトギス、アカゲラに加え、オオタカ、フクロウなど猛きん類が観察されます。また大沼ではカモ類が越冬しています。

昆虫類では「国蝶」のオオムラサキが確認されているほか、つけぎ沼、柴地区・千代地区などの水路や和田吉野川の一部ではゲンジボタルが生息しています。市では、「熊谷市ホタルの保護に関する条例」を制定し、ホタルが生息できる水環境の保全を図っています。

## (7) 農耕地

放棄された水田地帯においては、ヨシ、ヒメガマ、イヌビエなどの湿地性の植物が繁茂し、ミゾソバ等の群落も形成されています。

動物は、アズマモグラ、タヌキ、イタチ、カヤネズミなどの哺乳類のほか、鳥類ではサギ類やカルガモなどの水鳥やキジ、ヒバリなどが、東部地区の農耕地ではシラコバトが確認されています。また、別府沼周辺の水の張られた休耕田では秋の渡りの時期に多くのシギ、チドリ類が確認されています。

## (8) 市街地

植物はケヤキ、イチョウ等の街路樹や、公園や民家に植栽された樹木が生育しています。

動物は、アブラコウモリのほか、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリ、メジロ、シジュウカラ、スズメなどの野鳥が見られます。近年、ツミやチョウゲンボウなどの猛きん類の繁殖も確認されています。

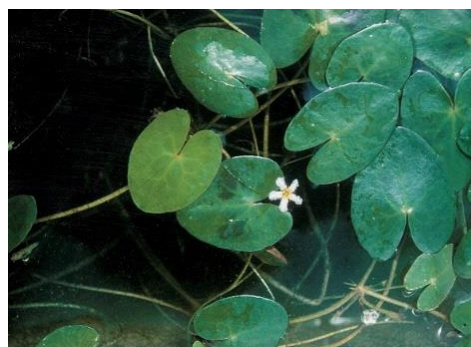
## (9) 本市でみられる希少な動植物

植物では、別府沼周辺のヒメシロアサザ、ミズアオイ、キツネノカミソリ、江袋沼周辺のキタミソウ、ヒシ、ミズオオバコ、観音山のカタクリ、イヌノフグリ、荒川大麻生公園のカワラナデシコ、南部地域のホソバイヌタデ、大里庁舎周辺のアブノメなどが該当しています。動物では、元荒川のムサシトミヨ、荒川大麻生公園のミヤマシジミ、吉見堰(ぜき)幹線用水路のゲンジボタル、南部地域のズイムシハナカメムシ、鳥類に関しては市内でオオタカ、チュウサギ、コアジサシ、シラコバト、フクロウなどが該当しています。

なかでも市の魚であるムサシトミヨは、世界で本市が唯一の生息地であることから、県や市民団体との協力体制による保護活動が活発に行われています。生息数は、平成13年度33,510尾、平成17年度15,757尾、平成23年度22,655尾、平成27年度2,345尾、令和2年度4,754尾と推移しており、生息域の環境改善等を目的とした調査を実施しています。また、ゲンジボタルについては、「熊谷市ホタルの保護に関する条例」を定めて、保護活動が行われており、令和5年度に行われた調査では、条例で定める保護重点区域において948匹確認されました。



カワラナデシコ



ヒメシロアサザ



オオタカ



キタミソウ



ムサシトミヨ



## (10) 特定外来生物

外来生物とは、本来その地域に生息していなかったが、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことです。人間の移動や物流が活発になり、多くの動物や植物がペットや展示用等の目的で輸入されています。また、荷物や乗り物等にまぎれて持ち込まれたものも多くあります。一部の外来生物は、生態系のみならず、人間や農林水産業などに悪影響を及ぼしており、積極的な駆除、抑制を行うため、「外来生物法」に基づき特定外来生物として指定されています。

特定外来生物に指定されたものについては、飼育、栽培、保管及び運搬することが原則禁止されています。特定外来生物を野外において捕まえた場合、運搬に該当するため持って帰ることは禁止されていますが、その場ですぐに放すことは規制の対象とはなりません。

本市においても、アライグマやウシガエル、ブルーギル、クビアカツヤカミキリ、オオキンケイギク、アレチウリなどの特定外来生物がみられます。

### ■ 本市で確認された特定外来生物

分類群	科	特定外来生物
哺乳類	アライグマ	アライグマ
鳥類	チメドリ	ガビチョウ
		ソウシチョウ
両生類	アカガエル	ウシガエル
<small>じょうきあてう</small> 条 鱈 虫 綱 (魚類)	サンフィッシュ	ブルーギル
		コクチバス
		オオクチバス
維管束植物	キク	オオキンケイギク
		オオハンゴンソウ
	ゴマノハグサ	オオカワヂシャ
	ウリ	アレチウリ
昆虫類	カミキリムシ	クビアカツヤカミキリ

資料：熊谷市環境基本計画自然環境調査報告書（平成 12 年 3 月）、

環境省・農林水産省 生態系被害防止外来種リスト（平成 28 年 3 月）



特定外来生物（アライグマ） 資料：埼玉県



フラス（クビアカツヤカミキリの幼虫による排出物）

提供：環境科学国際センター



クビアカツヤカミキリ

提供：環境科学国際センター



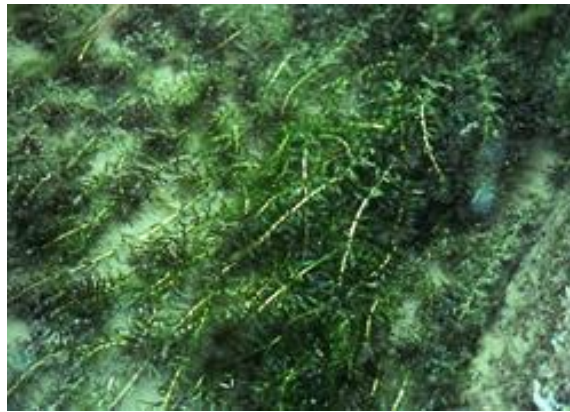
サクラに侵入した1頭の幼虫による摂食範囲

提供：環境科学国際センター

## (11) 生態系被害防止外来種

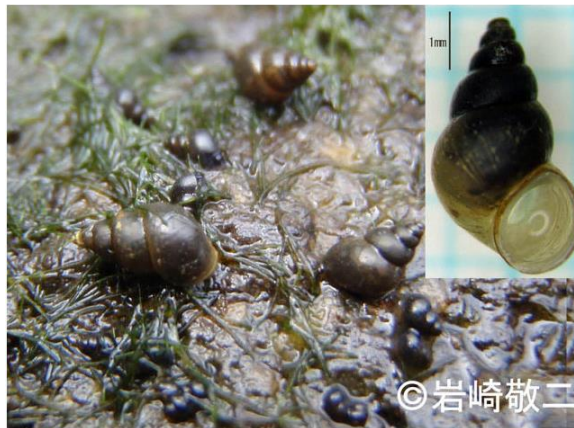
生態系被害防止外来種は、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすまたはそのおそれがあるものを生態的特性及び社会的状況も踏まえて、環境省及び農林水産省が作成・公表するものです。

元荒川では、アメリカザリガニ（緊急対策外来種）、コカナダモ、オランダガラシ、キショウブ（以上、重点対策外来種）、コモチカワツボ（その他の総合対策外来種）が確認されており、ムサシトミヨ保護のため、アメリカザリガニの駆除を行っています。



コカナダモ

資料：外来植物図鑑（農研機構 農業環境変動研究センター）



コモチカワツボ

資料：侵入生物データベース（国立研究開発法人 国立環境研究所）

## 生活環境

### (1) 大気

本市は、東西に走る国道 17 号、南北に走る国道 407 号が交差している交通の要衝として自動車の交通量が多く、また、熊谷工業団地、妻沼西部工業団地及び吉岡地区等に工業団地を抱え、工場も多数立地しています。

このことから、埼玉県は本市内に一般環境大気測定局 2 か所、自動車排出ガス測定局 1 か所を設置し、二酸化硫黄・二酸化窒素・一酸化炭素・浮遊粒子状物質・微小粒子状物質(PM2.5) (※1)・光化学オキシダント(※2)を公定法により測定して常時監視を行っており、近年では、光化学オキシダントを除き環境基準を達成しています。

市では独自に、交通量の多い道路沿いにおいて自動車から排出される二酸化窒素を、また、工業団地内の工場から排出される二酸化窒素・二酸化硫黄を、それぞれフィルターバジ法(簡易測定法)により測定しています。簡易測定法による測定結果ですので、環境基準との単純比較はできませんが、目安としては全ての地点で環境基準を達成しています。

また、降下ばいじんについてはデポジットゲージ法で測定しており、環境汚染の目安としている 10 t / km<sup>2</sup> / 月(※3)を全ての測定地点で達成しています。

大気中のオキシダント濃度が上昇することにより発令される光化学スモッグの予報(0.12ppm 以上が予想される時)及び注意報(0.12ppm 以上となった時)は、日差しや気温・風の強さ等の影響もあり、例年 7 月、8 月に多く発令されています。

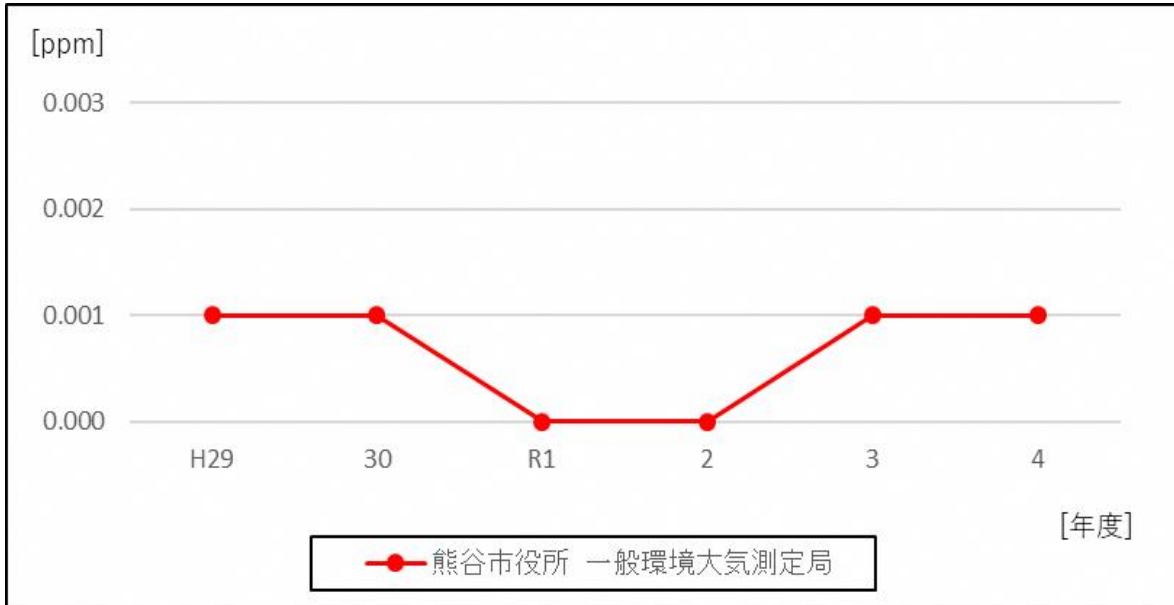
今後は、光化学オキシダント濃度の低減と、光化学スモッグの発生に伴う健康被害を予防するためのより充実した体制づくりが求められます。

- ※1 微小粒子状物質(PM2.5)について、埼玉県内では、令和 5 年度は 66 か所で測定を実施しており、本市では 3 か所で測定を行っている。
- ※2 光化学オキシダントについて埼玉県内では、令和 5 年度は 55 か所で測定を実施しており、本市では 2 か所で測定を行っている。
- ※3 スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行(平成 2 年 7 月 3 日環境庁大気保全局長通知)による。



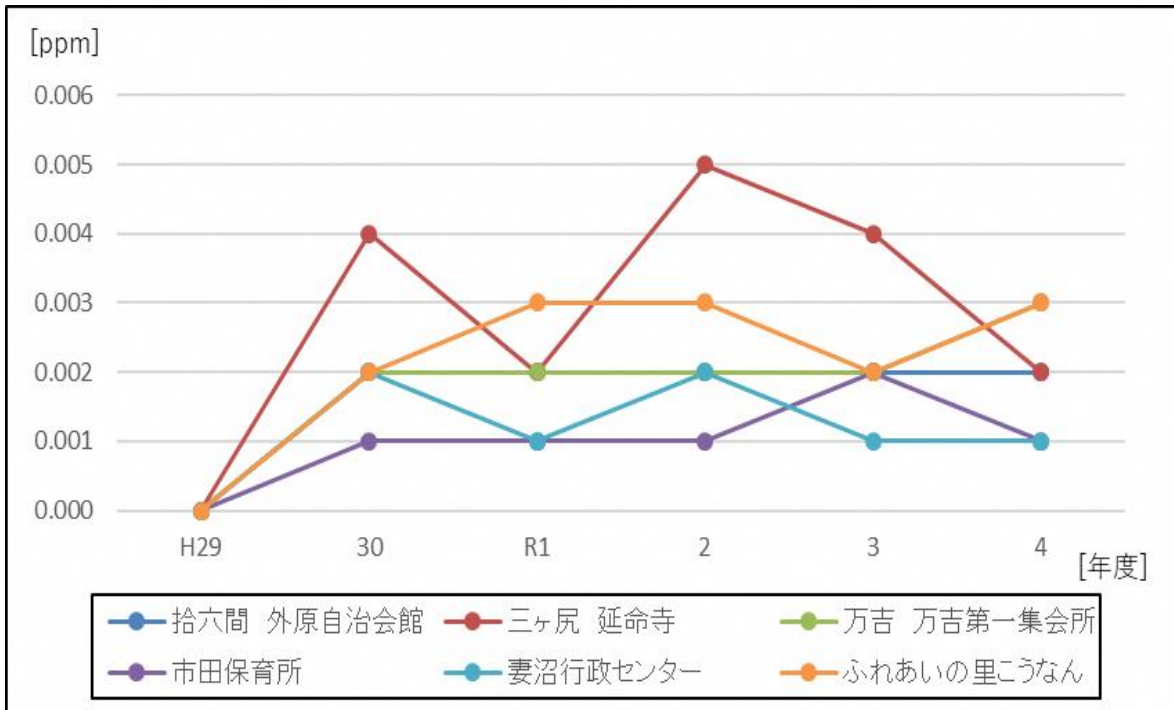
■二酸化硫黄（年平均値）の推移

◇埼玉県実施調査結果（市内1地点）



※ 二酸化硫黄に係る環境基準…1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

◇熊谷市実施調査結果（市内6地点）



※ 二酸化硫黄に係る環境基準…1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

資料1

資料2

資料3

資料4

資料5

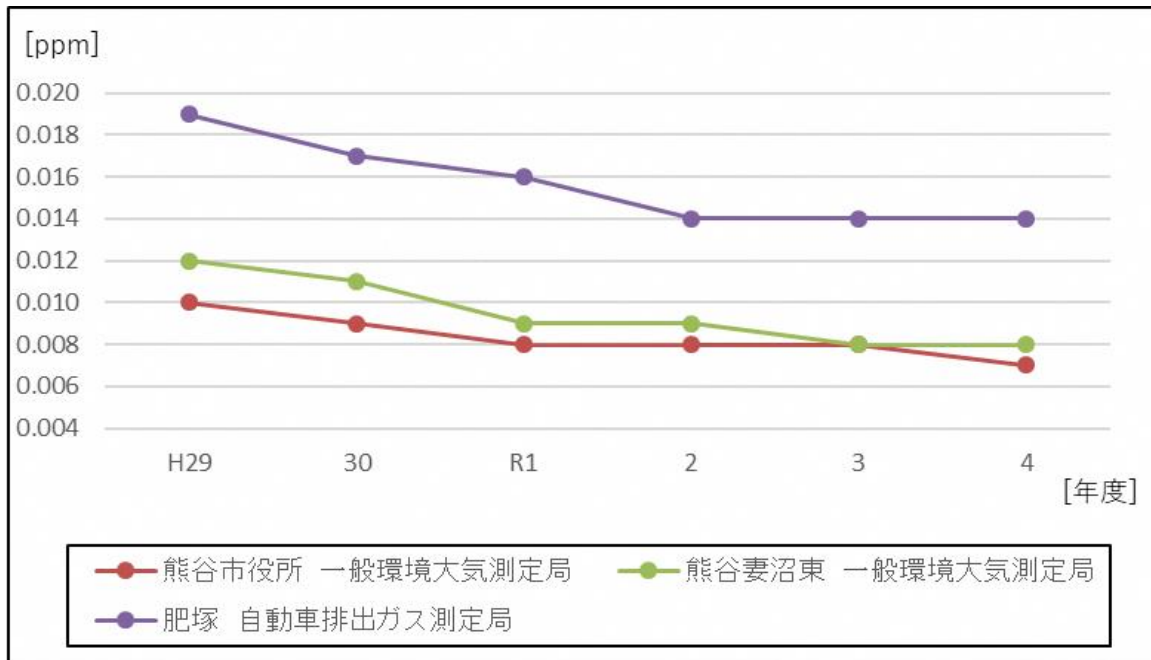
資料6

資料7

資料8

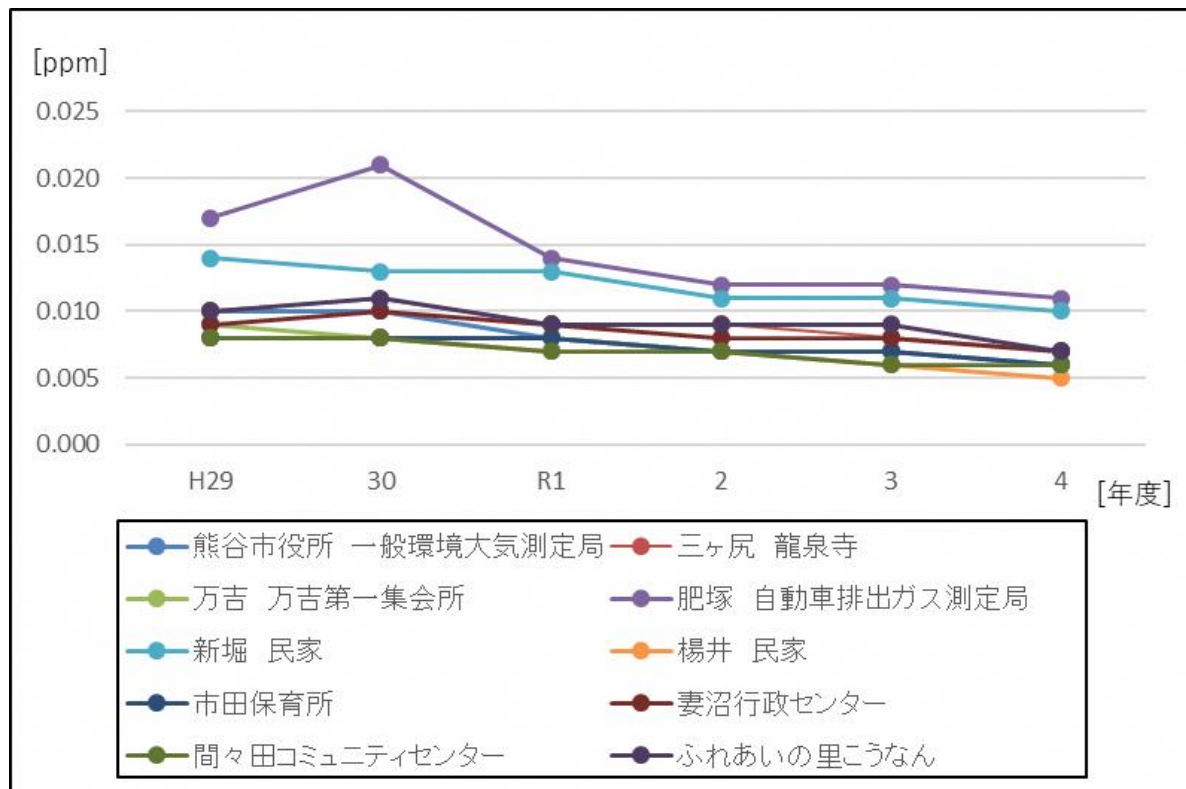
■二酸化窒素（年平均値）の推移

◇埼玉県実施調査結果(市内3地点)



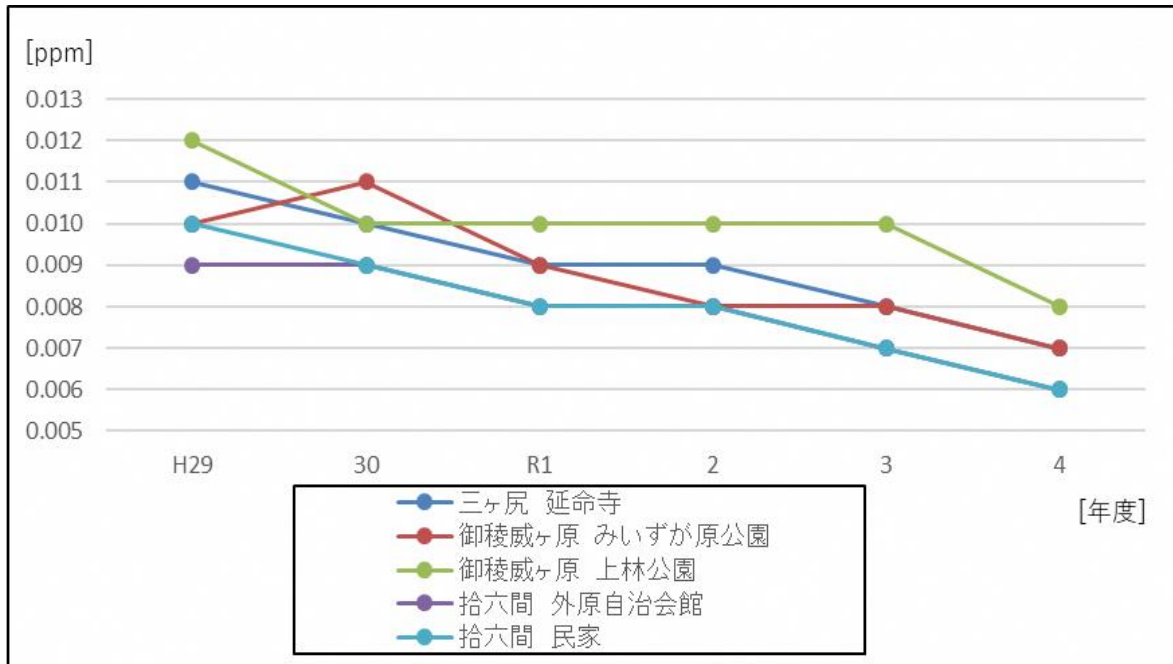
※ 二酸化窒素に係る環境基準…1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

◇熊谷市実施調査結果（市内10地点）



※ 二酸化窒素に係る環境基準…1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

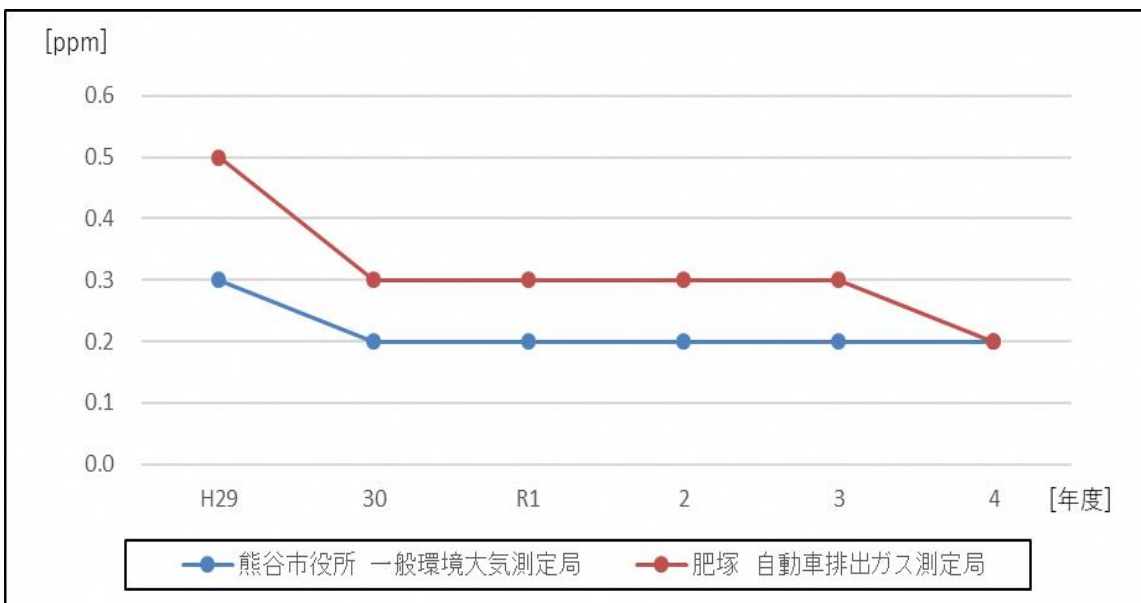
◇熊谷市実施調査結果（工業団地周辺）（市内5地点）



※ 二酸化窒素に係る環境基準…1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

■一酸化炭素（年平均値）の推移

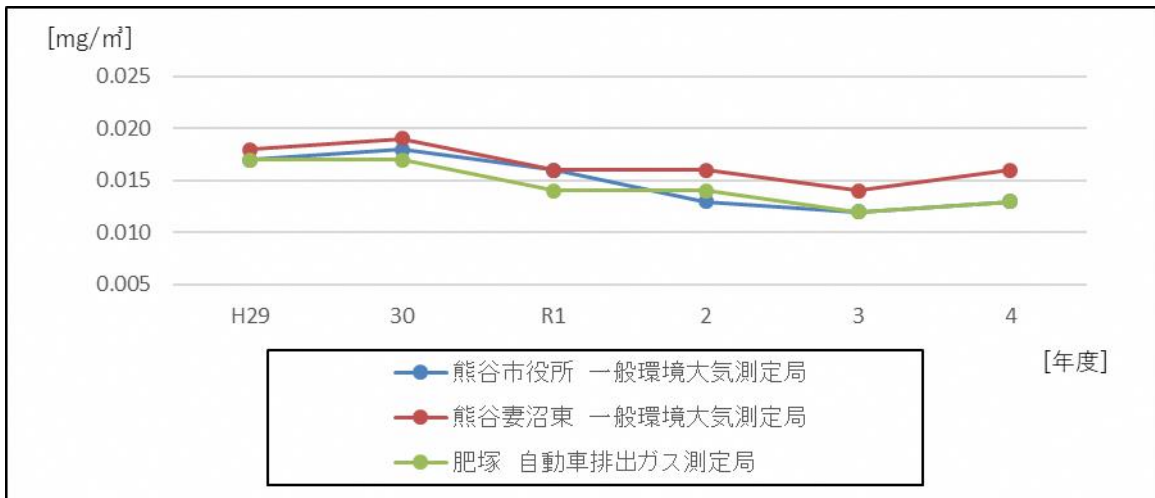
◇埼玉県実施調査結果(市内2地点)



※ 一酸化炭素に係る環境基準…1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

■浮遊粒子状物質（年平均値）の推移

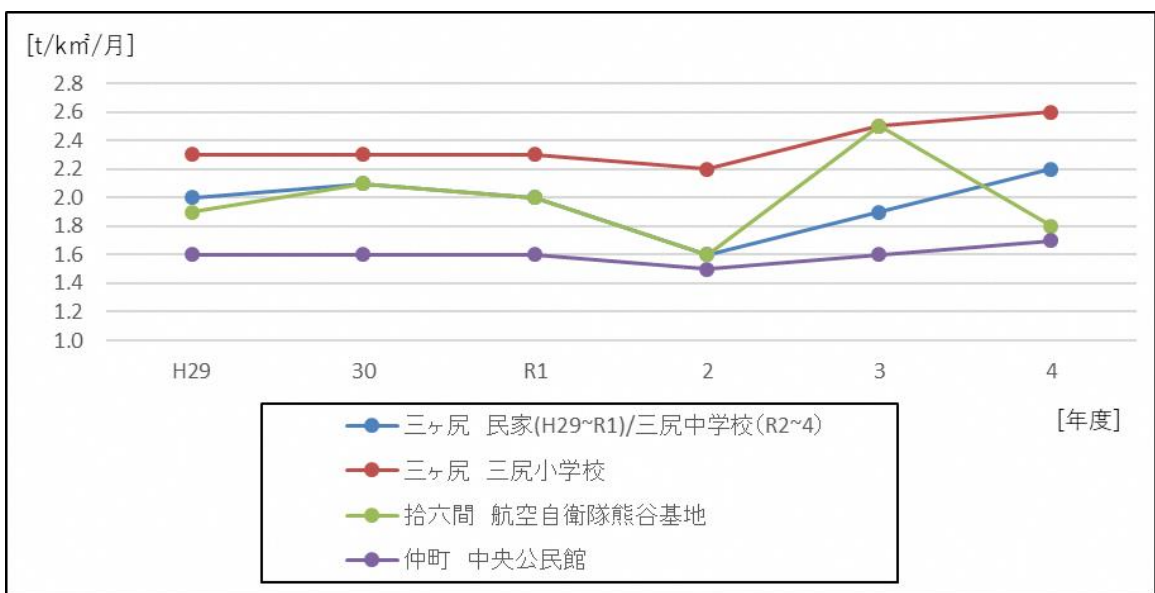
◇埼玉県実施調査結果(市内3地点)



※ 浮遊粒子状物質に係る環境基準…1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m³以下であること。

■降下ばいじん（年平均値）の推移

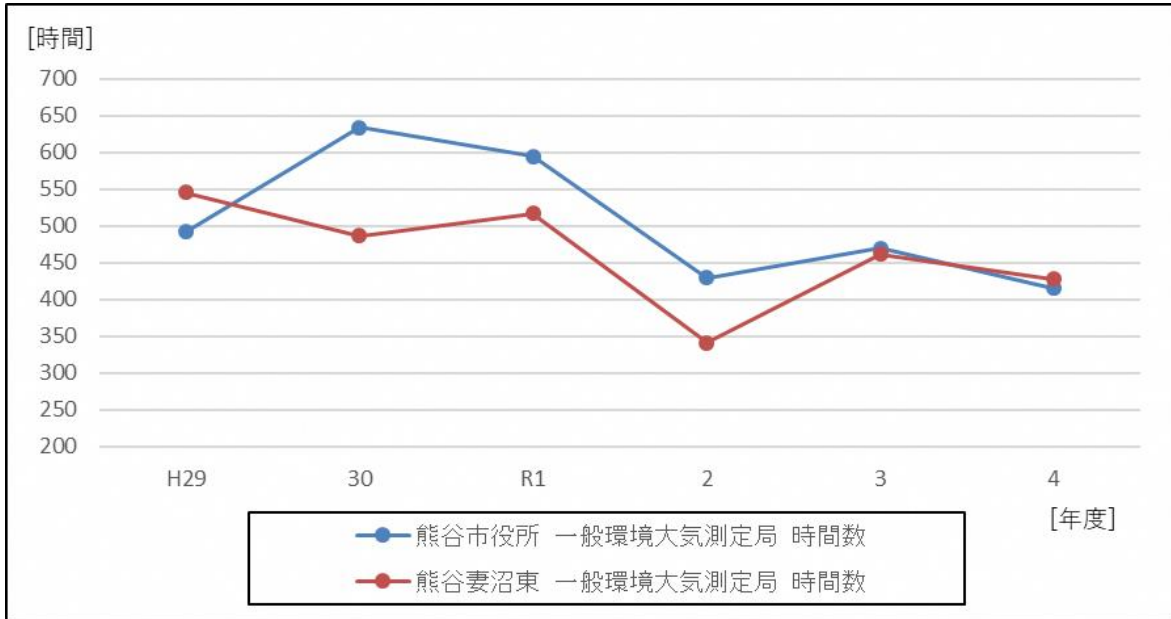
◇熊谷市実施調査結果(市内4地点)



※ 降下ばいじんに係る市の目安…10t/km²/月。スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行（平成2年7月3日環境庁大気保全局長通知）による。

■光化学オキシダントの環境基準超過時間数の推移

◇埼玉県実施調査結果(市内2地点)

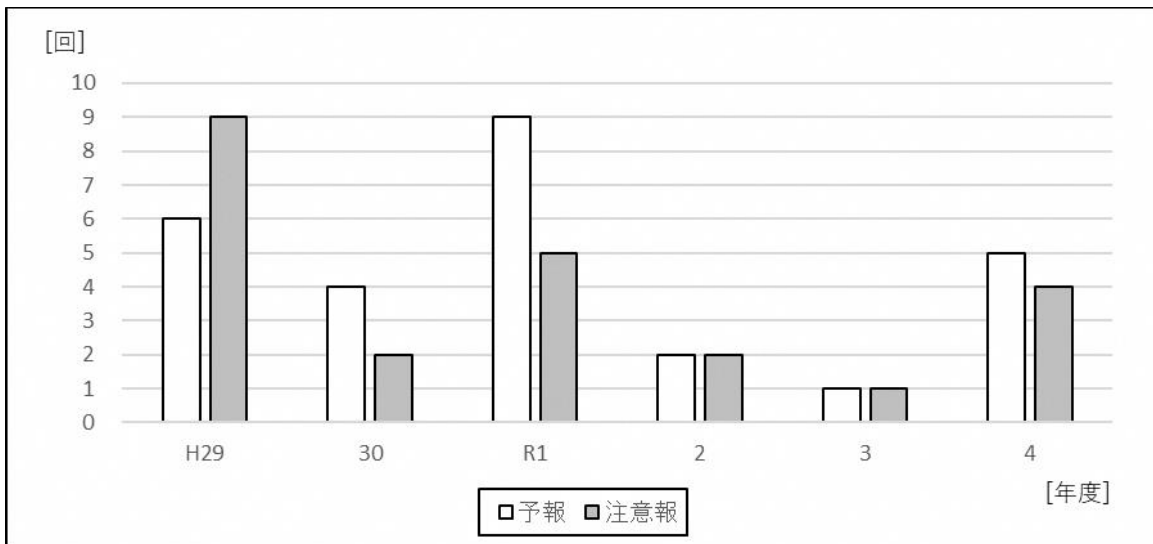


※ 光化学オキシダントに係る環境基準…1時間値が0.06ppm以下であること。

※ 時間数…1時間値が0.06ppm以上の時間数。

■光化学スモッグ注意報等の発令回数の推移

◇埼玉県実施調査結果



※ 5月から10月の期間で発令されるが、特に7月と8月に発令される回数が多い。

資料1

資料2

資料3

資料4

資料5

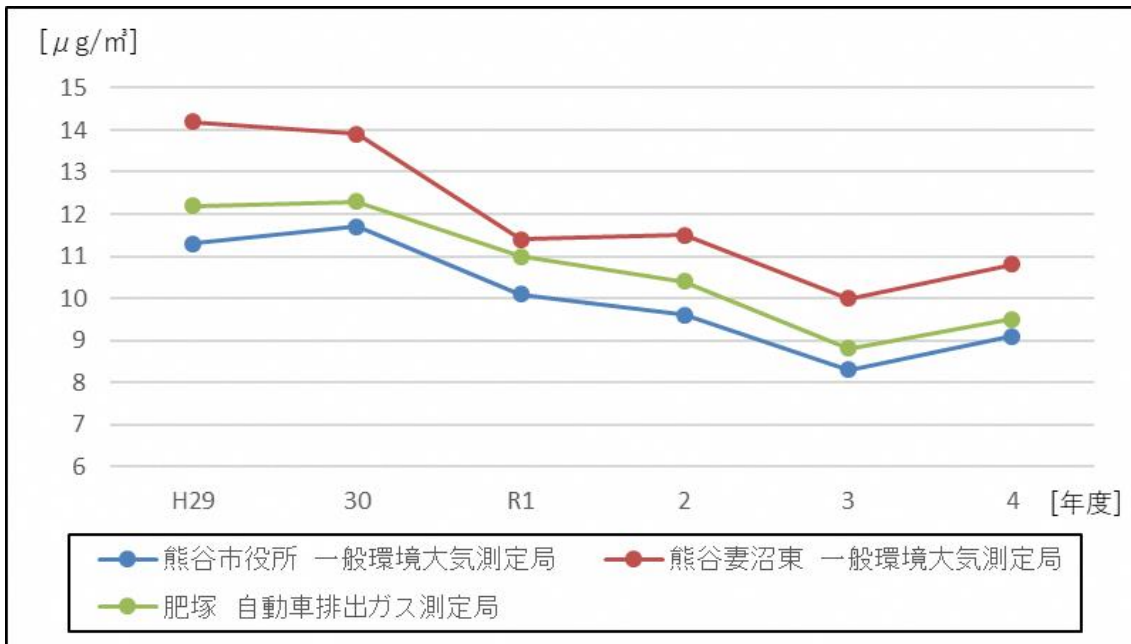
資料6

資料7

資料8

■ 微小粒子状物質濃度（年平均値）の推移

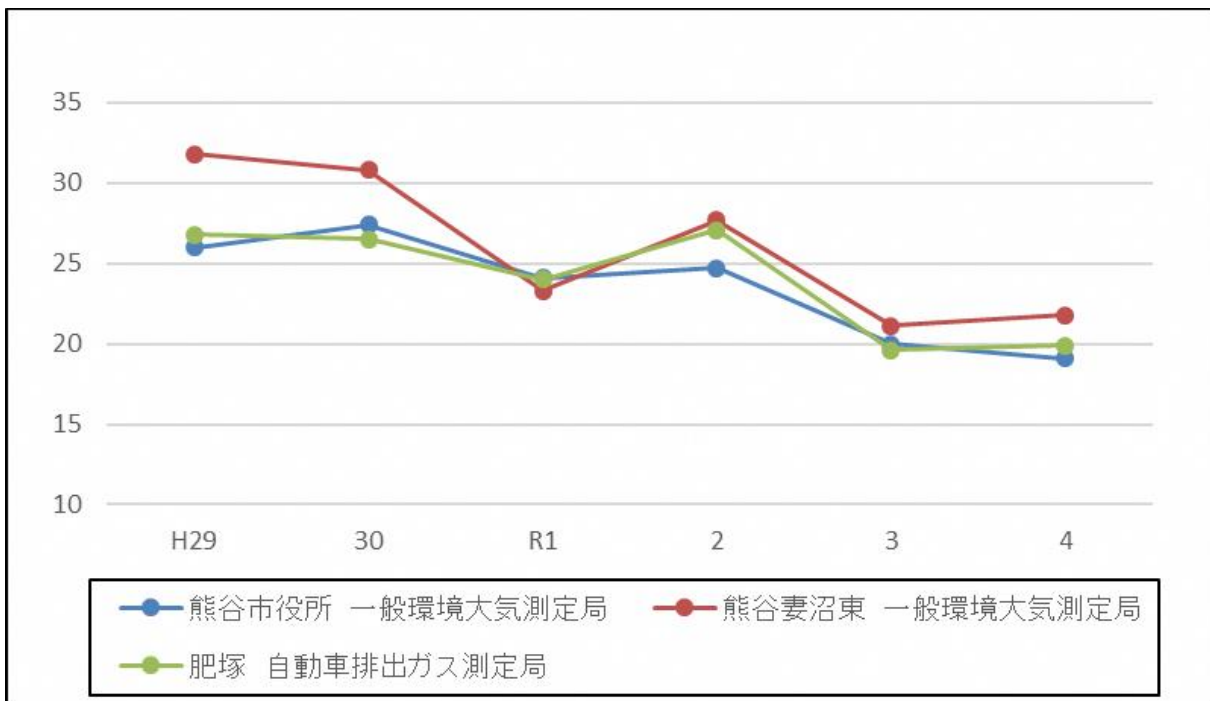
◇ 埼玉県実施調査結果(市内3地点)



※ 微小粒子状物質に係る環境基準…1年平均値が  $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であり、かつ、1日平均値が  $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であること。

■ 微小粒子状物質濃度（日平均値の98%値）の推移

◇ 埼玉県実施調査結果(市内3地点)



※ 微小粒子状物質に係る環境基準…1年平均値が  $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であり、かつ、1日平均値が  $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であること。



■熊谷市の大気測定地点と測定項目

測定地点	実施機関	記号	測定項目
熊谷 [熊谷市役所] (一般環境大気測定局)	埼玉県	●	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )、窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )、一酸化炭素 (CO)、浮遊粒子状物質 (SPM)、光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )、微小粒子状物質 (PM2.5)、風向・風速、温度・湿度
熊谷妻沼東 [妻沼中央公民館] (一般環境大気測定局)	埼玉県	○	窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )、浮遊粒子状物質 (SPM)、光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )、微小粒子状物質 (PM2.5)、風向・風速
肥塚 (自動車排出ガス測定局)	埼玉県	○	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )、窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )、一酸化炭素 (CO)、浮遊粒子状物質 (SPM)、微小粒子状物質 (PM2.5)、炭化水素 (HC)、風向・風速
市内 6 地点	熊谷市	○	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )
市内 10 地点	熊谷市	△	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )
三ヶ尻地区 5 地点 (熊谷工業団地周辺地域)	熊谷市	▲	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )
三ヶ尻・仲町地区 4 地点	熊谷市	●	降下ばいじん
熊谷市役所	埼玉県	□	有害大気汚染物質等
緑化センター	埼玉県	□	特定フロン等物質、代替フロン物質
三ヶ尻	埼玉県	×	ダイオキシン類



資料 1  
資料 2  
資料 3  
資料 4  
資料 5  
資料 6  
資料 7  
資料 8

## (2) 水質

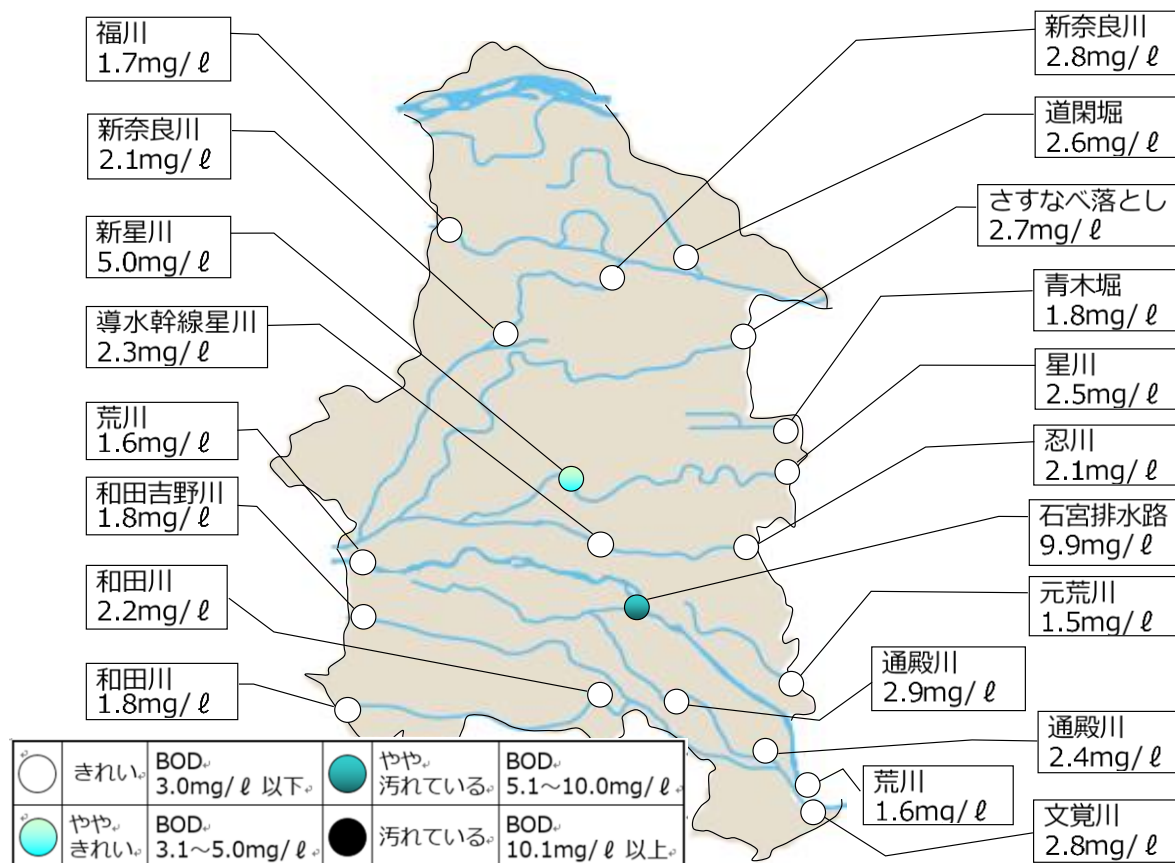
本市は、荒川、利根川の2大河川と和田吉野川、和田川、福川、元荒川、通殿川等の一級河川、新奈良川、新星川の準用河川や用排水路のほか、別府沼やさらには江南地区には大沼をはじめとする多くの池沼があります。

水質の測定調査を主要河川と用水路などで実施しており、令和4年度は20か所で実施しました。

「生活環境の保全に関する環境基準」の指標の一つであり、一般的に川の汚れの目安に使われている生物化学的酸素要求量（BOD）については、ほとんどの調査地点が「きれい」または「ややきれい」の範囲でしたが、新星川など一部の河川・水路において数値が改善されていないところがあります。

河川の水質汚濁の原因の約7割は、一般家庭の生活排水によるものと考えられています。このため、熊谷市生活排水処理基本計画に基づき、市街地における公共下水道の整備推進、公共下水道区域外における合併処理浄化槽設置の促進及び農業集落排水処理施設の適正な維持管理(2022(令和4)年度汚水処理率78.3%)を行い、排水の浄化に努めていますが、排出者である市民一人一人が、生活排水浄化に対する高い認識を持って生活様式の改善を図ることが求められます。

### ■令和4年度公共用水域水質調査結果～主な河川と用水路の水質～





### (3) 騒音・振動・悪臭

騒音を発生させる施設や作業に対しては、「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」による規制があり、市では、規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれていると認められる事業所等に対して指導を行っています。空調機器の使用やペットの鳴き声等、家庭からの騒音に対する法令規制はありませんが、周辺への配慮が必要です。

本市では、国道・県道の11地点(※1)で継続して自動車騒音測定を実施し、道路管理者に結果を提供しています。騒音規制法で定める要請限度(※2)の達成状況には改善がみられますが、いくつかの測定地点において、環境基準を超過している状況が続いています。

また、平成21年度からは、国道・県道で、自動車騒音常時監視を実施しています。自動車騒音常時監視は、国道・県道で、2車線以上の車線を有する道路等に面する住居等が存在する地域で、道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音に対して当該地域がさらされる年間を通じて平均的な状況を把握するものです。本市では、平成21年度から5年のローテーションで監視することとしており、平成31年度から令和4年度の4年間に行った区間全体の環境規準達成率は、95.4%となっています。

上越新幹線の騒音・振動測定を埼玉県が宮本町・三ヶ尻の2地点で実施しており、両地点とも環境基準値、指針値を達成しています。

また、悪臭については、継続して悪臭苦情が寄せられている工場及び事業場では悪臭の測定を行い、測定の結果規制基準の超過が認められた場合は改善の指導を行っています。なお、測定方法は、従前は特定悪臭物質22項目についての濃度測定でしたが、平成19年10月1日から、近年の未規制物質臭や複合臭への対応も可能となる「臭気指数規制方式」を導入しました。

今後も引き続き、規制基準等を遵守するよう、工場及び事業場に対し、環境基準等の達成に向けた指導、要請に努めるなど、良好な生活環境を保全することが求められます。

※1 令和3年度までは12地点。環境基準を大きく達成し続けていること、騒音苦情が発生していないことから、令和4年度に1地点において測定を廃止しました。

※2 騒音規制法第17条第1項の規定に基づき、自動車騒音が一定の限度を超えていることにより、道路周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、市町村長が都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとします。この自動車騒音の一定の限度のことを要請限度といいます。騒音規制法第21条の2に基づき市町村長が騒音の大きさを測定します。

■自動車騒音の測定結果（環境基準及び要請限度との比較）

（単位：dB）

路線名	測定地点	昼間（午前6時～午後10時）						夜間（午後10時～午前6時）					
		平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
①一般国道17号	石原1-127	67	66	67	66	66	66	65	65	64	63	63	63
②一般国道125号	佐谷田498	64	63	63	63	62	62	59	58	59	59	57	58
③一般国道140号バイパス	大麻生5-5	68	68	68	68	67	67	64	64	63	64	63	63
④一般国道407号	河原町1-157	71	70	71	70	70	70	69	69	70	69	69	68
⑤一般国道407号	村岡705-1	68	67	68	67	68	65	67	66	67	67	68	64
⑥一般県道太田熊谷線	肥塚3-3-17	69	68	66	65	66	66	67	67	64	64	65	64
⑦主要地方道熊谷小川秩父線	万吉2222-1	68	68	67	66	68	67	63	62	62	61	62	61
⑧主要地方道深谷東松山線	三ヶ尻2868-1	64	64	65	64	65	64	60	60	60	59	60	60
⑨主要地方道熊谷館林線	肥塚701-13	66	64	64	65	65	65	61	59	59	59	60	59
⑩一般県道武蔵丘陵森林公園広瀬線	万吉916	61	60	60	61	61	61	58	58	57	59	59	59
⑪一般国道熊谷バイパス	柿沼449-5	63	63	65	64	65	63	61	60	62	62	62	60
⑫一般国道熊谷バイパス	肥塚596-1	55	53	54	53	53	52	51	51	51	51	50	50
環境基準		70						65					
要請限度		75						70					

※網掛けは、環境基準超過を示す。

■自動車騒音常時監視の測定結果（環境基準との比較）

路線名	達成率(%)	住居等戸数	達成戸数	路線名	達成率(%)	住居等戸数	達成戸数
一般国道125号	98.0	49	48	籠原停車場線	100.0	55	55
一般国道140号	82.8	413	342	ときがわ熊谷線	100.0	38	38
一般国道17号	88.3	2753	2431	北河原熊谷線	100.0	38	38
一般国道407号	86.8	1256	1090	石原停車場線	99.4	181	180
熊谷小川秩父線	100.0	749	749	青山熊谷線	99.4	165	164
本庄妻沼線	98.5	136	134	弁財深谷線	99.5	402	400
深谷東松山線	99.3	554	550	原郷熊谷線	99.0	516	511
羽生妻沼線	99.6	709	706	新堀尾島線	94.2	720	678
行田東松山線	86.0	43	37	小島太田線	100.0	62	62
熊谷児玉線	100.0	38	38	弥藤吾行田線	100.0	361	361
熊谷寄居線	100.0	252	252	福田鴻巣線	97.9	48	47
熊谷館林線	99.9	865	864	太田熊谷線	99.4	1056	1050
熊谷停車場線	87.5	96	84	小八林久保田下青島線	100.0	3	3
深谷飯塚線	100.0	147	147	美土里町新堀線	100.0	705	705
熊谷羽生線	98.9	641	634	葛和田新堀線	99.5	599	596
小江川本田線	100.0	73	73	武蔵丘陵森林公園広瀬線	90.8	76	69

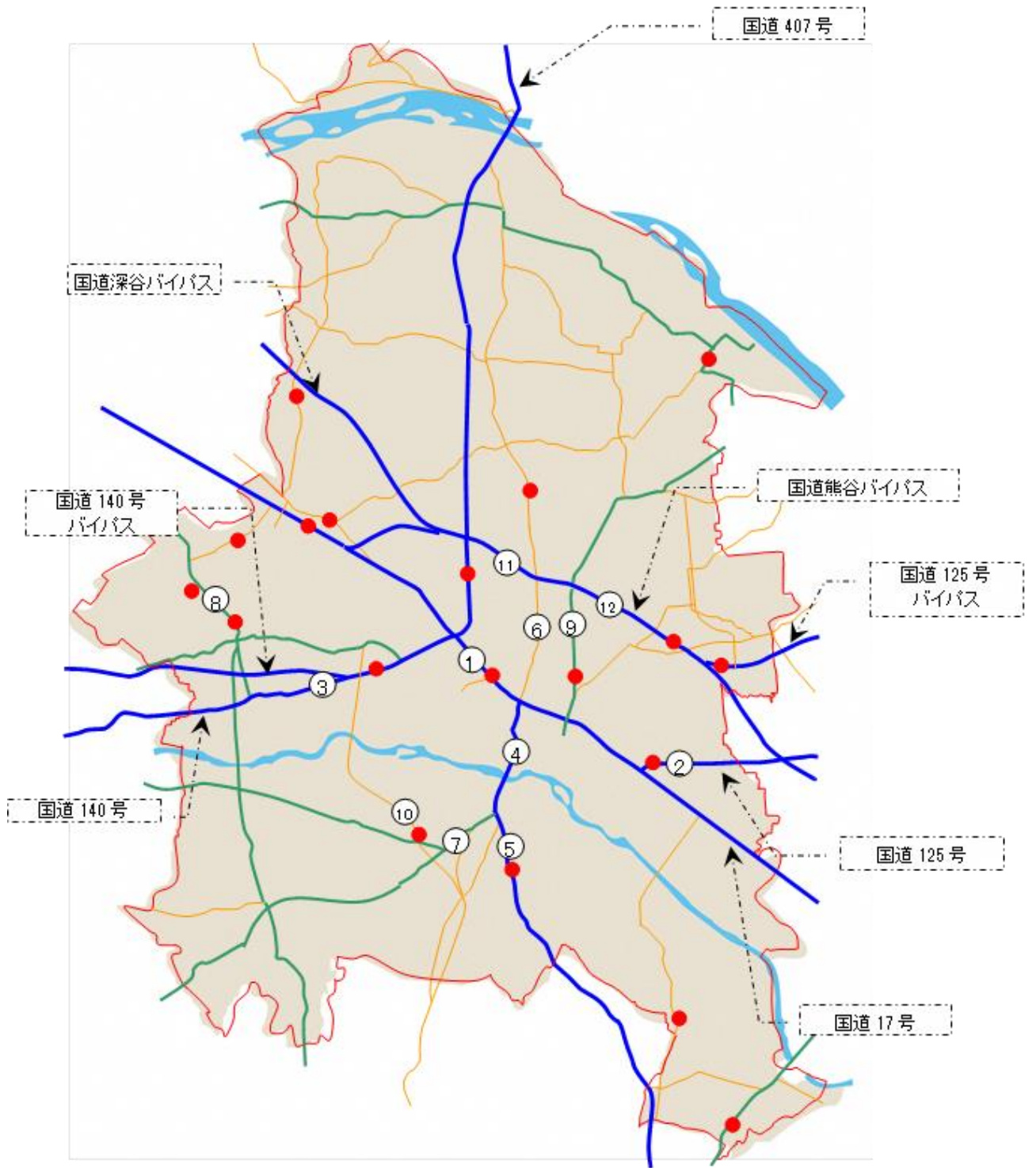
※網掛けは環境基準超過を示す。

■自動車騒音常時監視の実測評価区間の測定結果（環境基準との比較）

測定地点	評価対象道路 路線名	等価騒音レベル (dB)		測定地点	評価対象道路 路線名	等価騒音レベル (dB)	
		昼間	夜間			昼間	夜間
		上之	一般国道17号			73	73
新堀	一般国道17号	71	69	小八林	行田東松山線	71	67
広瀬	一般国道140号	71	69	三ヶ尻	熊谷児玉線	65	61
下奈良	太田熊谷線	68	64	新堀新田	美土里町新堀線	66	65
上恩田	一般国道407号	67	66	原島	一般国道407号	66	63
石原	一般国道17号	66	63	相上	青山熊谷線	66	59
三ヶ尻	深谷東松山線	69	64	玉井	原郷熊谷線	66	59
中西	熊谷館林線	60	54	西別府	新堀尾島線	70	66
池上	一般国道125号	68	66	御正新田	武蔵丘陵森林公園広瀬線	69	67
佐谷田	一般国道125号(現：県道熊谷羽生線)	69	65				

※網掛けは環境基準超過を示す。

■熊谷市の自動車騒音測定地点



- ※ 丸数字は、自動車騒音の測定点を示す。
- ※ 赤丸は、実測評価区間の測定点を示す。

資料1  
資料2  
資料3  
資料4  
資料5  
資料6  
資料7  
資料8

## (4) 地盤沈下

地盤沈下については、埼玉県が水準基標 593 点（令和 3 年）で精密水準測量を実施しています。うち本市における過去 5 年間の地盤沈下量は+0.2 mmから-11.6 mmとなっています。

### ■地盤沈下量（平成 29 年～令和 3 年）

所在地	調査開始 年月日	各年別変動量（mm）					過去5年間 の変動量 （mm）	調査開始か らの変動量 （mm）	令和4.1.1 の真高 （T.P.）(m)
		H29.1.1	H30.1.1	H31.1.1	R2.1.1	R3.1.1			
		H30.1.1	H31.1.1	R2.1.1	R3.1.1	R4.1.1			
平塚新田	H14.1.1	0.2	0.3	1.1	-3.4	1.5	-0.3	-83.3	28.8044
下増田	S54.1.1	-5.6	-3.7	-1.1	-2.7	6.7	-6.4	-152.8	29.7634
上之	H17.1.1	-2.1	-7.2	4.4	-6.5	3.7	-7.7	-57.4	23.7007
銀座	H17.1.1	-1.7	-3.1	2.2	-4.8	4.1	-3.3	-42.7	25.8160
小八林	S52.1.1	0.9	-3.9	2.0	-1.2	2.3	0.1	-70.1	18.3829
箕輪	S52.1.1	-0.6	-5.1	1.6	0.1	2.0	-2.0	-68.0	25.1890
吉所敷	S62.1.1	-1.6	-2.9	1.5	-3.7	4.7	-2.0	-62.9	20.8175
下恩田	S52.1.1	-0.4	-1.7	0.6	-1.8	2.1	-1.2	-77.0	23.1692
榎町	H19.1.1	0.5	-3.5	1.0	-3.3	3.7	-1.6	-24.1	29.4185
石原	H18.1.1	1.4	-4.2	3.1	-3.9	3.8	0.2	-30.5	31.3045
新島	H18.1.1	0.4	-3.9	0.9	-1.2	1.2	-2.6	-30.7	34.6260
高柳	H18.1.1	1.4	-4.0	1.6	-3.1	3.1	-1.0	-27.1	35.1206
本町	H18.1.1	-1.0	-3.5	2.9	-4.6	4.3	-1.9	-35.0	29.9282
葛和田	S54.1.1	-3.8	-10.2	3.4	-3.0	6.6	-7.0	-156.2	25.3809
弁財	S54.1.1	-5.4	-9.3	2.4	-2.4	6.5	-8.2	-145.3	25.9476
善ヶ島	S54.1.1	-5.9	-11.6	3.8	-5.3	7.4	-11.6	-126.0	26.9927
妻沼	S54.1.1	-4.0	-8.1	3.1	-4.3	9.6	-3.7	-110.1	28.3187
妻沼台	S54.1.1	-5.7	-6.3	2.8	-2.6	7.9	-3.9	-113.7	29.8479
八木田	S54.1.1	-6.2	-5.8	1.4	-4.2	7.5	-7.3	-183.0	29.8867
飯塚	S62.1.1	-4.2	-7.8	2.5	-2.6	7.5	-4.6	-129.9	29.2124
御正新田	S53.1.1	-2.5	1.4	0.9	-1.5	0.7	-1.0	-41.7	44.9454
板井	H9.1.1	-0.7	-0.3	0.4	-3.3	0.4	-3.5	-24.4	72.2257
江南中央	H12.1.1	-4.2	2.3	0.8	-2.4	0.8	-2.7	-26.7	61.7085

資料：埼玉県地盤沈下調査報告書

地盤沈下は地下水のくみ上げの影響を受けると考えられていますが、本市の地下水揚水量は、平成30年以降から減少傾向にあります。

■地下水揚水量（平成29年～令和3年）

単位 m<sup>3</sup>/日

	H29	H30	H31/R1	R2	R3
水道用	50,063.9	49,238.9	48,299.3	47,393.9	46,957.8
建築物	2,718.0	2,767.4	2,678.7	2,643.3	3,088.3
工業用	17,676.5	24,175.0	23,405.7	23,221.6	21,793.5
農業用	3,807.3	3,892.0	3,252.9	3,455.7	4,165.6
水産業	4,055.7	3,832.3	4,014.8	3,774.8	3,570.2
非常災害	5,400.3	5,364.2	7,268.1	8,198.5	7,981.3
その他	506.9	390.6	428.0	442.4	424.4
全体	84,228.6	89,660.4	89,347.5	89,130.2	87,981.1

資料：埼玉県地盤沈下調査報告書

資料1

資料2

資料3

資料4

資料5

資料6

資料7

資料8

## (5) 有害化学物質等

---

本市では、平成10年度「ダイオキシン類緊急全国一斉調査（当時環境庁実施）」において三ヶ尻における大気中のダイオキシン類濃度が大気環境指針（0.8pg-TEQ/m<sup>3</sup>）を超過していることが明らかになり、大気・河川水中のダイオキシン類について、毎年埼玉県が調査を行っています。本市も大気について市内8地点で調査を行っており、季節毎に年4回測定し、平成15年度から全ての地点で環境基準を達成しています。また、河川水についても1地点で調査を行い、測定値は環境基準を達成しています。これらは、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準の強化や、市独自に取り組んだ「熊谷市廃棄物焼却施設の設置等に関する紛争の予防及び調整に関する条例」・「熊谷市ダイオキシン類排出抑制条例」やそれに基づく「きれいな空気巡視員」による監視活動等の成果によるものと思われます。

平成28年度の地下水中に含まれる「地下水の水質汚濁に係る環境基準に定める項目」についての調査は5地点で行い、4地点で全ての分析項目について環境基準を達成していました。なお、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」について基準を超過した1地点については継続して調査を行っていきます。

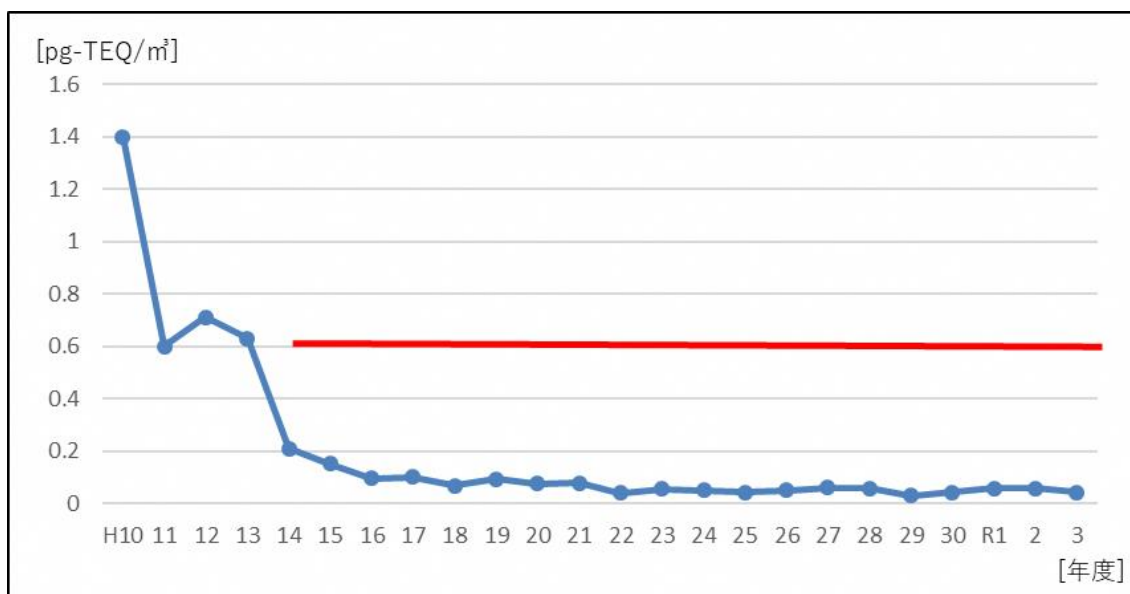
また、平成10年の地下水調査でトリクロロエチレンが検出された別府地区及びその周辺、千代地区及びその周辺地域で継続しての「定期モニタリング調査」を実施しています。平成28年度には13地点で調査を行い、全ての地点で環境基準を達成しています。

有害大気（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン等）については、一般環境熊谷局（熊谷市役所敷地内）で埼玉県が調査していますが、継続して環境基準を達成しています。

このように多くの有害化学物質の濃度は、環境基準を下回っていますが、今後も新たな有害物質から健康被害を発生させないための監視・指導を継続する必要があります。



## ■ 三ヶ尻における大気環境中のダイオキシン類濃度の推移（埼玉県実施）



- ※ 大気中のダイオキシン類に係る環境基準…0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>。
- ※ 法改正に伴い、平成 14 年度より大気の汚染に係る環境基準値が定められたことを朱線で示しています。
- ※ 埼玉県が実施する三ヶ尻における大気環境中のダイオキシン類濃度調査は、長期間（10年以上）環境基準を達成しており、他の調査地点とも有意差がないことから、令和3年度をもって終了しました。

資料 1

資料 2

資料 3

資料 4

資料 5

資料 6

資料 7

資料 8

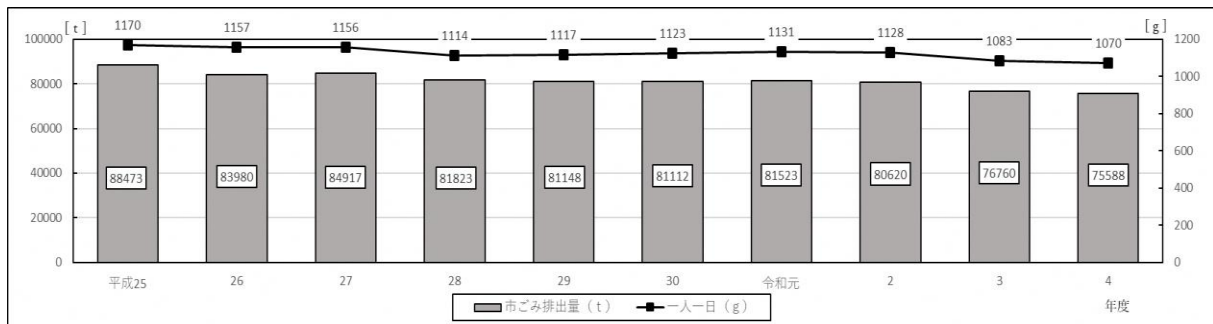
## (6) 廃棄物（ごみ）

本市のごみの排出量は、過去 10 年間に於いて僅かに減少傾向となっています。一人一日当たりのごみ排出量は、県平均の 841g（令和 3 年度）に比べ多い状況であり、より一層のごみ減量が必要です。また、最終処分場における埋立量は、平成 13 年から実施している市内のセメント製造会社でのごみ焼却灰セメント資源化事業の導入により大きく減少した以降は一定の水準を保ちながら、ごみの再資源化（リサイクル）が進んでいる一方、家電リサイクル法に基づく適正な処分がなされなかったテレビ等の家電製品や、その他の日常生活用品等の不法投棄についての報告や通報も市民から寄せられています。

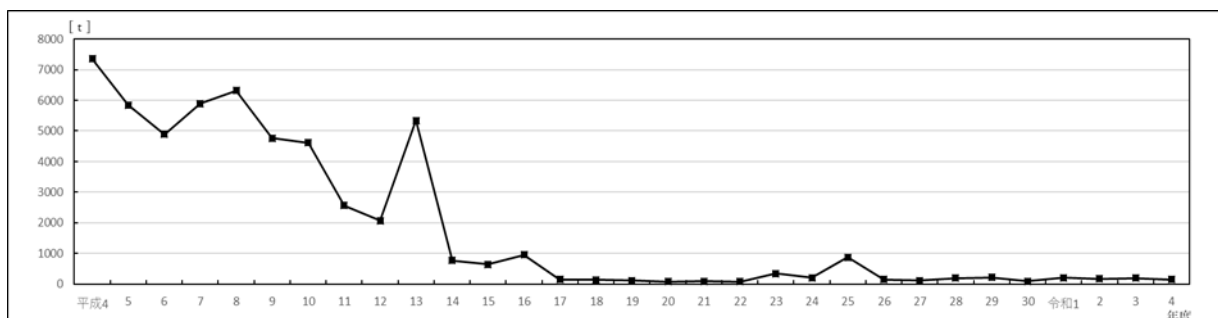
環境基本計画策定に当たり、市民を対象としたアンケートでも「家庭で行っている取組」の質問では、「食べ残しをしないようにしている」・「ごみの分別収集、資源回収に協力している」という項目に対し、「行っている」「ときどき行っている」との回答が 9 割以上となっており、食べ残しの減少やごみの分別収集、資源回収の意識が高いことが認められます。

今後も一層、廃棄物等の発生抑制やリサイクルへの取組を充実させる必要があります。

### ■市のごみ排出量と一人一日当たりのごみ排出量



### ■最終処分場埋立量の推移



資料：令和 5 年度熊谷市清掃事業概要

※ 平成 25 年度の増加は、同年度に発生した竜巻災害及び大雪災害による瓦礫等の搬入による。

※ 令和元年度は、台風 19 号により罹災した稲わら等の受入分（240.56 t）は除く。



## (7) 公害苦情

公害苦情では、大気に関する苦情（野外焼却等）が毎年多く、その他は水質、騒音、悪臭に関するものがあります。

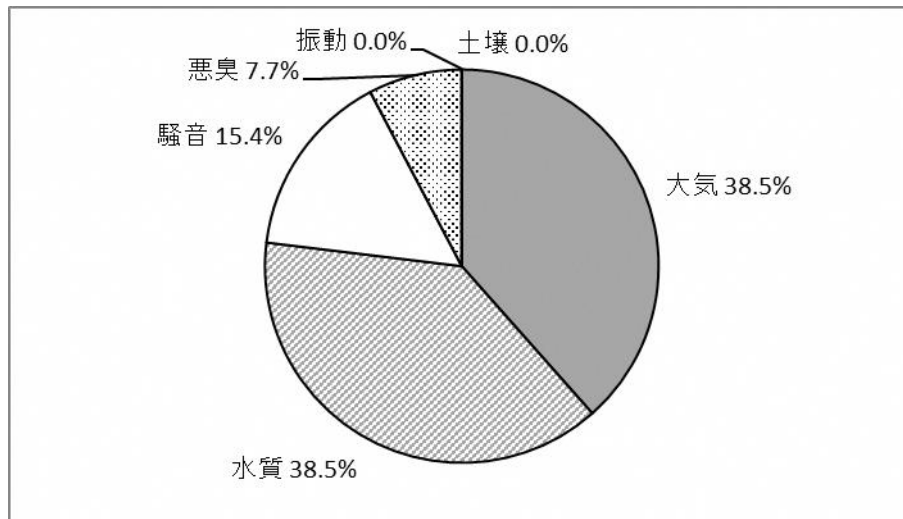
市では法令に抵触する事案を公害苦情として取り扱っていますが、法令では規制のできない苦情や相談も多く寄せられています。

市民アンケートでも、「暮らしの中で気づくこと」の質問では、「星がよく見え、空気がきれいだと思う」、「街中や田園風景など、熊谷の景観を美しいと思う」の項目で、多くの人が否定的な意見を挙げていることから、環境美化や生活環境の改善の要望の高さがうかがえます。

### ■ 公害に関する苦情件数等の推移

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		平均	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
大気	7	35.0	8	57.1	3	25.0	5	55.6	4	40.0	2	33.3	5	38.5
水質	7	35.0	4	28.6	5	41.7	3	33.3	6	60.0	4	66.7	5	38.5
騒音	4	20.0	2	14.3	2	16.7	1	11.1	0	0.0	0	0.0	2	15.4
悪臭	2	10.0	0	0.0	2	16.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	7.7
振動	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
土壌	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	20	100.0	14	100.0	12	100.0	9	100.0	10	100.0	6	100.0	13	100.0

### ■ 公害に関する苦情件数の内訳（平成29～令和4年度平均）



## 快適環境

### (1) 景観

本市は、熊谷駅、籠原駅及び妻沼聖天山周辺を中心として住宅地が、その外側に農村集落が広がる都市構造となっています。

南に荒川、北に利根川が流れ、南部地域においては平地林や斜面林に加え、農耕地や点在する屋敷林などの自然豊かな景観が広がり、北部地域においては、利根川流域の肥沃な大地に聖天山を中心とした門前町の歴史・文化資源と広大な田園風景が景観を形成しています。

また、中心市街地を流れる星川は、広場が整備され樹木も植栽されています。さらに、回遊式庭園や数寄屋感覚を取り入れた星溪寮・松風庵・積翠閣を有する星溪園へと道行く人を導き、点在する彫刻は心を和ませ、楽しませてくれます。

さらに、市民・事業者・行政の協働のもと、良好な景観の形成に関する方針等を定めた「熊谷市景観計画」を策定しました。

### (2) 公園・緑地

本市には令和5年4月1日現在、(国営)武蔵丘陵森林公園、(県営)熊谷スポーツ文化公園、(県営)荒川大麻生公園と熊谷さくら運動公園、中央公園、別府沼公園、江南総合公園、妻沼運動公園、利根川総合運動公園等の各種都市公園が146か所、総面積492.0haあり、市民一人当たりの公園面積も25.6㎡となっており、埼玉県平均の7.7㎡、全国平均の10.8㎡、さらには国が定める標準面積10㎡を大きく上回っています。



中央公園の祇園枝垂れ桜「千代鶴姫」

### (3) 歴史・文化

本市には、主たる時代として旧石器時代から江戸時代まで、各時代の遺跡が数多くあります。

中条古墳群から出土した東京国立博物館に収蔵されている「短甲の武人（武人埴輪）」や郵便切手の図案にもなった「馬形埴輪」は、考古資料として価値が高く重要文化財に指定されています。また、同じく東京国立博物館に収蔵されている「踊る人々（踊る埴輪）」も江南地区の野原古墳群から出土したものです。市内には、有形・無形の様々な歴史的文化遺産が数多く継承されており、令和5年9月30日現在で、8件の国指定文化財、31件の県指定文化財、251件の市指定文化財、12件の国登録有形文化財、1件の選定保存技術があります。

国指定文化財としては、埼玉県初で唯一の国宝建造物として指定された妻沼聖天山の「歓喜院聖天堂」は、江戸中期の建築であり、彫刻や彩色の高度な技法、庶民の寄附等によって建立されたことが高く評価されています。また、江戸末期に造られた妻沼聖天山の重要文化財建造物「貴惣門」、現在のところ古墳時代終末期の築造と考えられている史跡「宮塚古墳」、飛鳥時代～平安時代の史跡「幡羅官衙遺跡群 西別府祭祀遺跡」などがあります。

県指定文化財としては、建造物「諏訪神社本殿」や史跡「甲山古墳」など、市指定文化財としては、建造物「根岸家長屋門」や名勝「星溪園」などが代表として挙げられます。

また、無形民俗文化財としては、市指定文化財の、「関東一の祇園」と称される「熊谷八坂神社祭礼行事（熊谷うちわ祭）」や葛和田大杉神社の「大杉神社祭礼行事（あばれ神輿）」などをはじめとして多くの伝統行事が古くから根付いています。



国宝「歓喜院聖天堂」

## 資料3 環境への取組

---

本市は、環境保全意識の普及・啓発を目的に、環境関連施設を巡る環境施設見学会や環境教育講座、イベント等を継続的に実施しています。また、市民、環境団体や事業者による自主的な環境活動も広がりを見せていますが、こうした取組の輪が更に広がるよう努める必要があります。

### (1) くまがやエコライフフェアの開催

---

「くまがやエコライフフェア」は、環境団体や企業など多くの団体・関係者と市が組織する実行委員会が、市民に対する環境意識の啓発を図るため、環境月間の行事として1993（平成5）年度から毎年実施しています。各団体が調査・研究の発表や体験発表を行うほか、各展示コーナーでは小学生の環境ポスターの展示や、市民団体の活動状況の展示、環境関連商品の展示・紹介等が行われています。また例年、「くまがや環境賞」の表彰式もこのイベントの期間中に行っています。

### (2) ムサシトミヨの保護

---

希少種であるムサシトミヨについては、「熊谷市ムサシトミヨ保護センター」を保護活動の拠点施設とし、さいたま水族館職員によるムサシトミヨの飼育・増殖活動や、「熊谷市ムサシトミヨをまもる会」の会員や多くの市民による保護活動が行われ、2011（平成23）年には市の魚に指定されました。さらに、より多くの市民に保護意識を持ってもらうためのきっかけづくりとして「ムサシトミヨ観察学習会」、夏休みや県民の日に行われる「ムサシトミヨ保護センター特別開館」などのイベントが数多く実施されています。

また、関係機関で組織されている「ムサシトミヨ保全推進協議会」によって保護の方策等が探られており、地元の小・中学校による観察と増殖活動が継続して行われています。

2013（平成25）年度には、今まで行ってきた「熊谷市ムサシトミヨをまもる会」の活動が認められ、失われつつある地域の文化や自然を未来に伝えていくことを目的とする日本ユネスコ協会連盟の「プロジェクト未来遺産」に登録されました。



### (3) 環境講座・観察会等の実施

荒川大麻生公園ではその豊かな自然の中で、公益財団法人埼玉県生態系保護協会等の民間団体による「自然観察会」が行われています。また、中央公民館主催の「熊谷の自然と環境を考える講座」や熊谷図書館主催の「子ども自然科学教室」等、多くの環境講座や観察会等が実施されています。

このほか、身近な環境問題に対する市民の意識啓発を図るための「親子水辺観察会」や「スターウォッチング」、熊谷図書館主催の夏の企画展「自然科学展」も実施しています。

### (4) 学校における環境教育の推進

子供たちに身近な自然とのふれあいを持たせ、環境教育、環境学習を進めるための取組として、学校ビオトープづくりを推進しています。12の小・中学校に学校ビオトープが設置されており、子供たちの身近な自然環境学習の場となっています。

身近な環境問題から地球規模で発生している環境問題について目を向け、一人一人が環境保全のためにできることを考え、行動に移す契機としてもらうことを目的に、熊谷市環境衛生協議会が主催する「環境ポスター作品展」は、市内の小学校5・6年生を対象に環境に関するポスターを募集し、絵画の制作を通して子供たちの環境に対する意識の向上を図っています。

また、子供たちが見て・触れる生きた教材として太陽光発電照明灯を全小学校に設置しています。加えて、市内小中学校への太陽光発電システムの導入も進めています。

### (5) 地球温暖化防止活動推進センターによる地球温暖化防止のための啓発

地球温暖化防止活動推進センターは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき都道府県知事等によって指定される、地域で地球温暖化防止活動に取り組む法的根拠を持った唯一の拠点です。

地球温暖化防止活動推進センターでは、省エネ・節電等についての窓口相談を行うほか、「エコライフDAY」への協力や環境に配慮した運転（エコ・ドライブ）の普及、定例の「もったいない講座」では、不要になった紙や布を再利用することや、「私を植えて」事業での樹木プランター設置、「サイクルシティくまがや」事業での自転車利用を推進することで、参加者の意識変容を促す等、地球温暖化防止のための啓発に努めています。

## (6) 市民による環境保全活動

市内の環境団体で構成する「NPO 法人熊谷の環境を考える連絡協議会」は毎年、民間企業や関係行政機関等の協力を得て、荒川河川敷の清掃活動や水質検査をはじめとする動植物の保護と生息環境の保全の取組等、環境保全のための幅広い活動を行っています。

「別府沼を考える会」は、別府沼公園の希少な湿生植物をはじめとする動植物の生息環境の保存のための清掃活動や水質浄化のための取組等をしており、「吉岡グラウンドワーク実行委員会」のように地元自治会や小・中学校のPTAなどが一体になった地元の里山の再生と保全のための取組等もみられます。

観音山では、「NPO 法人自然観察指導員埼玉北部埼玉観察グループ」の人々や地元の多くの人たちによる植物保護のための活動が行われております。吉見堰(ぜき)幹線用水路や御正吉見堰(ぜき)幹線用水路等には、ゲンジボタルが生息しており、地域住民の自発的な保護活動や「熊谷市ホタルの保護に関する条例」に基づく「ホタルの保護重点区域」の指定等による生息環境の保護により、夏になると幻想的な美しい姿が見られます。

また、別府沼公園では「熊谷市別府沼ほたる愛好会」が「ホタル祭り」の開催を通じて、自然を大切にすることを広める取組を行っています。

江南地区では「NPO 法人熊谷市ほたるを保護する会」が「こうなんホタル祭り」を開催するとともに、パトロールや水路の清掃活動やホタルの保護につながる荒廃田の復活や竹林の伐採・再生等の里山の保全活動や啓発活動を行っています。

そのほか、江南地区では、自治会等を中心として、「三本・小江川の市民の森づくり事業」、「小江川 1000 本桜事業」を実施しています。

そして、市の「花いっぱい運動」では、ボランティアの人々の協力により、市役所通線、コミュニティ広場等、市域の花壇整備が行なわれています。

さらに、多くの企業や団体が「彩の国ロードサポート」として、道路の清掃活動や花植え、水やりや美化活動を行っています。

このように、多くの市民による自主的で活発な環境保全のための活動が様々な場面で多く見られます。



## (7) 循環型社会の実現に向けた取組

循環型社会の実現に向けて、自治会や子供会等による資源回収活動に対する奨励金の交付、不要となった資源をリサイクル品として販売する「リサイクルフェア」の開催や市民のマイバッグ持参運動の普及、ごみの減量とリサイクルに積極的に取り組む小売店を「エコショップ」としてお知らせするエコショップ認定制度の推進、公民館主催によるごみの分別やリサイクル等をテーマにした講座・学習会の実施など、市民一人一人が資源について考えるための意識啓発の取組が展開されています。熊谷市コミュニティづくり市民協議会主催による春と秋の「ゴミゼロ運動」には、毎年、自治会をはじめとする構成団体の多くの市民が参加しています。

## (8) 環境活動への支援

環境への熱心な取組を支援し、自主的な環境保全活動の広がりを育むために、市内企業の出捐による公益信託「熊谷環境基金」が設立され、市民環境活動に対する助成が行われています。この「熊谷環境基金」は、「地球環境の保全を目的として、自然環境保護や資源循環型社会システムの定着への取組等を行う団体・グループ」に対する助成と「スマートハウスを設置する個人」に対する助成を行っています。

また、環境美化や環境保護・保全等の活動に長年取り組み、環境意識の普及・啓発に貢献してきた個人・団体の功績に対して「くまがや環境賞」の表彰が行なわれています。

### ■ くまがや環境賞受賞者・団体一覧

(敬称略)

年度	団体名・氏名	表彰内容
平成20年度	NPO 法人 自然観察指導員埼玉 北部埼玉観察グループ	観音山、小・中学校、公民館での自然観察や環境教育講座を通じた継続的な啓発活動
	わんわんサンデー	毎月第4日曜日の午前中に実施している「犬の糞」清掃ボランティア
平成21年度	川沿い作品展	宮町、箱田の成田用水の川沿いの自然、文化、歴史を再発見し創造するなかで、コミュニティづくり・まちづくりのため行っている、「川沿い作品展」や意見提案
平成24年度	熊谷市ムサシトミヨをまもる会	ムサシトミヨの生息地である元荒川の整備や監視活動及び普及活動

年度	団体名・氏名	表彰内容
平成25年度	熊谷山草会	自然環境における植物の調査、研究及び保護活動
平成26年度	熊谷市管工事業協同組合	ムサシトミヨ生息地の環境保全に寄与する草刈作業ボランティア
平成27年度	吉田 和嘉	きれいな空気巡視員としての、平成14年2月委嘱以降13年2か月にわたる担当地域の巡視活動等
	株式会社 マキ電資	社内全体での地球温暖化防止に資する活動や資源循環型社会に資する活動
	熊谷市赤十字奉仕団 妻沼分団	国宝妻沼聖天山歓喜院境内の清掃ボランティア
	公益社団法人 熊谷青年会議所	平成24年から開始した「クールシェアくまがや」における事務局としての活動、熊谷こどもみらい塾などの団体の活動
平成28年度	野口 保長	きれいな空気巡視員としての、平成15年7月委嘱以降12年9か月にわたる担当地域の巡視活動等
	田伏 信義	平成18年3月より熊谷市環境審議会委員及び平成21年12月より熊谷市地球温暖化対策推進協議会会員として活動
	上須戸ハイツ自治会	ごみの減量化・リサイクルによる資源の活用・環境美化活動
	熊谷市立江南南小学校	自然に恵まれた環境を生かした教育 平成27年度は、埼玉県学校緑化コンクール小学校の部優秀校を受賞
平成29年度	丹羽 昭三	きれいな空気巡視員としての、平成15年7月委嘱以降13年9か月にわたる担当地域の巡視活動等
	新井 正敏	地域の公園の清掃・美化活動

年度	団体名・氏名	表彰内容
平成30年度	長島 秋保	きれいな空気巡視員として、平成18年9月委嘱以降、11年8ヶ月にわたる担当地域の巡視活動等
	熊谷市立大幡中学校	自然に恵まれた環境を生かした教育を実施 平成29年度は、埼玉県学校緑化コンクール優良校を受賞
平成31年度 令和元年度	NPO法人エコネットくまがや	打ち水による暑さ対策を実施 今年度は、打ち水サポーターも養成
	小江川自治会	平成20年11月から「小江川地区1000本桜事業」を熊谷市市民協働事業として開始し、毎年1000本、10年で1000本の桜を植樹
令和3年度	大和建设株式会社	彩の国ロードサポート団体として国道140号沿いの歩道の清掃活動 市有施設屋根貸し太陽光発電事業の発電事業者として再生可能エネルギーを創出
令和4年度	山田胤雄	し尿汲取り及び浄化槽に関する業務についての協議を行う、熊谷市環境衛生協議会に昭和62年から在任 環境教育教材を作成
令和5年度	特定非営利活動法人 熊谷市ほたるを保護する会	ほたる生息地域の清掃や除草作業など、ほたるの保護活動及び小学校での啓発活動

## (9) 暑さ対策日本一を目指す市の取組

暑さから市民を守るとともに、暑さを活用した地域の活性化と情報発信を図ることを目的として、2010（平成22）年度から「暑さ対策プロジェクトチーム」を設置し、暑さに対する新たな対策と活用策の調査・研究及び企画・立案を行っています。

暑さ対策プロジェクトチーム設置以来、「熱中症予防グッズ配布事業」や「涼しさ体感アート事業」、「保育所ひんやりぺたぺた事業」、「暑さにまけるな中学生事業」、「まちなかオアシス事業」等を継続して実施しているほか、2014（平成26）年度から2016（平成28）年度にかけては、新たに「藤の parasol 事業」、「ちびっこ元気事業」、「えんむすび日傘事業」、「小学校委員会活動支援事業」等を実施しました。2017（平成29）年度にも「暑さにまけるな中学生事業」を発展させた「地域へ発信！中学生サポーター事業」のほか、新たに「めざせ！暑

さ対策研究日本一支援事業」、「遊んで学ぼう！熱中症予防啓発事業」、「暑さと乾杯！甘くま事業」、「熊谷さくら運動公園日陰創出事業」を実施しています。

本市の暑さ対策事業は、環境省をはじめ、全国の企業、行政、民間団体で組織される、熱中症予防を推進する運動「熱中症予防声かけプロジェクト」の「ひと涼みアワード」において、2012（平成24）年度以降、日本一の評価である「トップランナー賞」をはじめ、6年連続で各種の賞を受賞しています。2018（平成30）年度には官民連携部門で最優秀賞を受賞し、2019（令和元）年にトップランナー賞の受賞で殿堂入りとなりました。その後も2020（令和2）年度、2021（令和3）年度には熱中症ケア部門で最優秀賞を受賞し、2022（令和4）年度はオンライン啓発部門で最優秀賞を受賞しています。



## （10） 地域ぐるみでのクールシェアの推進

クールシェアとは、夏の節電対策として、一人一台のエアコンの使用をやめ、涼しい場所をシェアし、みんなで夏を楽しく快適に過ごす取組です。本市では、家庭や地域での節電や熱中症予防のほか、地域コミュニティの育成や地域活性化を目的に、商工会議所、青年会議所等、各種団体と連携し、「クールシェアくまがや実行委員会」を立ち上げ、地域ぐるみでクールシェアに取り組んでいます。

「クールシェアくまがや実行委員会」のホームページには、公共施設のクールシェアスポットのほか、「エアコンを止めてきました。」「クールシェアで来ました。」と言って来店すると特典が受けられる民間施設のクールシェアスポットが掲載されています。

## 資料4 地球温暖化対策実行計画【事務事業編】参考資料

### (1) 電力使用量当たりの排出量に係る排出係数について

電力排出係数の推移を下表に示します。なお、2018（平成30）年度以降は、複数社から電力を調達しており、各社の排出係数を示しています。

なお、東京電力の排出係数は、2013（平成25）年度は、基礎排出係数と調整後排出係数の値に差がありますが、2014（平成26）年度以降は大きな差はありません。

電力排出係数の推移

	2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度
東京電力エナジーパートナー	0.525 0.406	0.531 0.522	0.505 0.496	0.500 0.491	0.486 0.474	0.475 0.462	0.468 0.455	0.457 0.442	0.447 0.457	0.457 0.456
株式会社 F-Power						0.502 0.513	0.508 0.527	0.448 0.514	0.447 0.448	0.472 0.505
リエスパワー株式会社						0.521 0.000	0.503 0.000	0.445 0.445	0.556 0.445	0.368 0.000
リエスパワーネクスト株式会社						0.586 0.491	0.577 0.419	0.542 0.374	0.473 0.542	0.508 0.424
(株)Loop								0.498 0.545	0.361 0.498	0.380 0.216
ミツウロコグリーンエネルギー(株)								0.334 0.491	0.344 0.334	0.342 0.000
東京ガス(株)								0.396 0.364	0.369 0.396	0.435 0.249
(株)新出光									0.481 0.492	0.474 0.497
東京電力パワーグリッド(株)										0.434 0.434
(株)サイホープロパティーズ										0.582 0.653
(株)サニックス										0.562 0.647

上段：基礎排出係数、下段：調整後排出係数

出典：環境省HP



## (2) 「その他の取組」、「共通的な事項」の詳細

### a. 財・サービスの購入時の取組

#### 【物品調達の基本指針】

温室効果ガス排出量の削減に向け、事務及び事業から生じる財やサービスの購入にあたり、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（環境配慮契約法）の目的及び地方公共団体としての責務を果たすため、環境物品等の調達を適切に実施します。

#### 【国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）】

（地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）

第4条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 【国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）】

（地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）

第4条 地方公共団体及び地方独立行政法人は、その温室効果ガス等の排出の削減を図るため、エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、地方公共団体にあってはその区域の自然的社会的条件に応じて、（省略）、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の削減に配慮した契約の推進に努めるものとする。

### 【共通】

- エコマークなど、環境ラベルの付いた商品を購入します。
- 再利用が可能な製品を購入します。
- 長期間使用が可能な製品を購入します。



#### <エコマーク>

再生資源を利用した製品や、ごみ・汚染物質を減らすなど環境保全に役立つ商品に付けられている。マークの下段には、効果表示が付されている。

※その他の環境ラベルとして、グリーンマーク、PET ボトルリサイクル推奨マーク、牛乳パック再利用マーク、間伐材マーク、エコリーフ環境ラベル、PC グリーンラベル、省エネラベリング制度、統一省エネラベルなどがあります。

### 【用紙類】

#### 【コピー用紙など】

- グリーンマークの付いた古紙配合率の高い用紙や市中回収古紙を使用した製品を使用します。
- 白色度の低い製品を使用します。
- 再生できる用紙類を購入し、ノーカーボン紙、感熱紙、ビニールコート紙等はできるだけ使用しません。



## 【印刷物】

- 古紙配合率の高い印刷物を発注します。
- 非塗工紙を使用します。

## 【その他紙製品】

- 再生紙が使用されている製品を使用します。
- 窓付き封筒については、リサイクルの促進から、窓部分がグラシンのものを使用します。



## ＜グリーンマーク＞

原則として古紙 40%以上を使用した製品に付いている（古紙再生促進センター）。

## 【容器・包装材・スプレー】

## 【液体石鹸、ボールペン芯、合成のり、プリンターインク、食品ラップ】

- 簡易包装品や詰め替え可能な製品を購入します。
- リターナブル容器で販売されている製品を購入します。
- リサイクルの仕組みが確立している包装材を選択します。
- 非フロン系エアゾール製品を購入します（ダストブロワー等）。

## 【OA 機器、家電製品】

## 【コピー機、パソコン、プリンタ、ファクシミリ、洗濯機、冷蔵庫、テレビなど】

- エネルギー消費効率の高い製品を導入・更新します。
- 適正規模の機器を選択します。
- 国際エネルギースター計画基準に適合している機種を選択します。

## ＜エネルギースター＞



オフィス機器の国際的省エネルギー制度。コンピュータ、ディスプレイ、プリンタ、ファクシミリ、複合機、及びデジタル印刷機、コンピュータサーバの 9 品目で、省エネ性能についてそれぞれの基準が設定され、この基準を満たす製品に左記の「国際エネルギースターロゴ」の使用が認められている。

## 【電力】

- 市有施設や設備にて使用する電力について、環境配慮契約法第4条に基づき、購入・契約します。
- 個別に購入・契約する電力については、価格以外の再生可能エネルギー割合にも注視し、契約します。

### 【自動販売機】

- 自動販売機設置の必要性を検討し、必要性が認められた際は、適正な台数を見直し、検討します。
- 設置にあたっては、ピークカット機能<sup>※</sup>付き清涼飲料用販売機など、エネルギー消費の少ない自動販売機を導入します。  
※日中の電力需要が高まる時間帯に冷却運転を停止する機能。

## b. 財・サービスの使用時の取組

### 【用紙類の使用】

- DXにより業務の効率化、ペーパーレス化を進め、用紙類の使用量を削減します。
- ペーパータオルなど、使い捨て製品の使用は自粛します。
- 用紙類の使用量を把握し管理します。

### 【電気の使用】

- 電気製品の使用においては、適切な管理を行い、電力使用量を抑制します。
- 1～2階の移動には、できるだけ階段を利用し、エレベーターの使用を削減します。
- ノー残業デーの実施を徹底します。
- 電気の使用量を把握し、管理します。

### 【公用車燃料の使用】

- 次世代自動車、低燃費車を優先的に利用します。
- 庁舎間の定期便を設定し、公用車の利用を削減します。
- 相乗りを励行します。
- エコドライブを徹底します。
- 自転車利用を促進します。
- 車両整備を徹底します。
- 公用車走行ルート of 合理化を図ります。
- ガソリン、軽油の使用量及び走行距離を把握し、管理します。

### 【その他燃料の使用】

- ボイラー等の適正運転、定期的なメンテナンスを実施し、燃焼効率を向上します。
- ガスコンロ湯沸かし器を効率的に使用します。
- ガス空調の温度設定を適切に管理します。
- ガス、重油、灯油の使用量を把握し、管理します。

### 【その他】

- 製品の繰り返し使用（再利用）を徹底します。

## c. 廃棄時の取組

## 【減量化】

- 給食センターなどでは、調理・栄養適正管理指導により、生ごみを減量します。  
例) 残飯を減量化する献立メニューなど。

## 【資源化・リサイクル】

- 分別収集用回収容器を設置し、紙類、瓶、缶、ペットボトル、発泡スチロールなどをリサイクルします。
- トナーカートリッジは回収・リサイクルを進めます。
- 給食センターの残渣の堆肥化を進めます。
- 生ごみ処理機やコンポスターの設置により、生ごみを資源化します。
- 資源回収品目の拡大について検討します。
- 廃棄物情報を調査し、周知します。  
例) ごみ量（発生量、処理量、資源化量など）、ごみの性状・組成、処理ルート、コスト（処理コスト、輸送コスト）。
- 自治会などと協働し、市民のリサイクル活動を組織的に実施します。

## d. 設計・施工時の取組

## 【緑化等】

- 建物の壁面や屋上、敷地内の緑化を図ります（目標：敷地面積の20%以上）。
- 緑化の際には、地元種や大気浄化作用の高いものを用いた緑化を行います。
- 建設予定地等に野生植物がある場合、適切な場所へ移植等を行います。

## 【緑化計画届出制度（埼玉県）】

埼玉県では、緑化計画届出制度により、敷地面積1,000m<sup>2</sup>以上の建築行為を対象として、緑化計画の届出を義務づけている。緑化計画では、緑化基準により都市計画法に規定する用途地域の指定の有無に応じて、緑化面積を確保することとしている。また、緑化方法は、樹木、芝等の地被植物、コケ類、多肉植物類、ツル植物などを用いて、敷地、建築物上、壁面に緑化することにより行うものである。

緑化面積は、用途地域が定められていない区域では敷地面積の25%、用途地域が定められている場合は建蔽率に依存するが、建蔽率60%の場合で敷地面積の20%となる。

## 【熊谷市景観条例】

熊谷市では、景観計画及び景観条例に基づき、一定規模以上の行為に対して、届出を要することとしている。

## 【温室効果ガス排出量の少ない設備の導入】

- 灯油、LPG、LNG、都市ガスの使用設備について、温室効果ガスの排出の少ない設備を導入します。
- 重油を燃料としている設備について、他の燃料への転換なども含め、見直しを行います。

- 空調設備の契約時には、廃棄時の冷媒回収まで含めた見積りを徴取するなど、環境に配慮します。

#### 【省エネルギー】

- 設備更新時等において省エネルギー型建築設備を導入します。  
(エレベーター、照明機器、空調設備など)
- 未利用エネルギーを活用します。  
(ごみ焼却余熱など)
- 地域冷暖房を検討します。
- 深夜電力を活用します。
- エネルギーコストの抑制のための監視システムを検討します。

#### 【温室効果ガスの低減に資する素材の選択】

- 環境負荷の少ない工法を採用します。  
(打ち込み型枠、プレキャストコンクリート化など)
- 再生資材を利用します。  
(再生砕石、再生合板、プラスチック再生品、汚泥改良土、汚泥焼成レンガなど)
- 再生資源利用計画書等を提出します。
- 建設副産物の有効利用を行います。

#### 【施工時の廃棄物の減量】

- 建設副産物の発生を抑制する工法、使用資材を採用します。
- 資源物の分別保管施設を設置します。

### e. 管理時の取組

#### 【緑化等】

- 緑化の推進と維持管理を行います。

#### 【設備の適正管理】

- 空調設備の管理を徹底します。
- 各時間帯の運行管理等、エレベーターの高度制御を行います。

#### 【省エネルギー】

- 「節電推進員」を選任し、「節電対策」、「クールビズ」及び「ウォームビズ」の徹底と円滑な実施を図ります。

#### 【廃棄物の減量】

- 資源物の分別保管施設を管理します。

**【その他】**

- 代替フロン冷媒使用機器の定期的な点検を行います。

**f. 修理・解体時の取組****【廃棄物の減量】**

- 建設廃棄物の処理状況を確認します。
- 請負者へ建設廃棄物処理計画書の提出を求めます。
- 請負者へ分別排出の徹底を指示します。  
例) 再生可能品目、一般廃棄物、安定型産業廃棄物、管理型産業廃棄物、中間処理に適合した品目、処理困難物など。
- 建設廃棄物の再資源化を行います。  
例) アスファルトコンクリート塊、セメントコンクリート塊、路盤材、廃木材、アルミ、鉄くず、残土。
- 上下水道及び工業用水道汚泥を資源化します。
- 汚泥再資源化製品の普及、販路拡大を行います。
- 電線等のリサイクルを行います。
- 廃棄物の有効利用のため以下の事項を行います。
  - ・ 発生量を把握します。
  - ・ 他の公共事業との情報交換、調整を行います。
  - ・ 一時保管のためのストックヤードを整備します。

**【その他】**

- 修理時、廃棄時の代替フロンの回収・再利用・破壊の監視を行います。

## 資料5 熊谷市の環境に関連する条例

### 熊谷市の環境に関連する主な条例一覧

#### ◆環境保全に関する条例

名称	制定年月日	例規種別・番号
熊谷市環境基本条例	平成 17 年 10 月 1 日	条例第 175 号
熊谷市ダイオキシン類排出抑制条例	平成 17 年 10 月 1 日	条例第 177 号
熊谷市ホテルの保護に関する条例	平成 18 年 12 月 27 日	条例第 180 号
熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例	平成 19 年 3 月 23 日	条例第 10 号
熊谷市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例	令和 4 年 12 月 21 日	条例第 36 号

#### ◆環境衛生に関する条例

名称	制定年月日	例規種別・番号
熊谷市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	平成 17 年 10 月 1 日	条例第 165 号
熊谷市廃棄物焼却施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例	平成 17 年 10 月 1 日	条例第 166 号
熊谷市立第一水光園の設置及び管理に関する条例	平成 17 年 10 月 1 日	条例第 168 号
熊谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成 17 年 10 月 1 日	条例第 170 号
熊谷市立荒川南部環境センターの設置及び管理に関する条例	平成 18 年 12 月 27 日	条例第 178 号
熊谷市不燃物分別受入施設設置条例	平成 17 年 10 月 1 日	条例第 172 号
熊谷市あき地の環境保全に関する条例	平成 17 年 10 月 1 日	条例第 173 号
熊谷市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例	平成 18 年 6 月 27 日	条例第 56 号



## ○熊谷市環境基本条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 175 号

## 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)
- 第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等
  - 第 1 節 環境基本計画(第 8 条)
  - 第 2 節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等(第 9 条—第 19 条)
  - 第 3 節 地球環境の保全及び国際協力(第 20 条)
- 第 3 章 環境の保全及び創造のための推進体制(第 21 条—第 23 条)
- 第 4 章 環境審議会(第 24 条)
- 附則

## 第 1 章 総則

## (目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

## (基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎに満ちた恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

資料  
1資料  
2資料  
3資料  
4資料  
5資料  
6資料  
7資料  
8

2 環境の保全及び創造は、全ての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、全ての者が地球環境の保全を自らの課題として認識し、並びにあらゆる事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うにあたっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うにあたっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるように努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止し、及び快適な生活環境を損なわないようにするため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(報告書の作成)

第7条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成するとともに、これを公表するものとする。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

### 第1節 環境基本計画

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するにあたっては、あらかじめ市民の意見を聴いた上、熊谷市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### 第2節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

(施策の策定等にあたっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するにあたっては、環境への配慮に努めるものとする。

(規制の措置)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、その所掌する事務に関し、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(助成の措置)

第11条 市は、環境の保全及び創造のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第12条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

3 市は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第13条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育、学習等)

第14条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興に必要な指導者その他の人材を育成し、確保し、及び活用するために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(民間団体等の自発的な環境保全活動の促進)

第15条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、第14条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(調査の実施)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視及び測定)

第19条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視及び測定の実施に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3節 地球環境の保全及び国際協力

第20条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国、県及び関係機関と連携して、情報の提供等により、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

## 第3章 環境の保全及び創造のための推進体制

(総合調整のための体制の整備)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な内部組織の体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第22条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施にあたっては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(民間団体等との連携)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、民間団体等と連携して取り組むための体制の整備に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### 第4章 環境審議会

(環境審議会)

第24条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、熊谷市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項

3 審議会は、委員25人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 市民及び市内の関係団体代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前4号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

○熊谷市ダイオキシン類排出抑制条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 177 号

(目的)

第 1 条 この条例は、ダイオキシン類の排出抑制が、本市の直面する緊急課題であり、公益性の高いものであることにかんがみ、市、事業者及び市民が一体となって、ダイオキシン類に関する施策の充実を図るため、ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号。以下「法」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって市民の健康を保護するとともに良好な市民生活の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ダイオキシン類 法第 2 条第 1 項のダイオキシン類をいう。
- (2) 大気排出基準 法第 8 条第 2 項の大気排出基準をいう。
- (3) 大気基準適用施設 法第 10 条第 1 項の大気基準適用施設をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、次のことに努めなければならない。

- (1) 大気の汚染又は悪臭の発生により生活環境を損なうような焼却を行わないこと。
- (2) ダイオキシン類濃度を把握するための調査を実施すること。
- (3) 事業者及び市民に対して、ダイオキシン類の排出抑制に関する啓発事業を実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市の環境基本計画に掲げる諸施策を実施するとともに、関係機関と協力及び連携を積極的に行うこと。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、この条例の目的を達成するため、次のことに努めなければならない。

- (1) 大気の汚染又は悪臭の発生により生活環境を損なうような焼却を行わないこと。
- (2) 焼却炉を使用する場合には、ダイオキシン類の排出を抑制するよう十分に注意を払うこと。
- (3) 原材料にあっては効率的に利用し、製品にあってはなるべく長期間使用すること等により、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項の廃棄物をいう。)となることをできるだけ抑制すること。



(4) 市が実施するダイオキシン類の排出抑制のための施策に積極的に協力すること。  
(市民の責務)

第5条 市民は、この条例の目的を達成するため、次のことに努めるものとする。

- (1) 大気汚染又は悪臭の発生により生活環境を損なうような焼却を行わないこと。
- (2) 日常生活に伴って生じたごみ等のうち有用なものについては、分別して回収されることに協力すること。
- (3) 市が実施するダイオキシン類の排出抑制のための施策に積極的に協力すること。  
(設置者の報告義務)

第6条 大気基準適用施設を設置している者は、法第28条第1項の測定を行ったときは、規則で定める期間内に当該測定結果を市長に報告しなければならない。  
(報告の徴収及び立入検査)

第7条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、大気基準適用施設を設置している者に対し、当該施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該施設を設置する工場又は事業場に立ち入り、当該施設その他の物件を検査(大気中に排出される排出ガス中のダイオキシン類の濃度等の測定を含む。)させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(指導又は勧告)

第8条 市長は、この条例の施行に関し必要と認めるときは、事業者又は市民に対して指導又は勧告を行うことができる。  
(公表)

第9条 市長は、大気基準適用施設の設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、設置者の名称等を公表するものとする。

- (1) 第6条の規定による報告義務を怠ったことにより、前条の指導及び勧告を受けたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
  - (2) 第7条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したことにより、前条の指導及び勧告を受けたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- 2 市長は、大気基準適用施設が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の設置者の名称等を公表することができる。

(1) 大気基準適用施設が、第6条の規定による測定結果において大気排出基準を超えたため、市長が施設の設置者に対して前条の指導及び勧告を行ったにもかかわらず、当該指導及び勧告を行った後に設置者等が実施する当該施設に係る測定の結果において依然として大気排出基準を超えるとき。

(2) 大気基準適用施設が、第7条第1項の規定による測定結果において大気排出基準を超えたため、市長が施設の設置者に対して前条の指導及び勧告を行ったにもかかわらず、当該指導及び勧告を行った後に設置者等が実施する当該施設に係る測定の結果において依然として大気排出基準を超えるとき。

(きれいな空気巡視員)

第10条 市長は、社会的信望があり、かつ、ダイオキシン類の排出抑制対策に熱意を有する者のうちから、きれいな空気巡視員を委嘱することができる。

2 きれいな空気巡視員は、規則で定める区域を巡視するものとする。

3 きれいな空気巡視員は、大気の汚染又は悪臭の発生により生活環境を損なうような焼却を発見したときは、速やかに市長に報告するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

## ○熊谷市ホタルの保護に関する条例

平成 18 年 12 月 27 日

条例第 180 号

## (目的)

第 1 条 この条例は、清らかな水環境の指標の一つであるホタルが市民等に潤いを与えるかけがえのない資産であることにかんがみ、市民等と市が一体となってホタルの保護を図ることにより、河川の浄化等自然環境の保全及び環境保全意識の向上に寄与することを目的とする。

## (市の責務)

第 2 条 市は、ホタルが生息できる水環境の保全等を図るため必要な施策を講ずるとともに、市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者及び事業者（以下「市民等」という。）に対し、水質汚濁の防止等ホタルの保護に関する普及啓発を行うものとする。

## (市民等の責務)

第 3 条 市民等は、河川、水路等（以下「河川等」という。）の水質を汚濁する行為その他のホタルの生息に影響を及ぼす行為をしないように努めるとともに、市が実施するホタルの保護に関する施策に協力するものとする。

## (河川等の管理者の責務)

第 4 条 河川等の管理者は、ホタルの生息に影響を及ぼすおそれのある施策の策定及び実施にあたっては、ホタルの保護に配慮するものとする。

## (保護重点区域の指定等)

第 5 条 市長は、この条例の目的を達成するため、特に必要と認める区域を、規則で定めるところによりホタルの保護重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、規則で定めるところにより、前項の規定による指定を変更し、又は解除することができる。

3 第 1 項の規定による指定及び前項の規定による変更又は解除は、その区域を告示することにより行うものとする。

## (捕獲の禁止)

第 6 条 市民等は、重点区域内においては、ホタルを捕獲してはならない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当するものとして捕獲を許可したときは、この限りでない。

(1) 研究又は調査をする必要があるとき

資料 1

資料 2

資料 3

資料 4

資料 5

資料 6

資料 7

資料 8

- (2) 教材として使用する必要があるとき
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき  
(行為の禁止)

第7条 市民等は、重点区域内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) カワニナその他規則で定めるホタルの餌となる貝類（第9条第2号において「カワニナ等」という。）の採取
- (2) ホタルの幼虫が上陸する期間（4月1日から6月30日までの期間をいう。）の草焼き又は除草剤の散布
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ホタルの生息の妨げとなる行為  
(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第6条の規定に違反してホタルの捕獲をした者
- (2) 第7条第1号の規定に違反してカワニナ等の採取をした者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年2月13日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

2 第5条第1項の規定による指定及びこれに関して必要な手続その他の行為は、施行日前においても、行うことができる。

(経過措置)

3 施行日の前日までに、編入前の江南町ホタルの保護に関する条例(平成10年江南町条例第25号)の規定によりなされた採取の許可で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、施行日以後においては、この条例の規定による重点区域に係るものに限り、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成29年3月24日条例第12号）

この条例は、平成29年5月1日から施行する。

## ○熊谷市廃棄物焼却施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 166 号

## (目的)

第 1 条 この条例は、平成 10 年度に環境庁が実施したダイオキシン類緊急全国一斉調査の結果を踏まえ、市民の健康不安を解消するため、廃棄物焼却施設の設置等に関し事業計画書等の縦覧の手続等を定めることにより、市民及び事業者の相互理解並びに紛争の予防及び調整を図り、もって環境の保全に寄与することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において、「廃棄物焼却施設」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物又は同条第 5 項に規定する特別管理産業廃棄物を焼却する施設をいう。

2 この条例において、「廃棄物焼却施設の設置等」とは、次に掲げるいずれかの行為をいう。

- (1) 法第 14 条第 6 項又は第 14 条の 4 第 6 項の規定による許可を受けようとする者が行う廃棄物焼却施設の新たな設置
- (2) 法第 14 条の 2 第 1 項又は第 14 条の 5 第 1 項の規定による変更許可を受けようとする者が行う廃棄物焼却施設に係る事業範囲の変更
- (3) 法第 15 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者が行う廃棄物焼却施設の新たな設置
- (4) 法第 15 条の 2 の 5 第 1 項の規定による変更許可を受けようとする者が行う廃棄物焼却施設の処理能力、構造等の変更

3 この条例において、「事業者」とは、廃棄物焼却施設の設置等を行おうとする者をいう。

4 この条例において、「関係地域」とは、廃棄物焼却施設の設置等に伴い、環境の保全上の支障が生ずるおそれがある地域として、第 6 条第 1 項の規定により市長が定める地域をいう。

5 この条例において「関係市民」とは、関係地域内に住所を有する者その他規則で定める者をいう。

6 この条例において、「紛争」とは、廃棄物焼却施設の設置等に伴い、関係地域に生ずるおそれのある環境の保全上の支障に関して、関係市民と事業者との間で生ずる争いをいう。

資料 1

資料 2

資料 3

資料 4

資料 5

資料 6

資料 7

資料 8

(市の責務)

第3条 市は、事業者に廃棄物焼却施設の設置等を関係地域の環境の保全に配慮して行うよう指導するとともに、関係市民が廃棄物焼却施設の設置等に関し理解が得られるよう努めなければならない。

2 市は、紛争の予防に努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に調整を図るよう努めなければならない。

(事業者及び関係市民の責務)

第4条 事業者は、廃棄物焼却施設の設置等にあたっては、関係地域の環境の保全に十分配慮するとともに、関係市民との良好な関係を保ち、紛争を未然に防止するよう努めなければならない。

2 事業者及び関係市民は、相互の立場を尊重し、紛争が生じたときは、自主的に解決するよう努めるとともに、紛争の予防及び調整に関して市が行う施策に協力するよう努めなければならない。

(事業計画書及び環境保全対策書の提出)

第5条 事業者は、廃棄物焼却施設の設置等を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、廃棄物焼却施設の設置等に係る計画(以下「事業計画」という。)について、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「事業計画書」という。)を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 事務所及び事業場の所在地

(3) 廃棄物焼却施設の設置の場所

(4) 廃棄物焼却施設の種類

(5) 廃棄物焼却施設において処理する廃棄物の種類

(6) 廃棄物焼却施設の処理能力

(7) 廃棄物焼却施設の位置、構造等の設置に関する計画

(8) 廃棄物焼却施設の維持管理に関する計画

(9) 廃棄物焼却施設における災害の発生を防止するための計画

(10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 事業計画書には、規則で定めるところにより、当該廃棄物焼却施設の設置等による環境への影響並びに事業者が実施しようとしている対策及びその効果を記載した対策書(以下「環境保全対策書」という。)を添付しなければならない。

(関係地域の設定)



第6条 市長は、事業計画書及び環境保全対策書(以下「事業計画書等」という。)の提出があったときは、熊谷市廃棄物焼却施設設置審査委員会に諮問して、関係地域の設定をしなければならぬ。

2 市長は、前項の規定により関係地域の設定をしたときは、速やかに、規則で定めるところにより、事業者はその旨を通知するものとする。

(告示及び縦覧)

第7条 市長は、前条第2項の規定により通知をしたときは、速やかに、規則で定めるところにより、関係地域、縦覧場所その他規則で定める事項を告示し、事業計画書等を当該告示の日から30日間市民の縦覧に供しなければならない。

(周知計画書の提出)

第8条 事業者は、第6条第2項の規定による通知を受けたときは、関係市民を対象とした事業計画書等についての説明会(以下「説明会」という。)の開催に関する事項その他の規則で定める事項を記載した周知についての計画書(以下「周知計画書」という。)を市長に提出しなければならない。

(説明会の開催等)

第9条 事業者は、正当な理由があるときを除き、第7条に規定する縦覧期間内に、規則で定めるところにより、関係地域内において、周知計画書に定めた説明会を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の場所において開催することができる。

2 市長は、事業者が正当な理由がなく周知計画書に定めた説明会を開催しないときは、当該事業者に対し、期限を付して、当該説明会を開催するよう求めるものとする。

3 事業者は、第1項の説明会を開催するほか、関係市民に対し、事業計画書等の概要を記載した書類の配付等を行うことにより、事業計画書等の周知に努めなければならない。

4 事業者は、周知計画書に基づき関係市民に対し事業計画書等の周知を完了したときは、速やかに、その実施状況について、規則で定めるところにより、報告書を市長に提出しなければならない。

(関係市民の意見書の提出)

第10条 事業計画書等について意見を有する関係市民は、第7条に規定する告示の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日(同条に規定する縦覧期間満了の日までに説明会が終了しない場合にあっては、当該説明会が終了した日の翌日から起算して2週間を経過する日)までに、規則で定めるところにより、市長に意見書を提出することができる。

- 2 市長は、前項の意見書の提出があったときは、速やかに、その写し又は意見の要旨を記載した書類(以下「意見書等」という。)を事業者に送付するものとする。

(見解書の提出)

第 11 条 事業者は、意見書等の送付を受けたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、意見書等に対する見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 事業者は、正当な理由があるときを除き、前項の規定による見解書の提出後、関係市民に対し、規則で定めるところにより、見解書について周知を図らなければならない。

- 3 事業者は、前項の規定により、関係市民に対し見解書について周知を完了したときは、速やかに、その実施状況について、規則で定めるところにより、報告書を市長に提出しなければならない。

(意見の調整)

第 12 条 市長は、意見書及び見解書に十分配慮し、関係地域の環境の保全上の見地から必要があると認めるときは、関係市民と事業者との間の意見の調整を行うことができる。

- 2 市長は、前項の意見の調整を行うときは、必要に応じて、熊谷市廃棄物焼却施設設置審査委員会に諮問するものとする。

(環境保全協定の締結)

第 13 条 関係市民及び事業者は、廃棄物焼却施設の設置等に関し合意に達したときは、関係地域の環境の保全上必要な事項を内容とする協定を締結することができる。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する協定の内容について助言を行うことができる。

(事業計画書等の変更の届出等)

第 14 条 事業計画書等又は周知計画書を市長に提出した事業者は、当該事業計画書等又は周知計画書の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 第 5 条から前条までの規定は事業計画書等の内容の変更(規則で定める変更を除く。)について、第 8 条から第 11 条までの規定は周知計画書の内容の変更(規則で定める変更を除く。)について準用する。この場合において、第 6 条第 1 項中「熊谷市廃棄物焼却施設設置審査会に諮問して、関係地域の設定をしなければならない」とあるのは、「必要に応じて、熊谷市廃棄物焼却施設設置審査委員会に諮問して、関係地域の設定をするものとする」と読み替えるものとする。

(事業計画の廃止の届出等)

第15条 事業計画書等を提出した事業者は、当該事業計画を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を行った事業者は、遅滞なく、当該事業計画を廃止した旨を関係市民に周知しなければならない。

(あっせん)

第16条 事業者又は関係市民は、紛争が生じたときは、規則で定めるところにより、市長にあっせんの申請をすることができる。

2 市長は、前項の申請があった場合は、この条例に規定する手続を誠実に遵守していない者からの申請であるときその他市があっせんを行うことが適当でないときを除き、あっせんを行うものとする。

3 市長は、前項の規定によりあっせんを行うことを決定したときは、規則で定めるところにより、その旨を当事者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定によるあっせんを行う場合は、交渉の場の設定、交渉の場につかせるための調整、あっせん案の提示等を行うことができる。

5 前項の場合において、市長は、必要に応じて、熊谷市廃棄物焼却施設設置審査委員会に諮問するものとする。

(あっせんの打ち切り)

第17条 市長は、前条第2項のあっせんを行ったにもかかわらず、紛争の解決の見込みがないと認めるときは、当該あっせんを打ち切ることができる。

2 市長は、前項の規定によりあっせんを打ち切ったときは、規則で定めるところにより、その旨を当事者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

(勧告及び公表)

第19条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(1) 第5条第1項の規定による事業計画書の提出若しくは同条第2項の規定による環境保全対策書の提出を行わず、又は虚偽の事業計画書若しくは環境保全対策書の提出を行ったとき。

(2) 第9条第2項の規定により市長が開催するよう求めた説明会を正当な理由がなく開催しないとき。

(3) 第11条第1項の規定による見解書の提出を正当な理由がなく行わないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例に規定する手続の全部若しくは一部を正当な理由がなく行わず、又は不正若しくは不誠実な方法でこれを行ったとき。

2 市長は、前項の規定により勧告を行った場合において、当該勧告を受けた事業者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、当該勧告を受けた事業者の氏名又は名称、勧告に従わない旨その他規則で定める事項を公表することができる。

3 市長は、前項の規定により事業者の氏名又は名称等を公表しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該事業者に意見を述べる機会を与えるものとする。

(熊谷市廃棄物焼却施設設置審査委員会)

第20条 第6条第1項(第14条第2項において準用する場合を含む。)、第12条第2項及び第16条第5項の規定による市長の諮問に応じ、必要な事項について調査審議するため、熊谷市廃棄物焼却施設設置審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員5人以内で組織し、廃棄物処理又は法律に関し専門知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 委員会の会議は、公開しないものとする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の熊谷市廃棄物焼却施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成16年熊谷市条例第17号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

## ○熊谷市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例

令和4年12月21日

条例第36号

## (目的)

第1条 この条例は、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理等に関して必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止するとともに、良好な環境及び景観の保全に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備であつて、同条第3項第1号に規定する太陽光をエネルギー源とするものをいう。

(2) 太陽光発電事業 太陽光発電設備を設置し、その設備を維持管理して発電する事業（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置するものを除く。）で、発電出力の合計が10キロワット以上のもの（同一又は共同の関係にあると認められる者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電設備の発電出力の合計が10キロワット以上となる場合を含む。）をいう。

(3) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。

(4) 事業者 太陽光発電事業を行う者をいう。

(5) 土地所有者等 事業区域内に存する土地の所有者、占有者又は管理者をいう。

(6) 生活環境等 生活環境、景観、自然環境及び生態系をいう。

(7) 地域住民等 次に掲げる者をいう。

ア 規則で定める範囲内に居住する者

イ 規則で定める範囲内に存する土地又は建築物の所有者、占有者又は管理者

ウ 事業区域が存する自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。）及び太陽光発電事業により一定の影響を受けると認められる団体（以下「自治会等」という。）

エ 太陽光発電事業により一定の影響を受ける者として規則で定めるもの

(8) 設置工事 太陽光発電設備の設置に係る工事（当該設備を設置するために行う竹木

資料1

資料2

資料3

資料4

資料5

資料6

資料7

資料8



の伐採、土地の造成等による区画形質の変更を含む。)をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例等を遵守し、災害の発生を防止するとともに、生活環境等の保全に十分配慮するものとし、地域住民等との良好な関係を保持するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、第1条の目的を達成するため、事業区域を適正に管理しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、第1条の目的を達成するため、市の施策及びこの条例で定める手続の実施について協力するよう努めなければならない。

(抑制区域)

第7条 市長は、太陽光発電事業の実施について、特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定し、事業者に対し事業区域に含めないよう求めることができる。

2 前項の抑制区域は、規則で定めるものとする。

(事業計画標識の設置)

第8条 事業者は、地域住民等に太陽光発電事業の計画（以下「事業計画」という。）の周知を図るため、次条に規定する事前協議を行う日の30日以上前から第15条第2項の規定による通知を受ける日まで、事業区域内の道路に面した公衆の見やすい場所に、規則で定めるところにより、標識を設置しなければならない。

2 事業者は、前項の標識の内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の標識を設置しなければならない。

3 事業者は、第1項の規定により標識を設置したとき、又は前項の規定により標識の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(事前協議等)

第9条 事業者は、第13条第1項の規定による届出をしようとするときは、当該届出を行う日の60日前までに、規則で定めるところにより、事業計画について市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し、必要な指導又は助言



をすることができる。

3 事業者は、市長が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、第13条第1項の規定による届出までに、当該事業に関する協定を市長と締結しなければならない。

(地域住民等への説明会の開催)

第10条 事業者は、第8条第1項の規定による標識の設置後、当該事業区域の地域住民等に対して事業計画を周知するため、規則で定めるところにより、速やかに説明会を開催しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により説明会を開催するときは、開催日時及び場所を、説明会を開催する日の30日前までに、市長に報告しなければならない。

3 事業者は、第1項の規定により説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

4 第1項から前項までの規定は、第13条第3項の規定による説明会の開催について準用する。

(意見の申出)

第11条 地域住民等は、前条第1項及び第13条第3項の規定による説明会を開催した事業者に対し、事業計画について意見を申し出ることができる。

2 事業者は、前項の規定による意見の申出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を速やかに市長に報告しなければならない。

(地域住民等との協議等)

第12条 事業者は、前条第1項の規定による意見の申出があったときは、当該申出をした地域住民等と協議をしなければならない。

2 事業者は、前項の規定により協議を行ったときは、規則で定めるところにより、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

3 自治会等は、災害の防止又は生活環境等の保全を図るため、必要に応じ、事業者に協定の締結を求めることができる。

(事業計画の届出)

第13条 事業者は、太陽光発電事業を行おうとするときは、設置工事に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、事業計画を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定により事業計画を届け出た事業者は、当該事業計画を変更(規則で定める軽微な変更を除く。)しようとするときは、規則で定めるところにより、変更後の事業計画を速やかに市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による変更の届出をした事業者は、説明会の開催により、地域住民等にそ

の変更事項を周知しなければならない。

4 市長は、届出のあった事業計画が他の市町村の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長及び行政機関の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。

(適正な設置)

第 14 条 事業者は、太陽光発電設備について規則で定めるところにより適正な設置をしなければならない。

(工事完了の届出)

第 15 条 第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をした事業者は、当該届出に係る設置工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。当該設置工事を中止したときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定による完了の届出があったときは、速やかに届出の内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、その旨を事業者に通知するものとする。

(廃止の届出)

第 16 条 事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の 30 日前までに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項の規定による届出をしたときは、太陽光発電設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置を速やかに講じなければならない。

3 事業者は、前項の規定による措置が完了したときは、その完了の日から起算して 30 日以内に規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第 17 条 事業者から太陽光発電事業を譲り受けた者は、当該事業者の地位を承継するものとする。

2 前項の規定により地位を承継した者は、規則で定めるところにより、承継した日から起算して 10 日以内に市長に届け出なければならない。

(事業者が所在不明になった場合等)

第 18 条 事業者が所在不明となった場合又はその組織を解散した場合においては、当該土地所有者等が事業者と異なるものである場合に限り、当該土地所有者等を事業者とみなして、第 16 条、次条及び第 21 条から第 25 条までの規定を適用する。

(適正な維持管理)

第 19 条 事業者は、事業計画に従い、規則で定めるところにより、適正な維持管理をしな

なければならない。

(標識の設置)

第20条 事業者は、設置工事に着手する日から太陽光発電設備を撤去する日まで、事業区域内の道路に面した公衆の見やすい場所に、規則で定めるところにより、標識を設置しなければならない。

2 事業者は、前項の標識の内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の標識を設置しなければならない。

3 事業者は、第1項の規定により標識を設置したとき、又は前項の規定により標識の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第21条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、太陽光発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第22条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、当該職員に、事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告等)

第23条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当な期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第8条第1項又は第2項の規定による標識を設置せず、又は虚偽の設置をしたとき、及び同条第3項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。

(2) 第9条第3項及び第12条第3項の規定による協定を遵守しなかったとき。

(3) 第9条第3項の規定による協定の締結前に、設置工事に着手したとき。

(4) 第10条第1項及び第13条第3項の規定による説明会を開催しなかったとき。

(5) 第13条第1項又は第2項及び第15条第1項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。

(6) 第16条第1項又は第3項及び第17条第2項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。

(7) 第16条第2項の規定による措置を講じなかったとき。

(8) 第19条の規定による適正な維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき、又は被害を与えるおそれがあるとき。

(9) 第20条第1項又は第2項の規定による標識を設置せず、又は虚偽の設置をしたとき、及び同条第3項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。

(10) 第21条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(11) 前条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(12) 前項の指導に正当な理由なく従わなかったとき。

3 第1項に規定する指導又は前項に規定する勧告を受けた事業者は、規則で定めるところにより、その措置の状況を市長に報告しなければならない。

(公表)

第24条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、規則で定めるところにより、当該事業者の氏名（法人にあっては、名称）及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行う場合は、規則で定めるところにより、あらかじめ公表の対象となる事業者に対してその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(国及び県への報告)

第25条 市長は、前条の規定による公表を行った場合は、その事実及び内容を国及び県へ報告することができる。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に太陽光発電設備を設置している事業者又は設置工事に着手している事業者については、第7条から第15条まで、第20条並びに第23条第2項第1号が

ら第5号まで及び第9号の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の日から30日を経過する日までの間に、設置工事に着手しようとする事業者に係るこの条例の適用については、第13条第1項中「設置工事に着手する日の30日前までに」とあるのは「速やかに」とする。

資料  
1

資料  
2

資料  
3

資料  
4

資料  
5

資料  
6

資料  
7

資料  
8

## 資料6 環境基本計画策定経過

---

【環境基本計画中間見直し経過】



【熊谷市環境審議会委員】

資料  
1

資料  
2

資料  
3

資料  
4

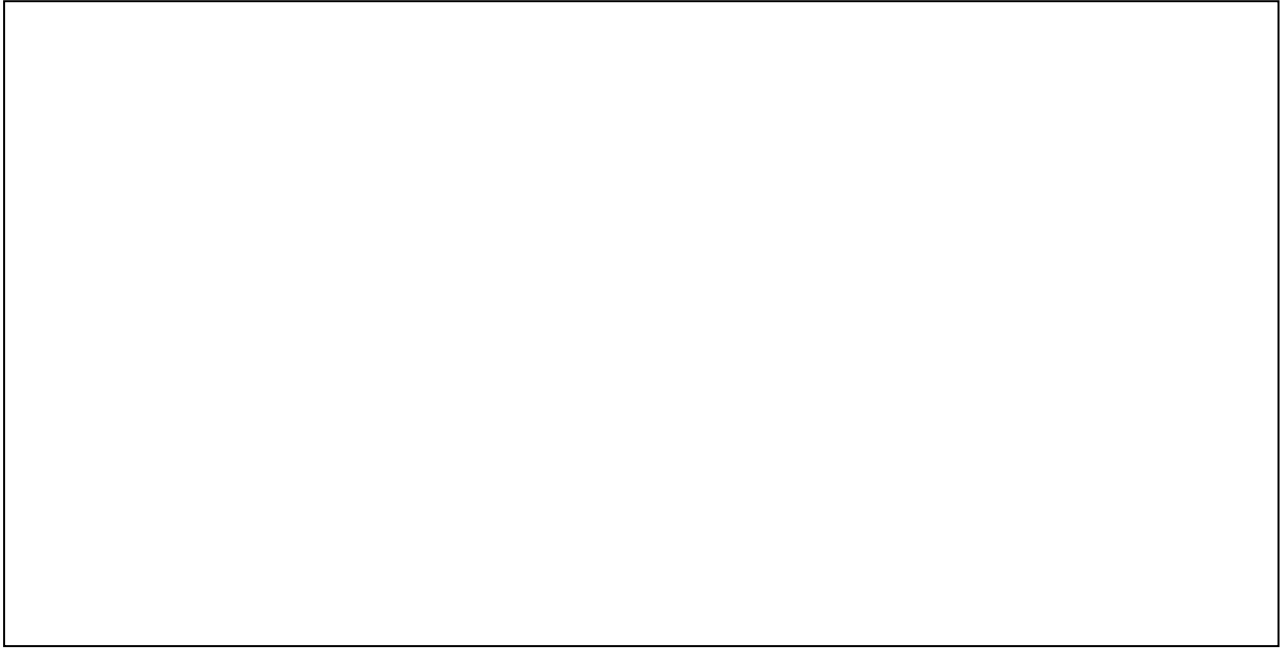
資料  
5

資料  
6

資料  
7

資料  
8

**【諮問書】**



**【答申書】**



【答申書別紙】

資料  
1

資料  
2

資料  
3

資料  
4

資料  
5

資料  
6

資料  
7

資料  
8

【熊谷市地球温暖化対策地域推進協議会委員】

## 【環境管理委員会】

部名等	職名	部名等	職名
市長		都市整備部	都市整備部長
副市長		建設部	建設部長
教育委員会	教育長	会計管理者	
市長公室	市長公室長	上下水道部	上下水道部長
市長公室	危機管理監	議会事務局	議会事務局長
総合政策部	総合政策部長	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局長
総務部	総務部長	監査委員	監査委員事務局長
市民部	市民部長	農業委員会	農業委員会事務局長
福祉部	福祉部長	教育委員会	教育次長
環境部	環境部長	消防本部	消防長
産業振興部	産業振興部長		

資料  
1資料  
2資料  
3資料  
4資料  
5資料  
6資料  
7資料  
8

## 【環境基本計画推進担当課】

部名等	担当課等	部名等	担当課等
市長公室	政策調査課	建設部	河川課
市長公室	広報広聴課	建設部	営繕課
総合政策部	企画課	大里行政センター	
総合政策部	デジタル推進課	妻沼行政センター	
総合政策部	スポーツタウン推進課	江南行政センター	
総務部	庶務課	上下水道部	経営課
総務部	資産税課	上下水道部	水道課
市民部	市民活動推進課	上下水道部	下水道課
市民部	安心安全課	農業委員会	農業委員会事務局
市民部	健康づくり課	教育委員会	教育総務課
福祉部	福祉総務課	教育委員会	学校教育課
福祉部	長寿いきがい課	教育委員会	社会教育課
福祉部	こども課	教育委員会	江南文化財センター
福祉部	保育課	教育委員会	市史編さん室
環境部	環境推進課	教育委員会	中央公民館
環境部	第一水光園	教育委員会	妻沼中央公民館
環境部	荒川南部環境センター	教育委員会	江南公民館
環境部	環境美化センター	教育委員会	熊谷図書館
産業振興部	商業観光課	教育委員会	プラネタリウム館
産業振興部	農業政策課	教育委員会	熊谷学校給食センター
都市整備部	都市計画課	教育委員会	江南学校給食センター
都市整備部	開発審査課	消防本部	消防総務課
都市整備部	建築審査課	環境管理委員会 事務局	環境政策課
都市整備部	公園緑地課		
都市整備部	土地区画整理事務所		
建設部	管理課		
建設部	道路課		
建設部	維持課		



# 資料7 意識調査結果の概要

## 調査概要

### (1) 調査目的

二酸化炭素などの温室効果ガスの増加による地球温暖化は、私たちの生活のさまざまな場面で大きな影響を及ぼすとされており、気温上昇による農作物への影響や、過去の観測を上回るようなゲリラ豪雨、台風の大型化などによる自然災害、熱中症搬送者数の増加といった健康への影響などが既に現れていることから、その対策は急務となっています。

本市では、今年度、市民・事業者・行政が一体になり温室効果ガスの削減に取り組む「熊谷市地球温暖化対策実行計画」の見直しを進めており、市民及び事業者の皆様の地球温暖化対策への取組の現状や、今後の取組の可能性等を計画に反映させるために、アンケート調査を実施することとしました。

### (2) 調査対象者及び回収状況

調査対象	市民	事業者
抽出方法	住民基本台帳 18 歳以上	法人市民税データより本店または営業所等の所在地が市内にある事業者
調査方法	無作為	無作為
調査数	1,300	200
回収数	417	61
回収率 (%)	32.1	30.5
	31.3	

### (3) 調査期間

令和5年7月7日(金)にアンケートを一斉発送し、7月28日(金)までに投函したものを有効結果として実施しました。

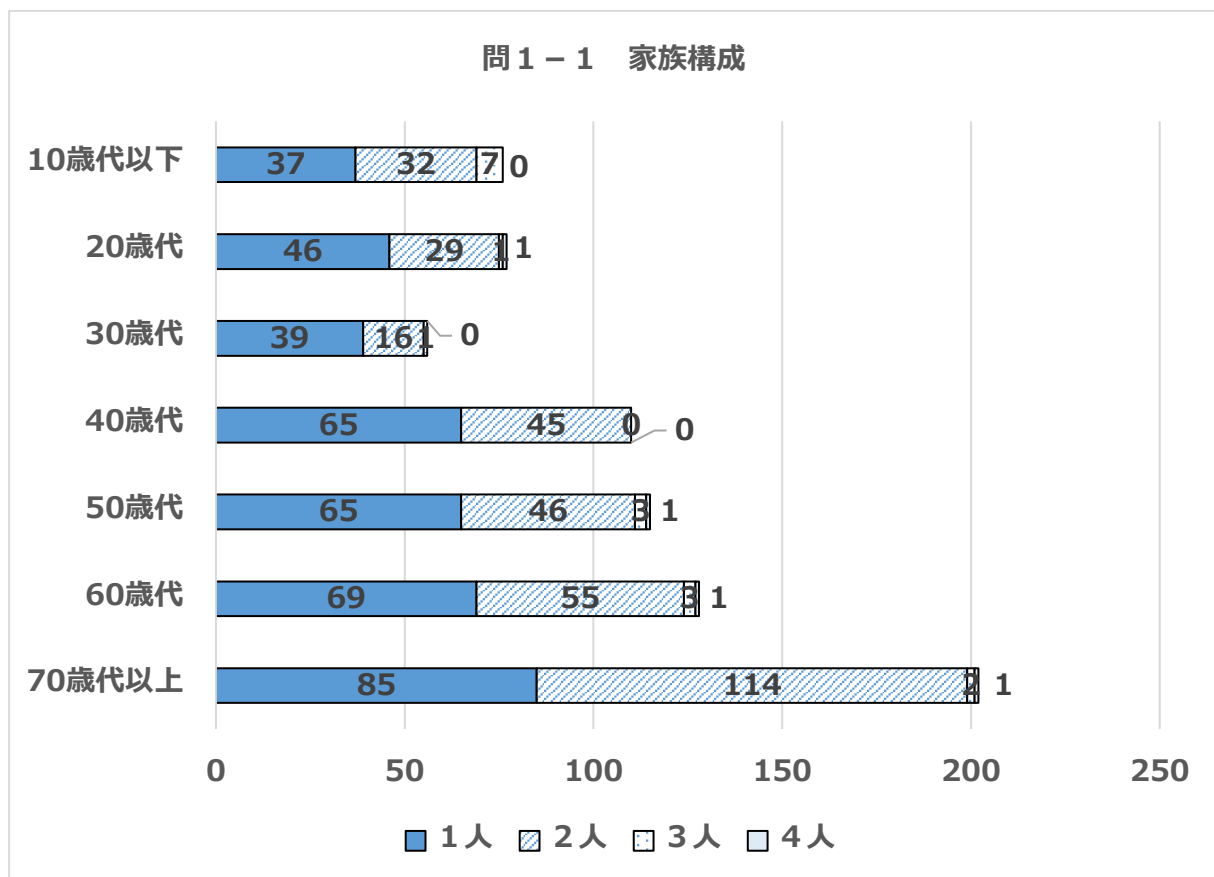
## 市民の意識

問1-1 あなたの家族構成について伺います。あなた自身を含めて同居している家族の年代と人数について、それぞれあてはまる番号に○印をつけてください。

年代	人数			
	1人	2人	3人	4人以上
① 10歳代以下	1	2	3	4
② 20歳代	1	2	3	4
③ 30歳代	1	2	3	4
④ 40歳代	1	2	3	4
⑤ 50歳代	1	2	3	4
⑥ 60歳代	1	2	3	4
⑦ 70歳代以上	1	2	3	4

### 問1-1 (結果)

本アンケートの結果者は、70歳以上の家族構成であることが最も多くなっています。

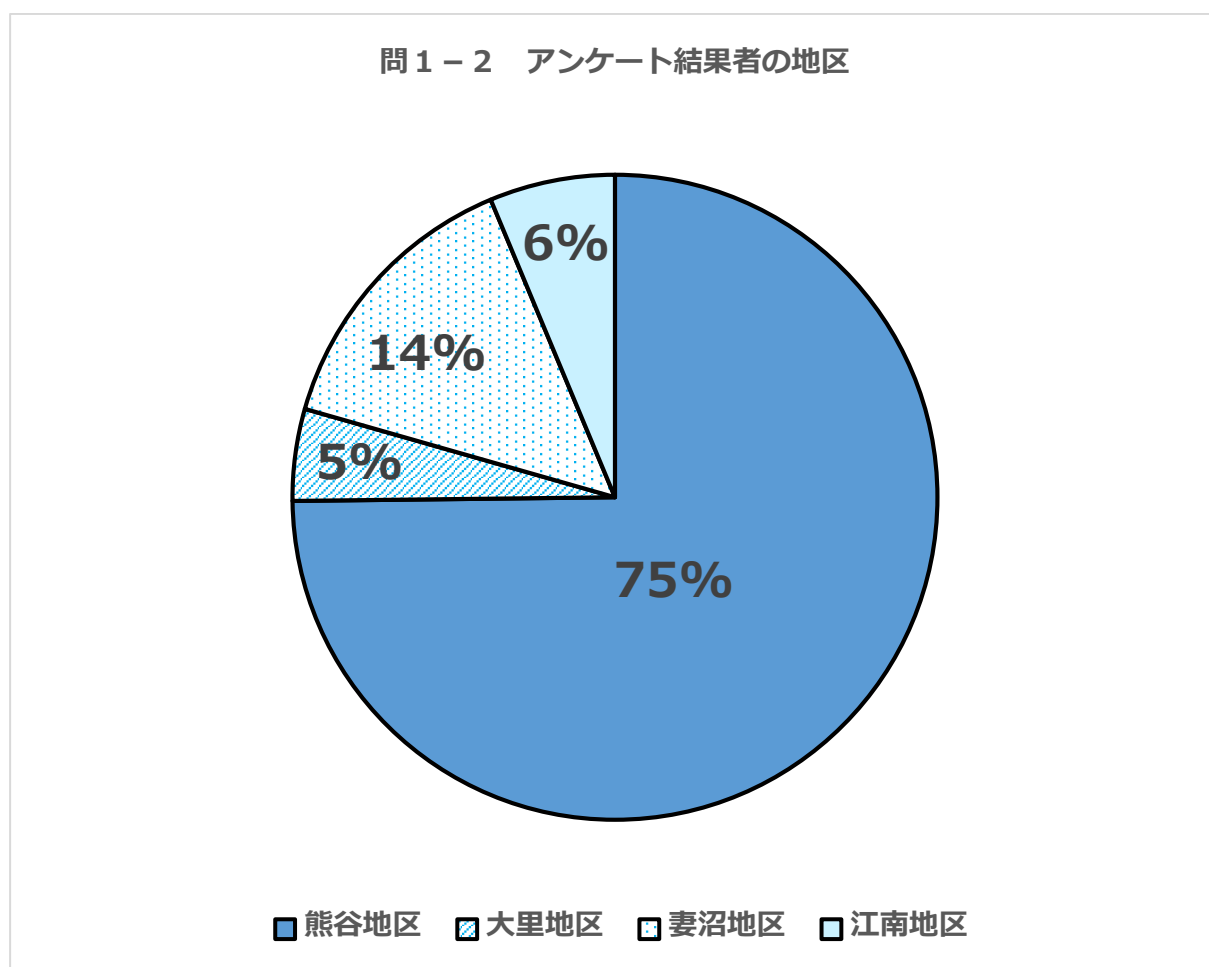


**問1-2 あなたのお住まいの地区はどちらですか。あてはまる番号1つに○印をつけてください。**

1. 熊谷地区      2. 大里地区      3. 妻沼地区      4. 江南地区

### 問1-2（結果）

アンケートの結果者の7割以上は熊谷地区（75%）であり、続いて妻沼地区（14%）が多く、江南地区（6%）、大里地区（5%）の順となっています。



資料1

資料2

資料3

資料4

資料5

資料6

資料7

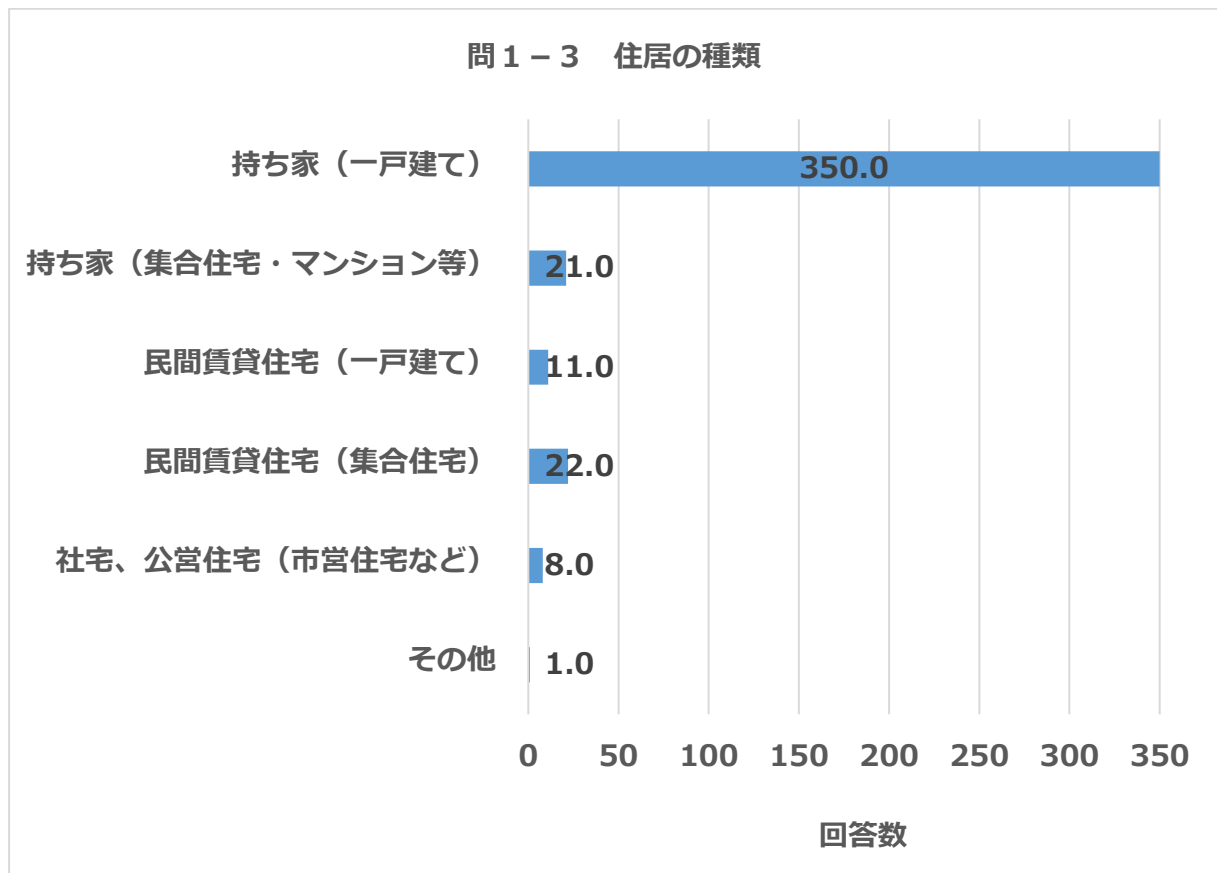
資料8

**問1-3 あなたの住居の種類は次のうちどれですか。あてはまる番号1つに○印をつけてください。**

- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| 1. 持ち家（一戸建て）       | 2. 持ち家（集合住宅・マンション等） |
| 3. 民間賃貸住宅（一戸建て）    | 4. 民間賃貸住宅（集合住宅）     |
| 5. 社宅、公営住宅（市営住宅など） | 6. その他（ ）           |

**問1-3（結果）**

結果者の多くは、持ち家（一戸建て）住宅となっています。

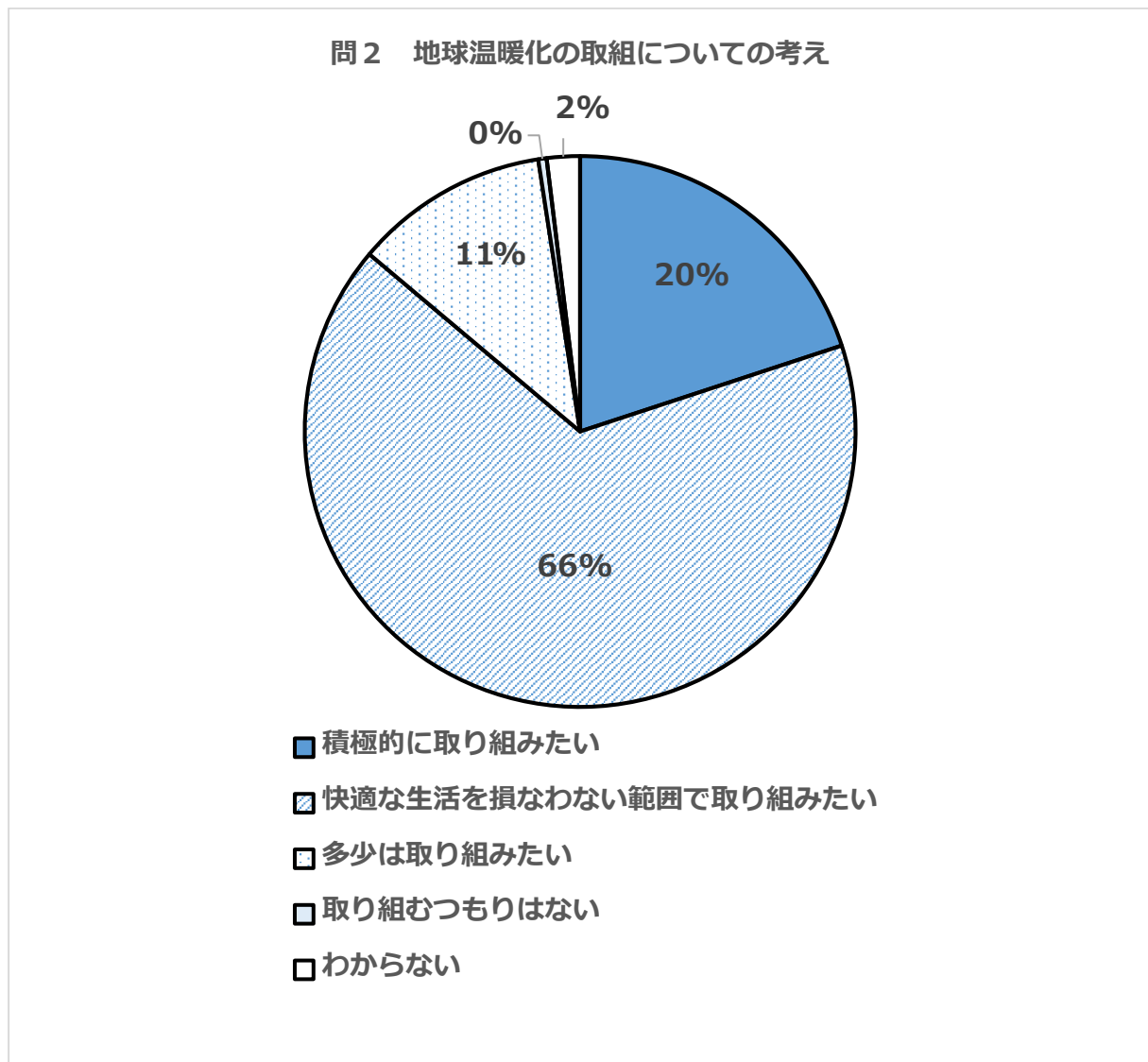


問2 地球温暖化対策の取組は、多くの方々が取組むことによってより大きな効果をもたらします。このことについて、あなたはどのように考えますか。あてはまる番号1つに○印をつけてください。

- |              |                       |             |
|--------------|-----------------------|-------------|
| 1. 積極的に取組みたい | 2. 快適な生活を損ねない範囲で取組みたい | 3. 多少は取組みたい |
| 4. 取組むつもりはない | 5. わからない              |             |

## 問2（結果）

積極的に取り組みたいと結果した割合は全体の2割ほどであるが、多少は取り組みたいと思っている割合まで含めると、9割以上となっています。

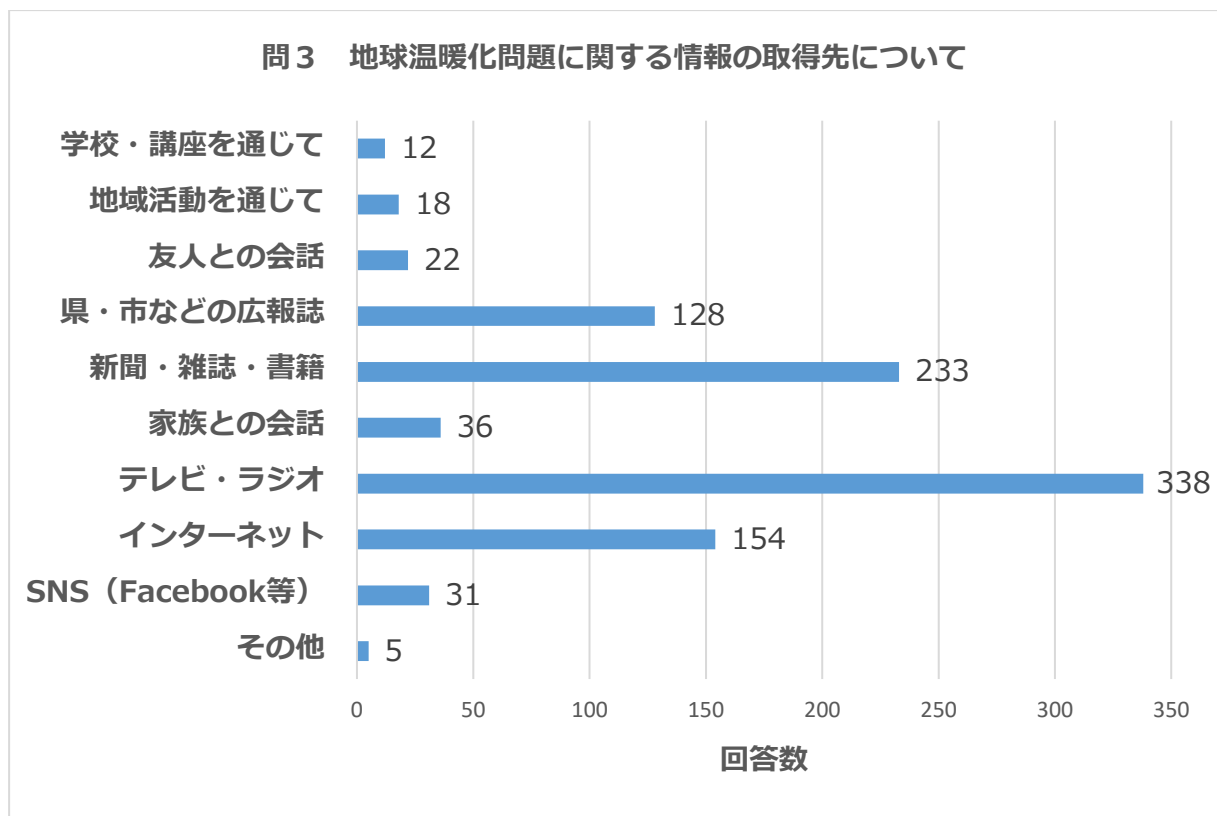


### 問3 あなたは地球温暖化問題に関する情報を主にどこから得ていますか。あてはまる番号を3つまで選んで○印をつけてください

- |              |             |                     |
|--------------|-------------|---------------------|
| 1. 学校・講座を通じて | 2. 地域活動を通じて | 3. 友人との会話           |
| 4. 県・市などの広報紙 | 5. 新聞・雑誌・書籍 | 6. 家族との会話           |
| 7. テレビ・ラジオ   | 8. インターネット  | 9. SNS (Facebook 等) |
| 10. その他 (    |             | )                   |

### 問3 (結果)

地球温暖化問題に関する情報は、テレビ・ラジオからの取得が最も多く、続いて新聞・雑誌・書籍、インターネット、広報誌という順で多いことがわかります。





問4 わが国でも、すでに地球温暖化による気候変動が観測されており、将来にわたって自然や人間生活に様々な影響を与えることが予測されています。あなたは、地球温暖化による影響について実感していますか。それぞれ、あてはまる番号1つに○印をつけてください。

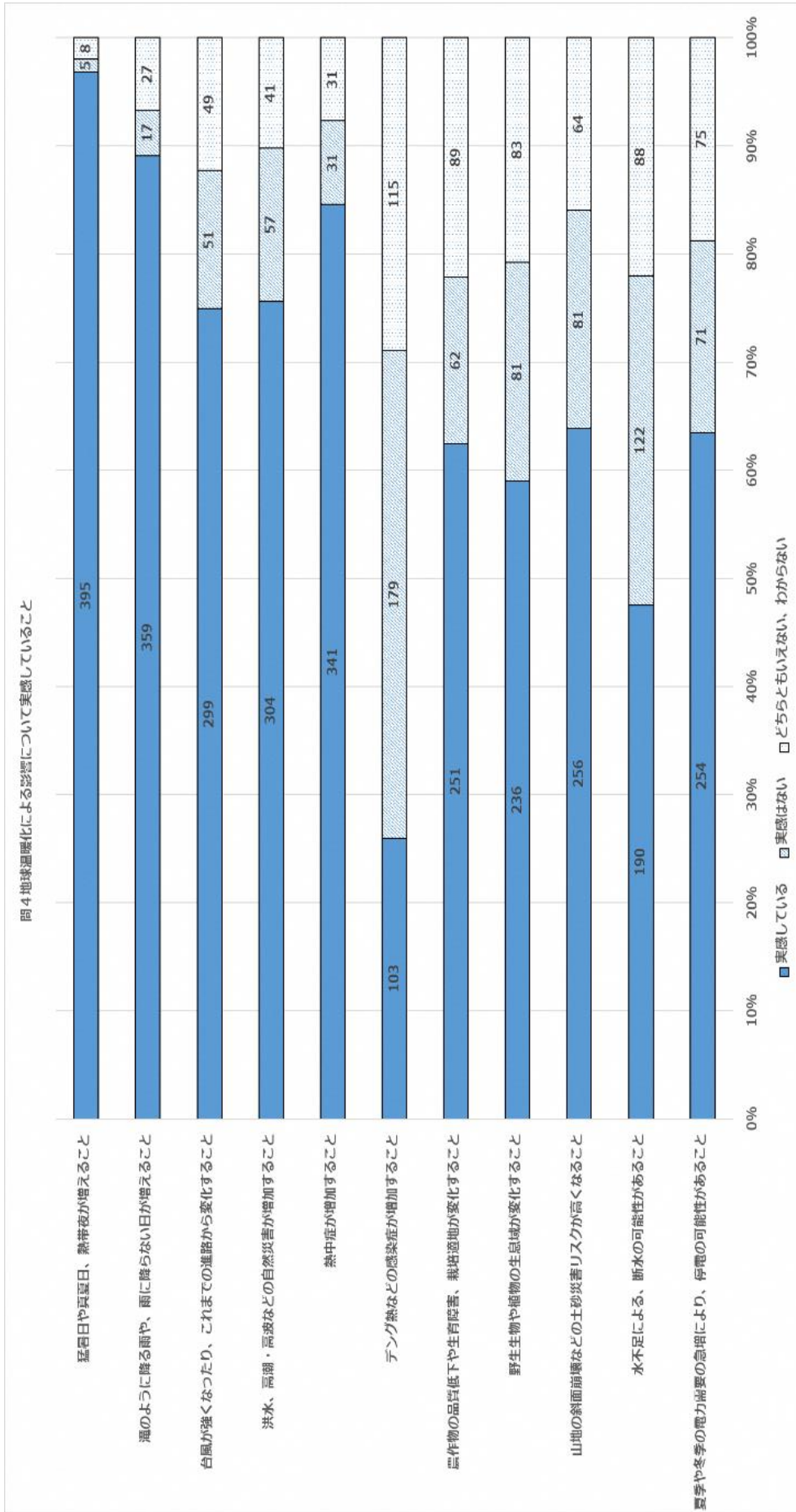
項目	実感している	実感はない	どちらとも言えない、わからない
猛暑日や真夏日、熱帯夜が増えること	1	2	3
滝のように降る雨や、雨の降らない日が増えること	1	2	3
台風が強くなったり、これまでの進路から変化すること	1	2	3
洪水、高潮・高波などの自然災害が増加すること	1	2	3
熱中症が増加すること	1	2	3
デング熱などの感染症が増加すること	1	2	3
農作物の品質低下や生育障害、栽培適地が変化すること	1	2	3
野生生物や植物の生息域が変化すること	1	2	3
山地の斜面崩壊など土砂災害のリスクが高くなること	1	2	3
水不足による、断水の可能性があること	1	2	3
夏季や冬季の電力需要の急増により、停電の可能性があること	1	2	3

#### 問4（結果）

「猛暑日や真夏日、熱帯夜が増えること」に実感している結果が最も多く 395 人、続いて「滝のように降る雨や、雨に降らない日が増えること」が 359 人、「熱中症が増加すること」が 341 人となっています。

また、「水不足による、断水の可能性があること」では、水不足での断水の可能性は、「実感はない・どちらともいえない、わからない」といった回答が多くなっています。

※結果グラフは次ページに示します。

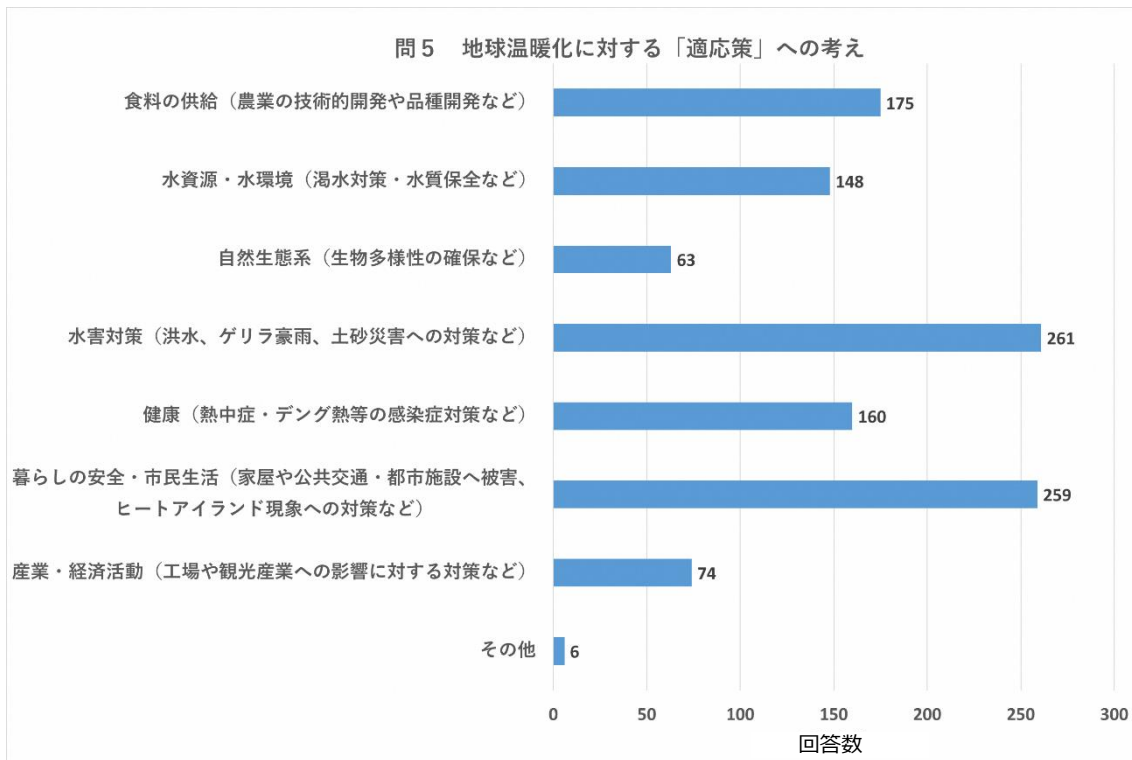


**問5 地球温暖化に対する取組として、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」と、現在及び将来予測される影響に対して、自然や人間社会の在り方を調整し、被害を最小限に食い止めるための「適応策」があります。「適応策」として、本市ではどのような分野を重点的に進めていくべきであるとあなたは考えますか。あてはまる番号を3つまで選んで○印をつけてください。**

- |                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 1. 食料の供給（農業の技術開発や品種開発など）        | 2. 水資源・水環境（湧水対策・水質保全など）                           |
| 3. 自然生態系（生物多様性の確保など）            | 4. 水災害対策（洪水、ゲリラ豪雨、土砂災害への対策など）                     |
| 5. 健康（熱中症・デング熱等の感染症対策など）        | 6. 暮らしの安全・市民生活（家屋や公共交通・都市施設への被害、ヒートアイランド現象への対策など） |
| 7. 産業・経済活動（工場や観光産業への影響に対する対策など） | 8. その他  |

## 問5（結果）

地球温暖化に対する取り組みの対応策として、水害対策が最も多く、続いて暮らしの安全・市民生活について多いことがわかります。



問6 現在の熊谷市の地球温暖化対策実行計画における市の取組みについて、あなたの満足度と充実希望度をお聞きします。以下の各項目について、あなたの考えや意見に近い番号1～5の中から1つに○印をつけてください。

項目	満足度					充実希望度				
	満足している	まあまあ満足している	どちらともいえない	やや不満である	不満である	充実させてほしい	やや充実させてほしい	どちらともいえない	あまり希望しない	希望しない
【例】○○○○	1	②	3	4	5	1	2	3	④	5
1. 再生可能エネルギーの導入・活用促進	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
2. 新たなエネルギー（ごみ焼却熱、地中熱、工場排熱、燃料電池等）の有効利用促進	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
3. 市有施設への省エネルギー技術の導入	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
4. 家庭や事業所への省エネルギー技術の導入支援	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
5. 脱炭素交通システムへの転換（公共施設・商業施設等への電気自動車充電設備、水素ステーションの設置促進など）	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
6. 次世代自動車（電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）等）の普及促進	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
7. エネルギーマネジメントの推進	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
8. 緑化や自然再生の推進	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
9. 5R（リサイクル・リデュース・リユース・リペア・リターン）運動の推進	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
10. バイオマス資源の活用推進（食品残渣や農畜産廃棄物の資源化など）	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
11. ライフスタイルの脱炭素化の推進	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
12. ビジネススタイルの脱炭素化の推進	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
13. 市による地球温暖化対策の率先行動	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
14. 市と市民・事業者との協働による地球温暖化対策の取組	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
15. ヒートアイランド対策・感染症対策	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
16. 災害への備えと影響低減への取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
17. 農業への気候変動の影響に対する、取	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

項 目	満足度					充実希望度				
	満足している	まあまあ満足している	どちらともいえない	やや不満である	不満である	充実させてほしい	やや充実させてほしい	どちらともいえない	あまり希望しない	希望しない
組についての情報収集・情報提供										

## 問6（結果）

（満足度）

市の取組に満足している回答は非常に少なく、回答の多くは「どちらともいえない」が占める結果となりました。

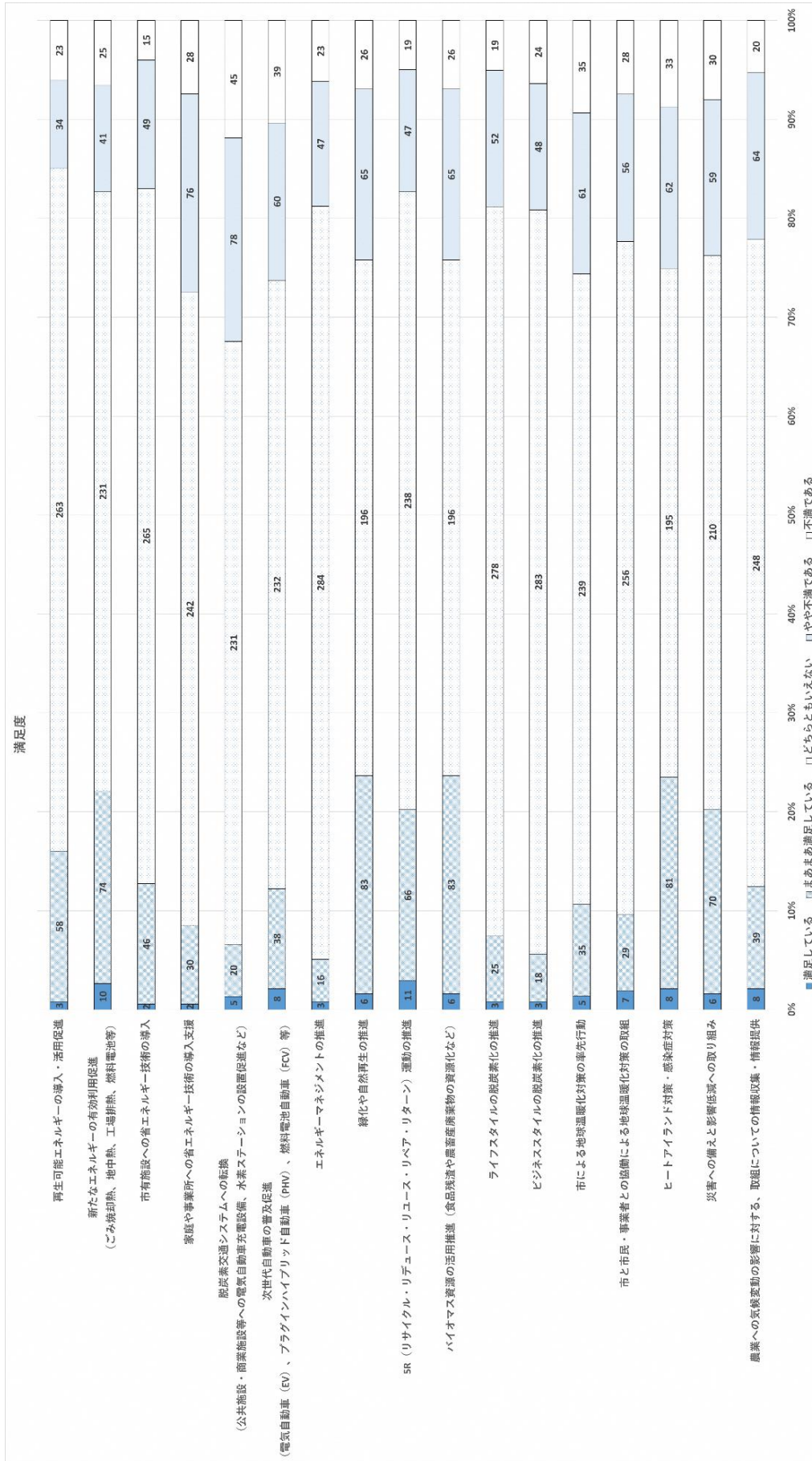
（充実希望度）

充実させてほしい寄りの意見が多くを占めています。エネルギーマネジメントの推進やビジネススタイルの脱炭素化の推進といった、あまり聞きなれない（馴染みのない）単語について「どちらともいえない」の回答が多いことがわかります。

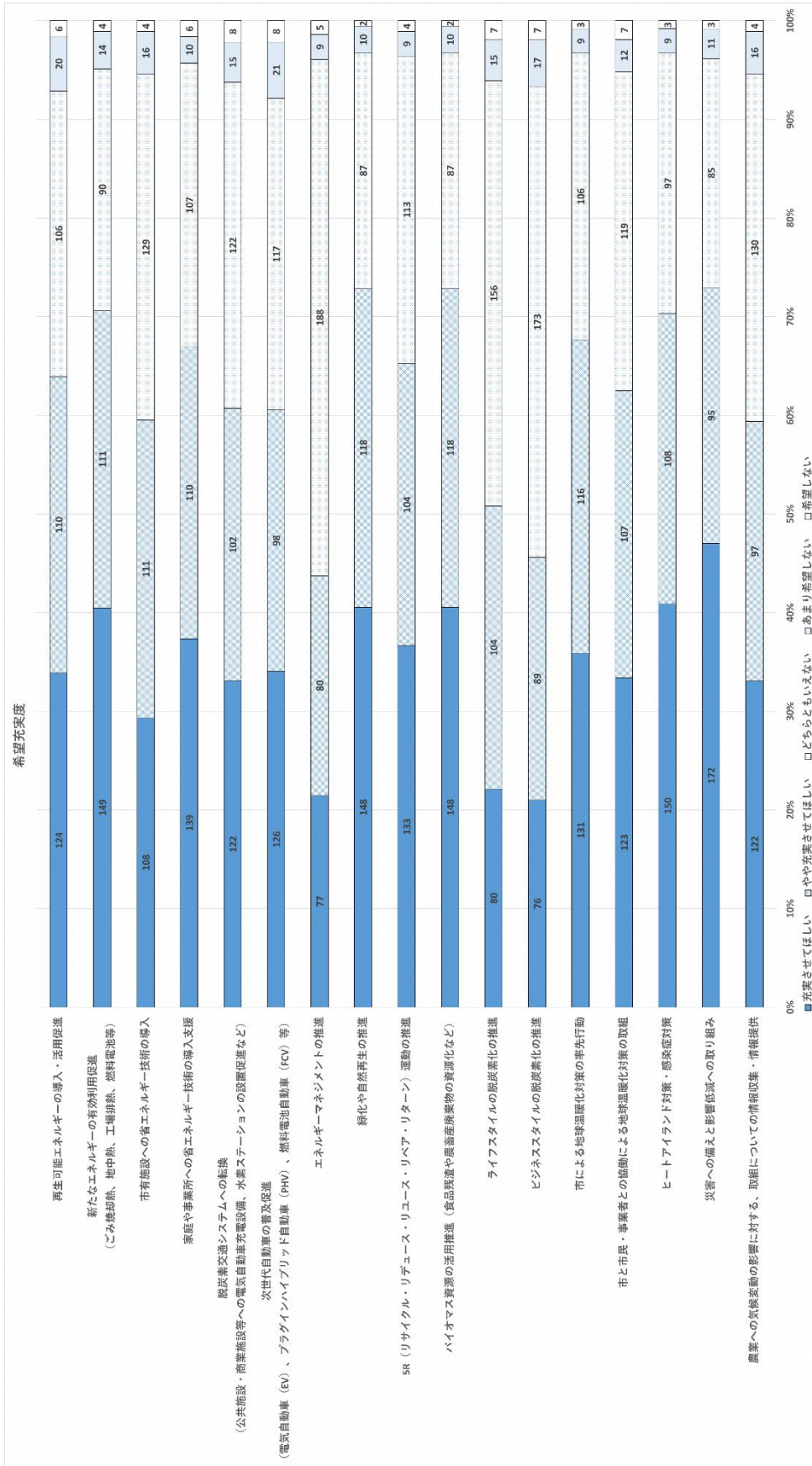
※結果グラフは次ページに示します。



満足度



充実希望度



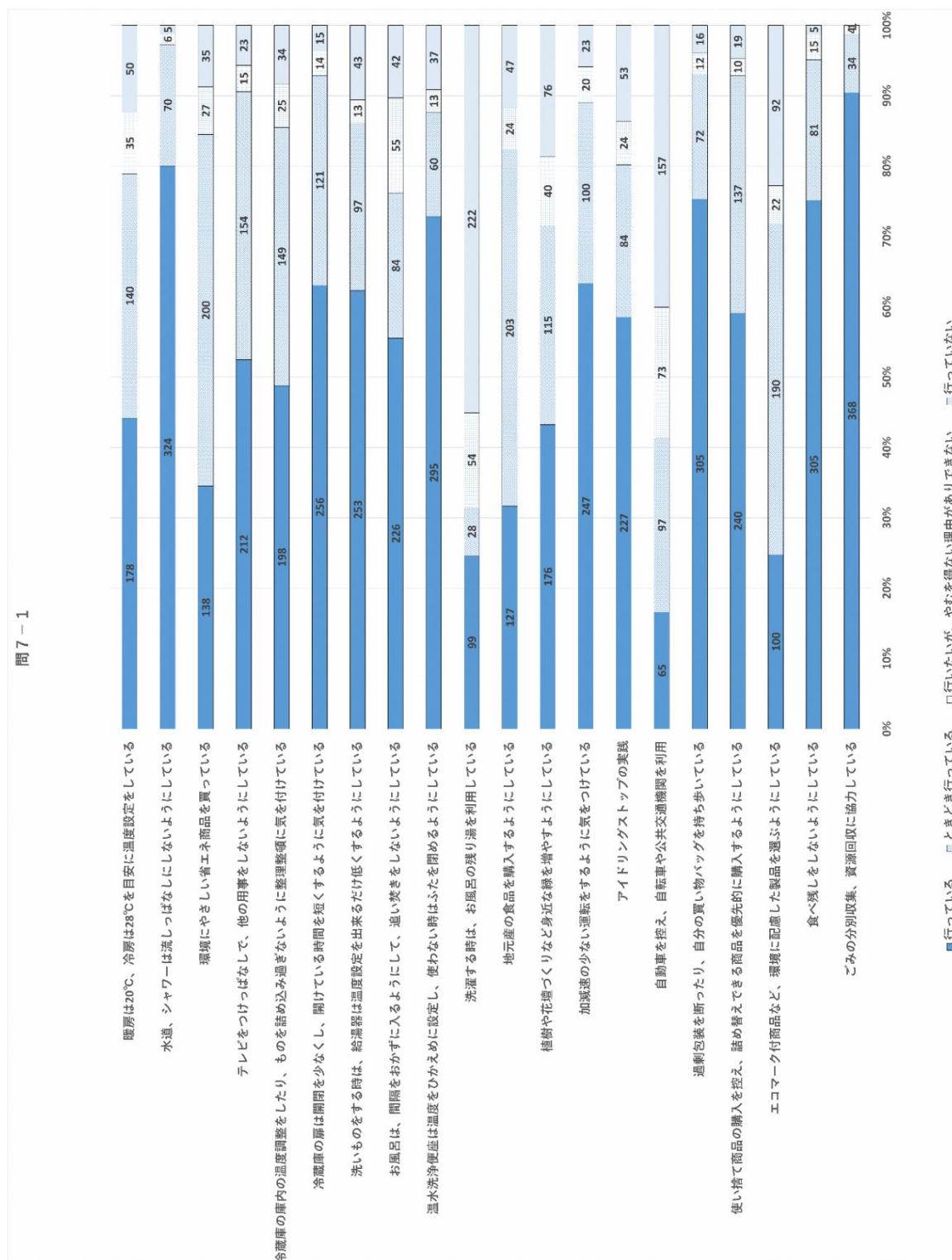


**問7-1 あなたの家では以下の項目の取組をどの程度行っていますか。それぞれの項目について、あてはまる番号1～4の中から1つに○印をつけてください。**

項目		行っている	ときどき行っている	行いたい、理由があり できない	行っていない
		1	2	3	4
日常生活	1. 暖房は20℃、冷房は28℃を目安に温度設定をしている	1	2	3	4
	2. 水道、シャワーは流しっぱなしにしないようにしている	1	2	3	4
	3. 環境にやさしい省エネ商品を買っている	1	2	3	4
	4. テレビをつけっぱなしで、他の用事をしないようにしている	1	2	3	4
	5. 冷蔵庫の庫内の温度調整をしたり、ものを詰め込み過ぎないように整理整頓に気を付けている	1	2	3	4
	6. 冷蔵庫の扉は開閉を少なくし、開けている時間を短くするように気を付けている	1	2	3	4
	7. 洗いものをする時は、給湯器は温度設定を出来るだけ低くするようにしている	1	2	3	4
	8. お風呂は、間隔をおかずに入るようにして、追い焚きをしないようにしている	1	2	3	4
	9. 温水洗浄便座は温度をひかえめに設定し、使わない時はふたを閉めるようにしている	1	2	3	4
	10. 洗濯する時は、お風呂の残り湯を利用している	1	2	3	4
	11. 地元産の食品を購入するようにしている	1	2	3	4
	12. 植樹や花壇づくりなど身近な緑を増やすようにしている	1	2	3	4
自動車	13. 加減速の少ない運転をするように気を付けている	1	2	3	4
	14. アイドリングストップの実践	1	2	3	4
	15. 自動車を控え、自転車や公共交通機関を利用	1	2	3	4
ごみ減量・リサイクルについての取組み	16. 過剰包装を断ったり、自分の買い物バッグを持ち歩いている	1	2	3	4
	17. 使い捨て商品の購入を控え、詰め替えできる商品を優先的に購入するようにしている	1	2	3	4
	18. エコマーク付商品など、環境に配慮した製品を選ぶようにしている	1	2	3	4
	19. 食べ残しをしないようにしている	1	2	3	4
	20. ごみの分別収集、資源回収に協力している	1	2	3	4

## 問7-1 (結果)

結果より、「水道、シャワーは流しっぱなしにしないようにしている」や「ごみの分別収集、資源回収に協力している」は行っている割合が多く、「10洗濯するときは、お風呂の残り湯を利用している」や「自動車を控え、自転車や公共交通機関を利用」は行っていない割合が多いことがわかります。

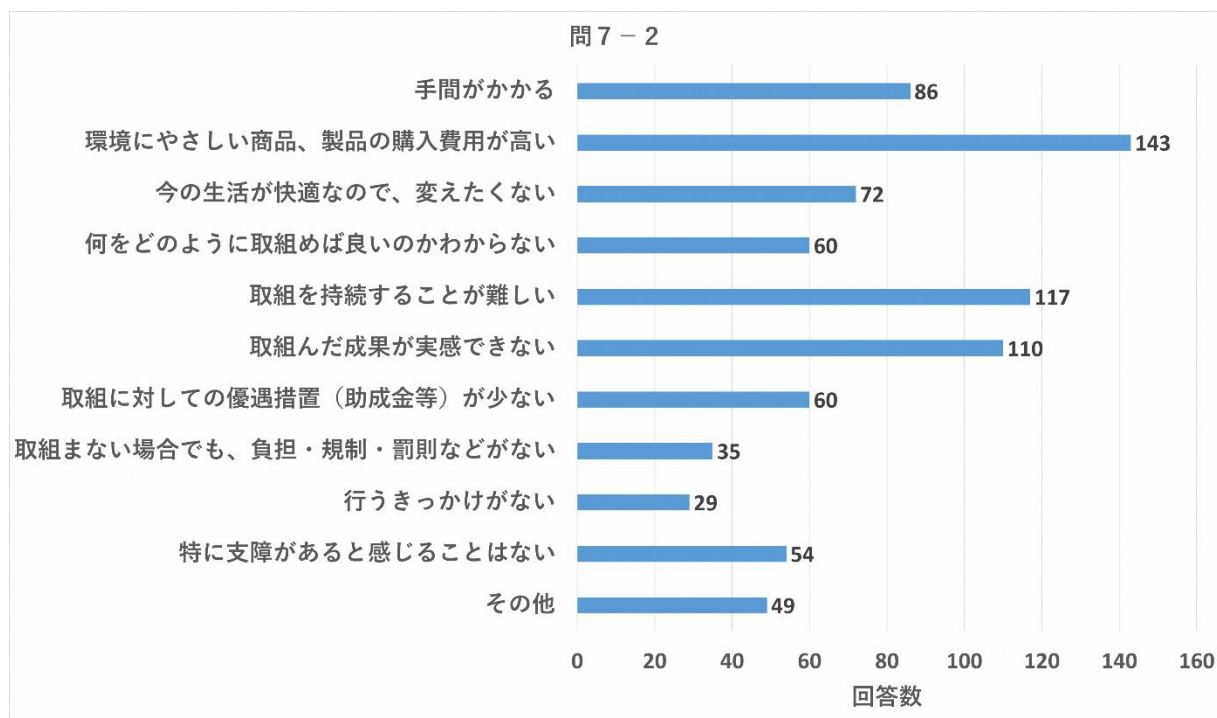


**問7-2 問7-1にあるような取組を行えない理由として感じるものは何ですか。あてはまる番号すべてに○印をつけてください。**

- |                          |                            |
|--------------------------|----------------------------|
| 1. 手間がかかる                | 2. 環境にやさしい商品、製品の購入費用が高い    |
| 3. 今の生活が快適なので、変えたくない     | 4. 何をどのように取組めば良いのかわからない    |
| 5. 取組を持続することが難しい         | 6. 取組んだ成果が実感できない           |
| 7. 取組に対しての優遇措置（助成金等）が少ない | 8. 取組まない場合でも、負担・規制・罰則などがない |
| 9. 行うきっかけがない             | 10. 特に支障があると感じることはない       |
| 11. その他（具体的に： _____）     |                            |

**問7-2（結果）**

環境にやさしい商品、製品の購入費用が高いことが最も多く、続いて「取組を持続することが難しい」、「取組んだ成果が実感できない」の回答が多いことがわかります。



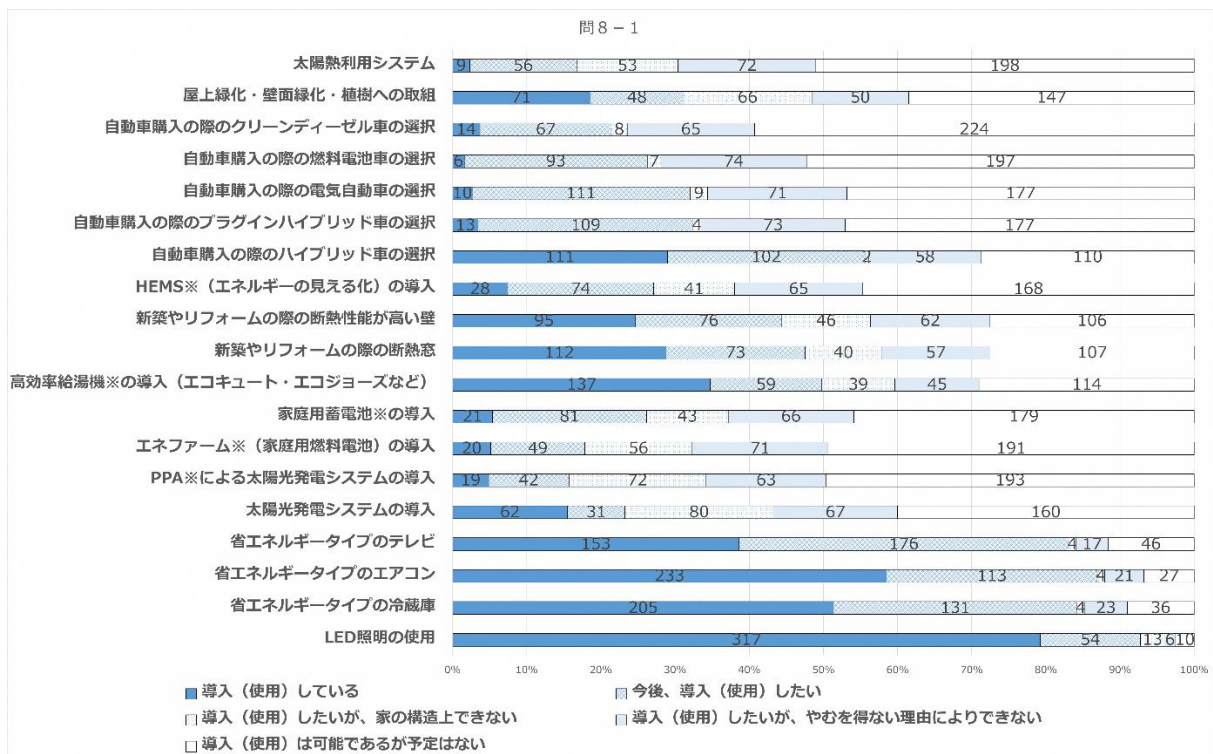
問8-1 下記の項目は、地球温暖化対策をさらに進めていく上で効果があると言われていています。導入状況および今後の導入希望の有無等について教えてください。それぞれの項目について、あてはまる番号1～5の中から1つに○印をつけてください。

項目		導入(使用)している	今後、導入(使用)したい	導入(使用)したいが、家の構造上できない	導入(使用)したいが、やむを得ない理由によりできない	導入(使用)は可能であるが予定はない
1.	LED照明の使用	1	2	3	4	5
2.	省エネルギータイプの冷蔵庫	1	2	3	4	5
3.	省エネルギータイプのエアコン	1	2	3	4	5
4.	省エネルギータイプのテレビ	1	2	3	4	5
5.	太陽光発電システムの導入	1	2	3	4	5
6.	PPA※による太陽光発電システムの導入	1	2	3	4	5
		※Power Purchase Agreement(電力販売契約): 初期投資0円で発電設備を設置し、その電気を利用することで電気料金とCO <sub>2</sub> 排出を削減することができる(設置事業者に10~15年電気料金を支払い、期間満了後に自己所有となる)。				
7.	エネファーム※(家庭用燃料電池)の導入	1	2	3	4	5
		※都市ガス・LPガス・灯油などを使って発電する家庭用の機器。発電時に出る熱は給湯に利用される。				
8.	家庭用蓄電池※の導入	1	2	3	4	5
		※電気代が安い夜間電力や、太陽光発電で昼間に余った電気をためておく電池。				
9.	高効率給湯機※の導入(エコキュート・エコジョーズなど)	1	2	3	4	5
		※エネルギーの消費効率が従来の瞬間型ガス給湯器よりも優れた給湯器のこと。				
10.	新築やリフォームの際の断熱窓	1	2	3	4	5
11.	新築やリフォームの際の断熱性能が高い壁	1	2	3	4	5
12.	HEMS※(エネルギーの見える化)の導入	1	2	3	4	5
		※電気やガスなどのエネルギー使用状況を適切に把握・管理し、削減につなげるシステムのこと。				
13.	自動車購入の際のハイブリッド車の選択	1	2	3	4	5
14.	自動車購入の際のプラグインハイブリッド車の選択	1	2	3	4	5
15.	自動車購入の際の電気自動車の選択	1	2	3	4	5
16.	自動車購入の際の燃料電池車の選択	1	2	3	4	5

項目		取り組み状況				
		導入（使用）している	今後、導入（使用）したい	導入（使用）したいが、家の構造上できない	導入（使用）したいが、やむを得ない理由によりできない	導入（使用）は可能であるが予定はない
17.	自動車購入の際のクリーンディーゼル車の選択	1	2	3	4	5
18.	屋上緑化・壁面緑化・植樹への取組	1	2	3	4	5
19.	太陽熱利用システム※	※太陽熱を利用して温水や温風をつくり、給湯や暖房に利用するシステム。				
		1	2	3	4	5

### 問8-1（結果）

太陽光発電や蓄電池といった高価なものは、導入している件数は少ないが、家電製品等は省エネ製品を導入している回答が多いことがわかります。



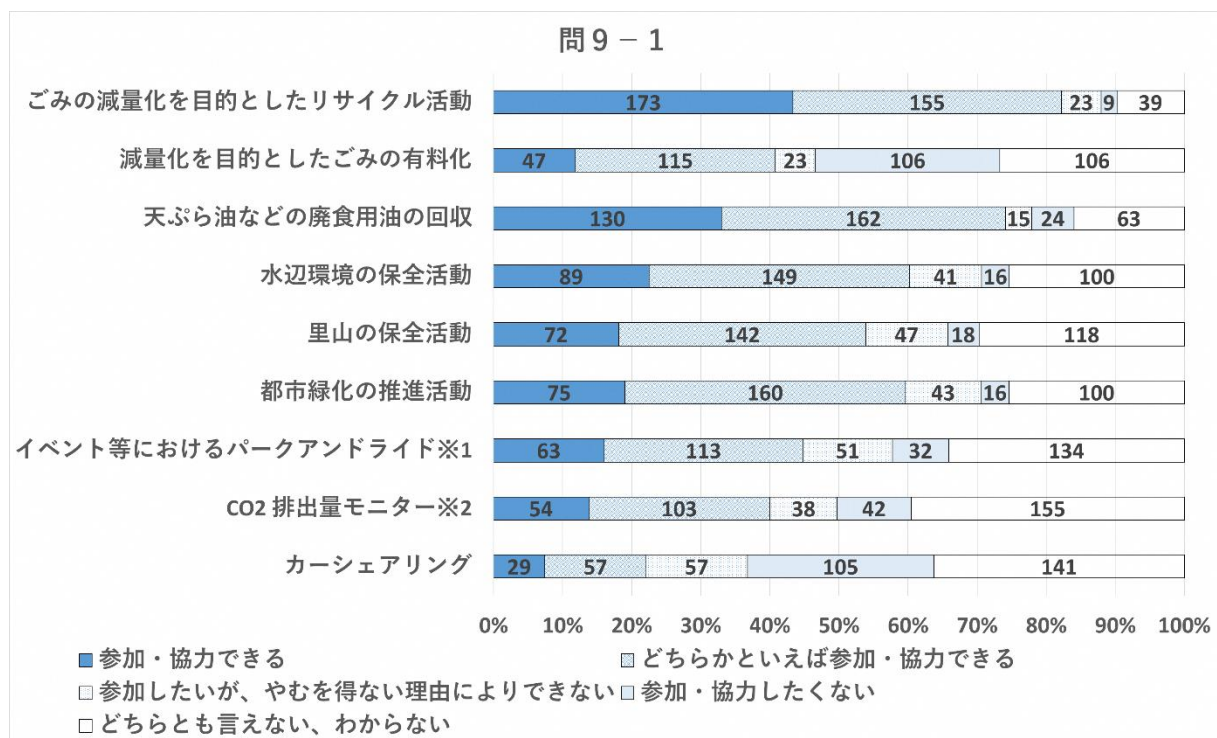




**問9-1 地域で行う地球温暖化対策に参加・協力することができますか。それぞれの項目について、あてはまる番号1～5の中から1つに○印をつけてください。**

項目	取り組み状況				
	参加・協力できる	どちらかといえば参加・協力できる	参加したいが、やむを得ない理由によりできない	参加・協力したくない	どちらとも言えない、わからない
1. ごみの減量化を目的としたリサイクル活動	1	2	3	4	5
2. 減量化を目的としたごみの有料化	1	2	3	4	5
3. 天ぷら油などの廃食用油の回収	1	2	3	4	5
4. 水辺環境の保全活動	1	2	3	4	5
5. 里山の保全活動	1	2	3	4	5
6. 都市緑化の推進活動	1	2	3	4	5
7. イベント等におけるパークアンドライド※1	1	2	3	4	5
8. CO <sub>2</sub> 排出量モニター※2	1	2	3	4	5
9. カーシェアリング	1	2	3	4	5

**問9-1 (結果)**



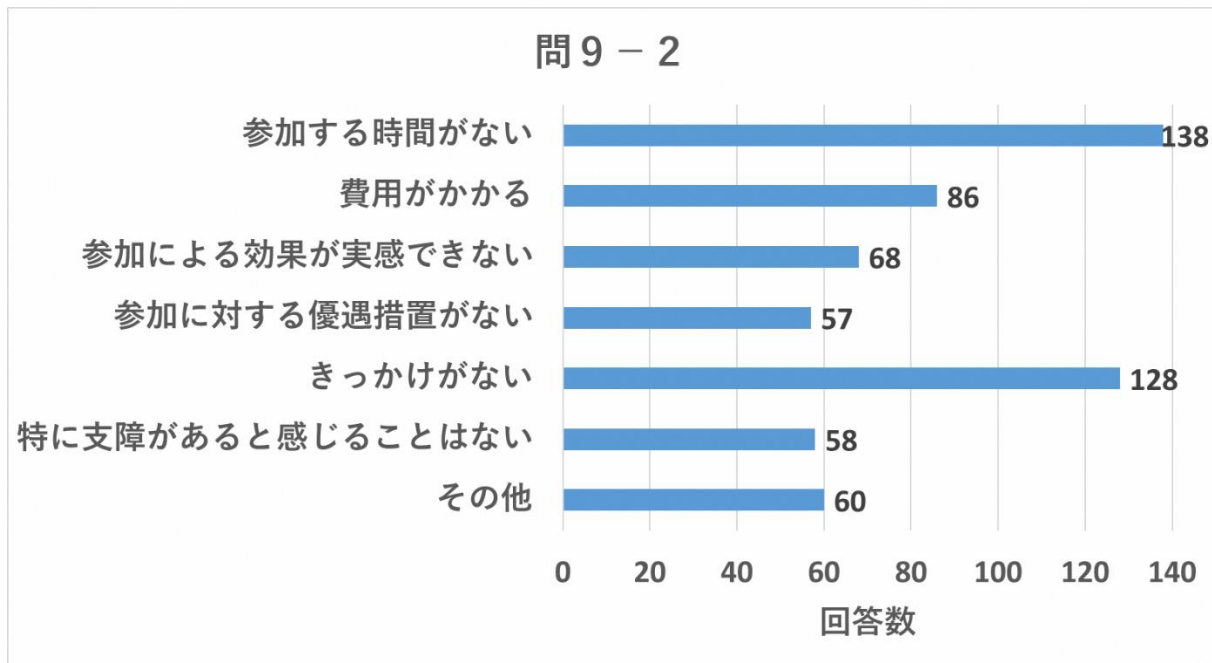


## 問9-2 問9-1にあるような活動について、参加できない理由として感じるものは何ですか。あてはまる番号すべてに○印をつけてください。

- |                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| 1. 参加する時間がない         | 2. 費用がかかる           |
| 3. 参加による効果が実感できない    | 4. 参加に対する優遇措置がない    |
| 5. きっかけがない           | 6. 特に支障があると感じることはない |
| 7. その他（具体的に： _____ ) |                     |

### 問9-2（結果）

参加する時間がない、きっかけがないという回答が多数であることがわかります。



**問10-1 地球温暖化を防止するため、行政にどのような対策を望みますか。それぞれの項目について、あてはまる番号1～5の中から1つに○印をつけてください。**

項目	望む	どちらかといえば望む	どちらかといえば望まない	望まない	どちらともいえない、わからない
1. 省エネ住宅普及のための啓発や支援	1	2	3	4	5
2. 省エネルギー機器普及のための啓発や支援	1	2	3	4	5
3. 省エネルギー相談実施日の増加	1	2	3	4	5
4. 各種補助制度の拡大	1	2	3	4	5
5. 「一日エコライフDAY」への取組の普及・拡大	1	2	3	4	5
6. エコドライブ（環境に配慮した運転）の啓発	1	2	3	4	5
7. 農畜産系バイオマスの導入に係る研究	1	2	3	4	5
8. 市全域を対象としたノーカーデーの実施	1	2	3	4	5
9. 公共交通の充実や自転車ネットワークの整備	1	2	3	4	5
10. 市道や駐車場等における遮熱舗装や透水性舗装への取組	1	2	3	4	5
11. 「くまがやエコライフフェア」等を通じ、市民・事業者に対して省エネルギー意識の更なる向上を図る	1	2	3	4	5
12. 環境保全に取組んだ行動や結果を表彰する制度	1	2	3	4	5
13. 地球温暖化対策に関する、市報やインターネットでの情報提供（例えばCO <sub>2</sub> の削減量の数値化など）	1	2	3	4	5
14. 地球環境問題や対策について学べる講座や体験学習会	1	2	3	4	5
15. 家庭や地域での緑化推進への支援	1	2	3	4	5
16. 太陽光発電など再生可能エネルギー設備の導入	1	2	3	4	5
17. 公共施設へ災害時の非常用電源となる蓄電池の導入	1	2	3	4	5

## 問10-1（結果）

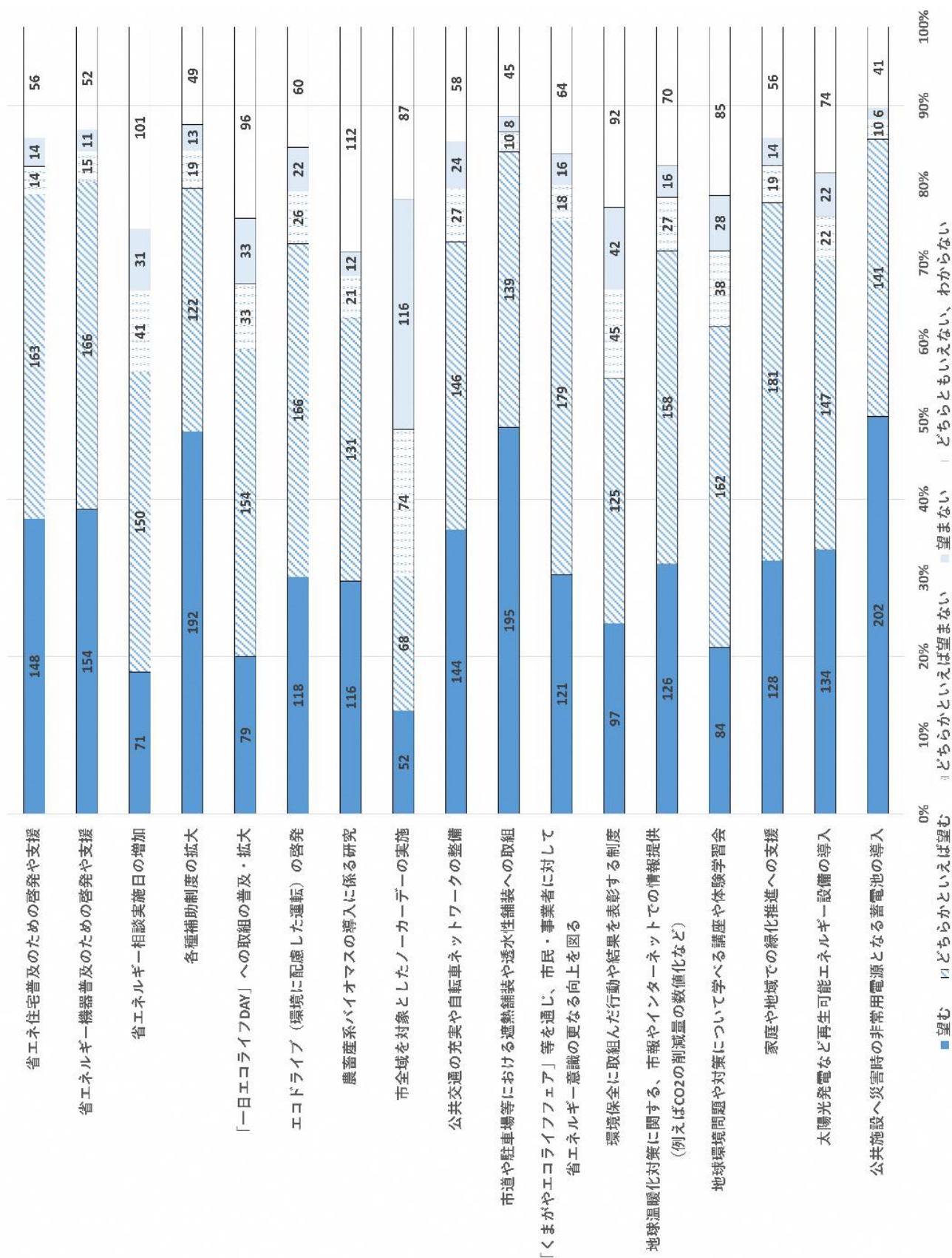
「望む」、「どちらかといえば望む」がほとんどの項目で多数を占めていることがわかります。

「8市全域を対象としたノーカーデーの実施」については、望まない意見の回答の方が多くなっています。

また、「望む」と「どちらかといえば望む」を合わせた回答が最も多かったのは、「17 公共施設への災害時の非常用電源となる蓄電池の導入」となっています。

※結果グラフは次ページに示します。

問10



## 事業者の意識

**問1 貴事業所※について、それぞれあてはまる番号1つに○をつけてください。**

※調査票を受け取った事業所（事務所・工場・店舗等）について、ご結果ください。

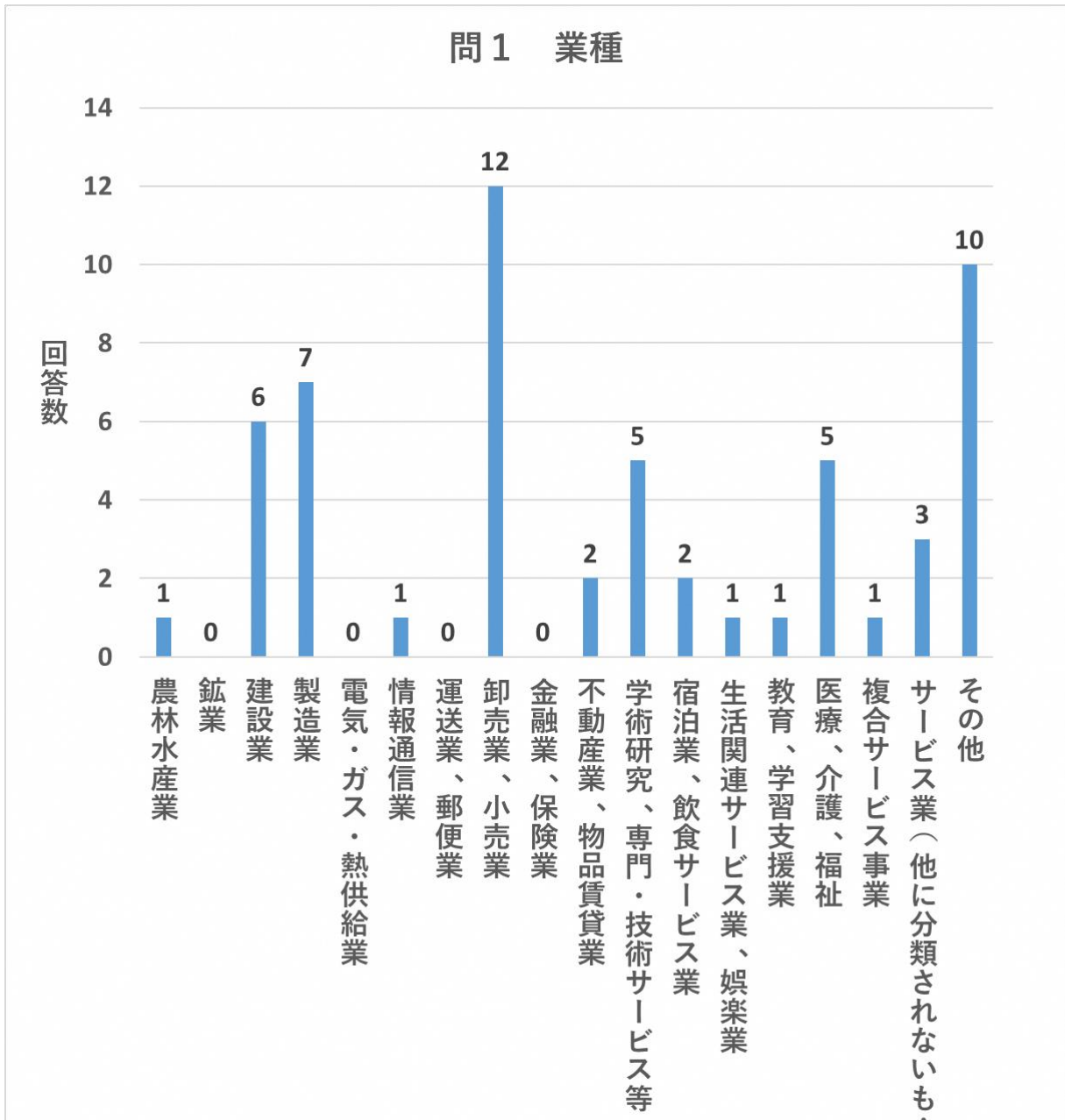
（以降の設問も同様です）

主な業種	1. 農林水産業	2. 鉱業	3. 建設業
	4. 製造業	5. 電気・ガス・熱供給業	6. 情報通信業
	7. 運輸業、郵便業	8. 卸売業、小売業	9. 金融業、保険業
	10. 不動産業、物品賃貸業	11. 学術研究、専門・技術サービス業	
	12. 宿泊業、飲食サービス業	13. 生活関連サービス業、娯楽業	
	14. 教育、学習支援業	15. 医療、介護、福祉	
	16. 複合サービス事業	17. サービス業（他に分類されないもの）	
	18. その他（ ）		
従業員数	1. 10人以下	2. 11～50人	3. 51～100人
	4. 101～500人	5. 501～1,000人	6. 1,000人以上
事業所の所有状況	1. 自社所有	2. 一部自社所有（一部賃貸）	
	3. 賃貸（事業所全体）		
事業所の築年数	1. 5年未満	2. 5～9年	
	3. 10～19年	4. 20年以上	

## 問1（結果）

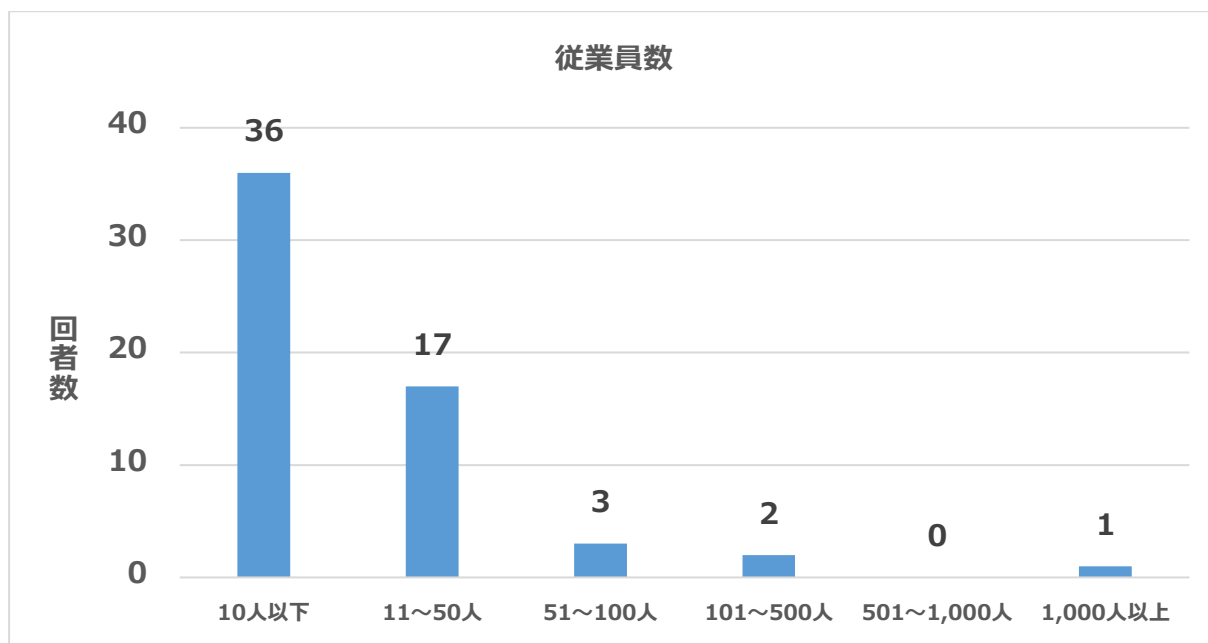
### 主な業種

本アンケートは、卸売業、小売業の回答が最も多く、続いて、製造業、建設業、学術関係、専門・技術サービス等が多くを占めています。



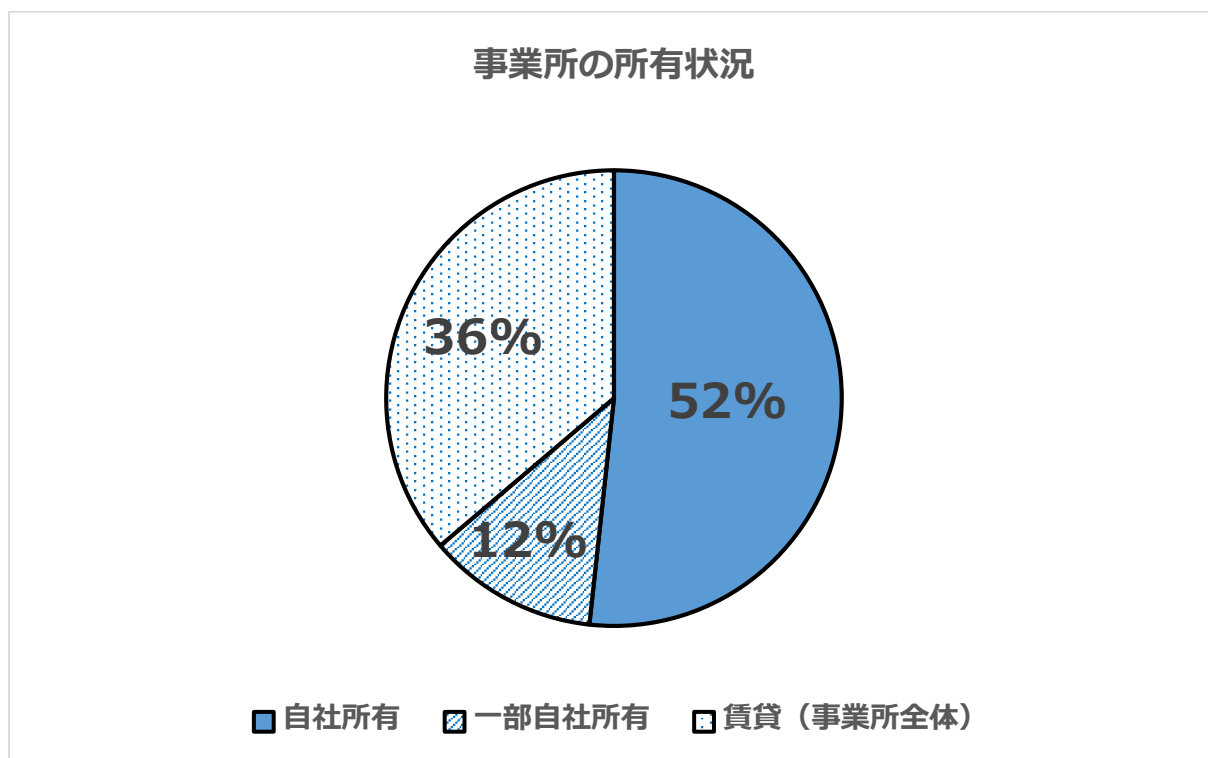
### 従業員数

従業員数10人以下の割合が、回答事業者の6割以上を占めています。



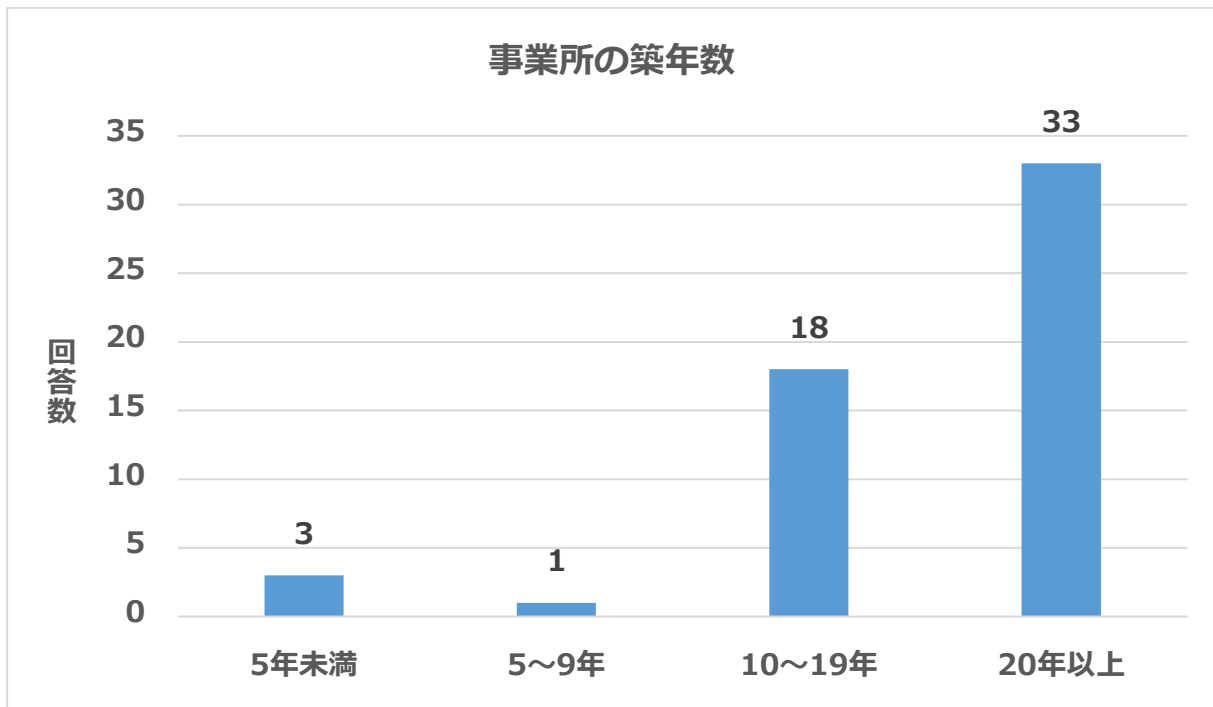
### 事業所の所得状況

アンケート回答事業者の半数以上が自社で所有していることがわかります。



## 事業所の築年数

回答事業者の半数以上は築20年以上であり、51/61の事業者が10年以上の築年数となっています。



資料1

資料2

資料3

資料4

資料5

資料6

資料7

資料8



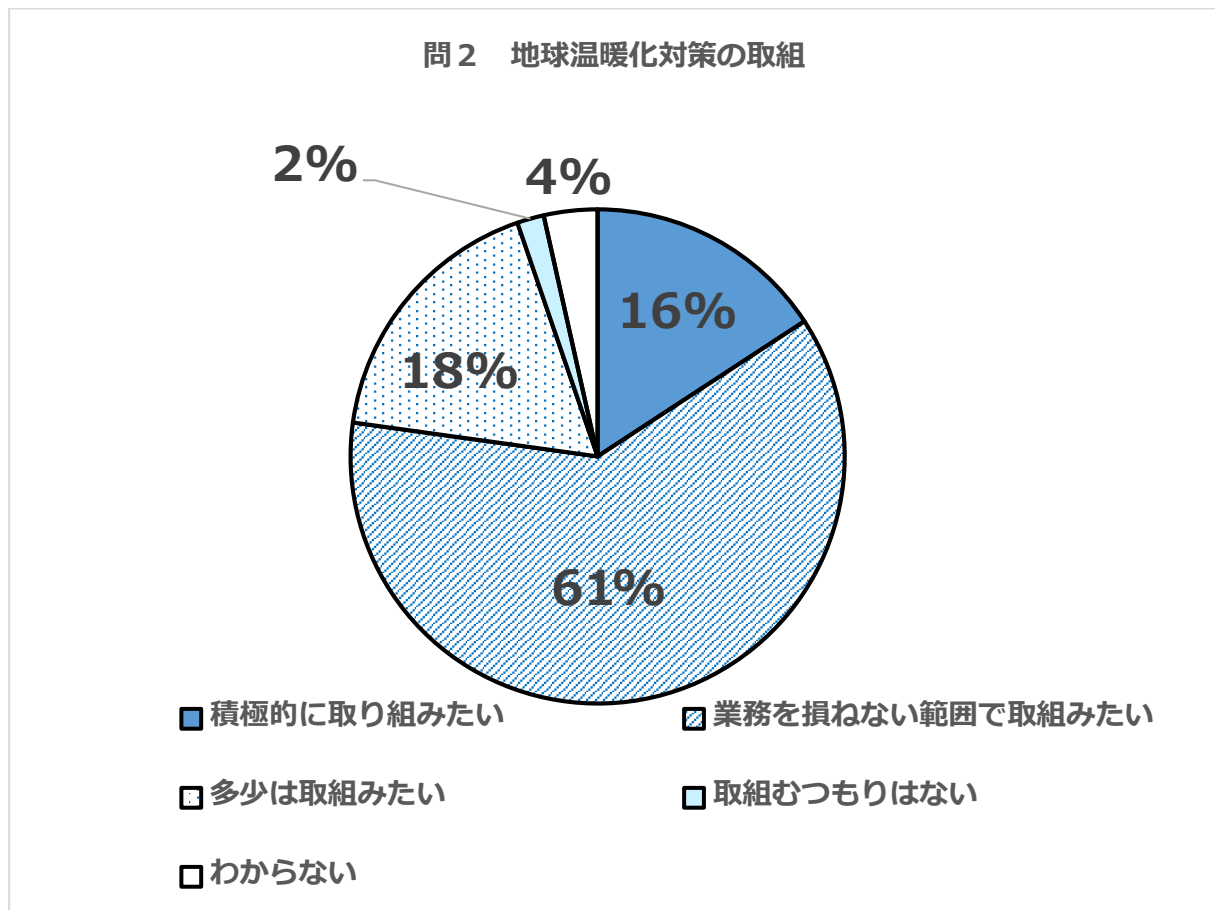
## 問2 貴事業所では、地球温暖化対策の取組についてどう考えていますか。 あてはまる番号1つに○印をつけてください。

1. 積極的に取組みたい    2. 業務を損ねない範囲で取組みたい    3. 多少は取組みたい  
4. 取組むつもりはない    5. わからない

### 問2（結果）

積極的に取組みたいと回答した事業者は16%、業務を損ねない範囲で取組みたいと回答した事業者は61%を占めています。

取り組むつもりと考えている割合が9割以上を占めていることから、全体的に地球温暖化対策に取り組む姿勢がみられることがわかります。



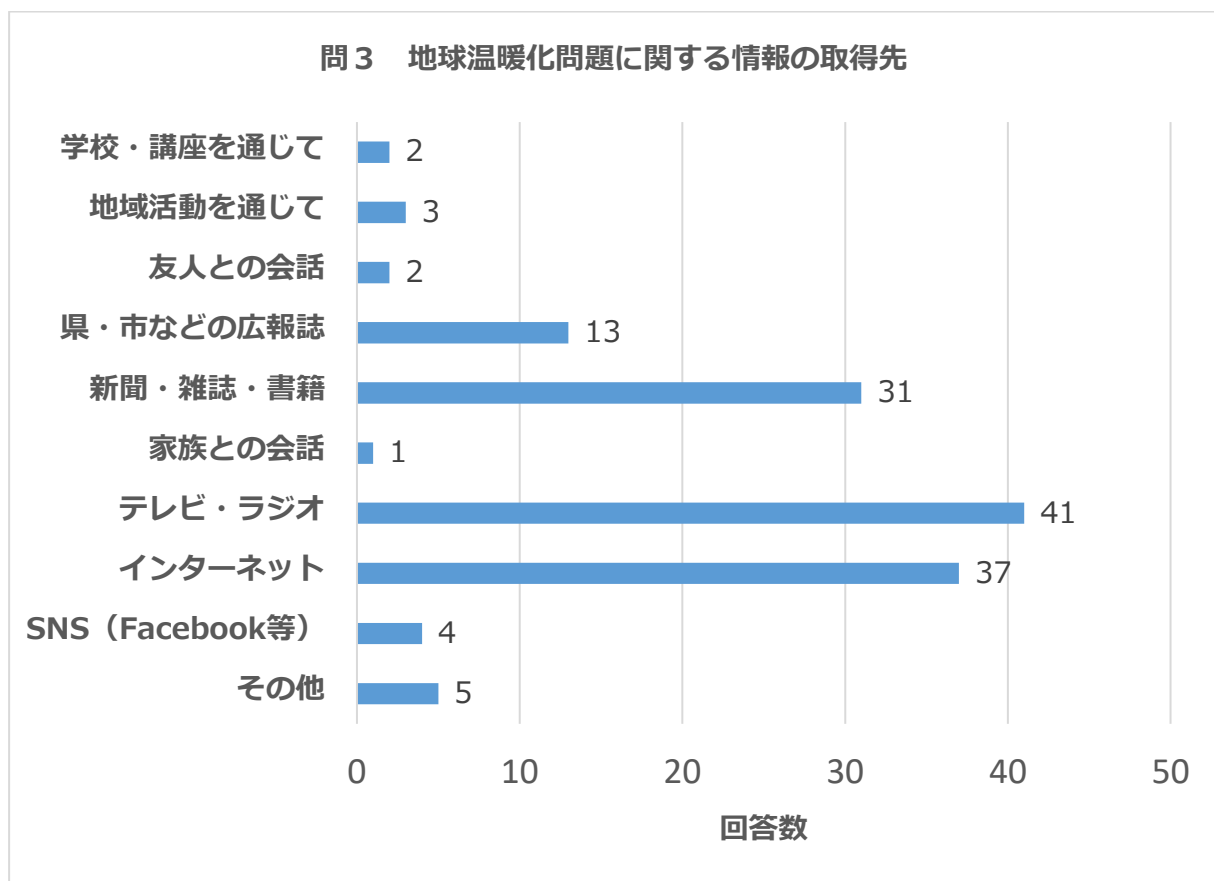
### 問3 貴事業所では、地球温暖化問題に関する情報を主にどこから得ていますか。あてはまる番号を3つまで選んで○印をつけてください。

- |              |             |                     |
|--------------|-------------|---------------------|
| 1. 講座等を通じて   | 2. 地域活動を通じて | 3. 友人との会話           |
| 4. 県・市などの広報紙 | 5. 新聞・雑誌・書籍 | 6. 家族との会話           |
| 7. テレビ・ラジオ   | 8. インターネット  | 9. SNS (Facebook 等) |
| 10. その他 ( )  |             |                     |

### 問3 (結果)

回答は、テレビやラジオが最も多く、次いでインターネット、新聞・雑誌・書籍と続いています。

事業者は、学校や講座、地域活動をとおして情報を得ることは少なく、テレビやラジオ、インターネットといったメディアをとおして、情報を得ることが圧倒的に多いことがわかります。

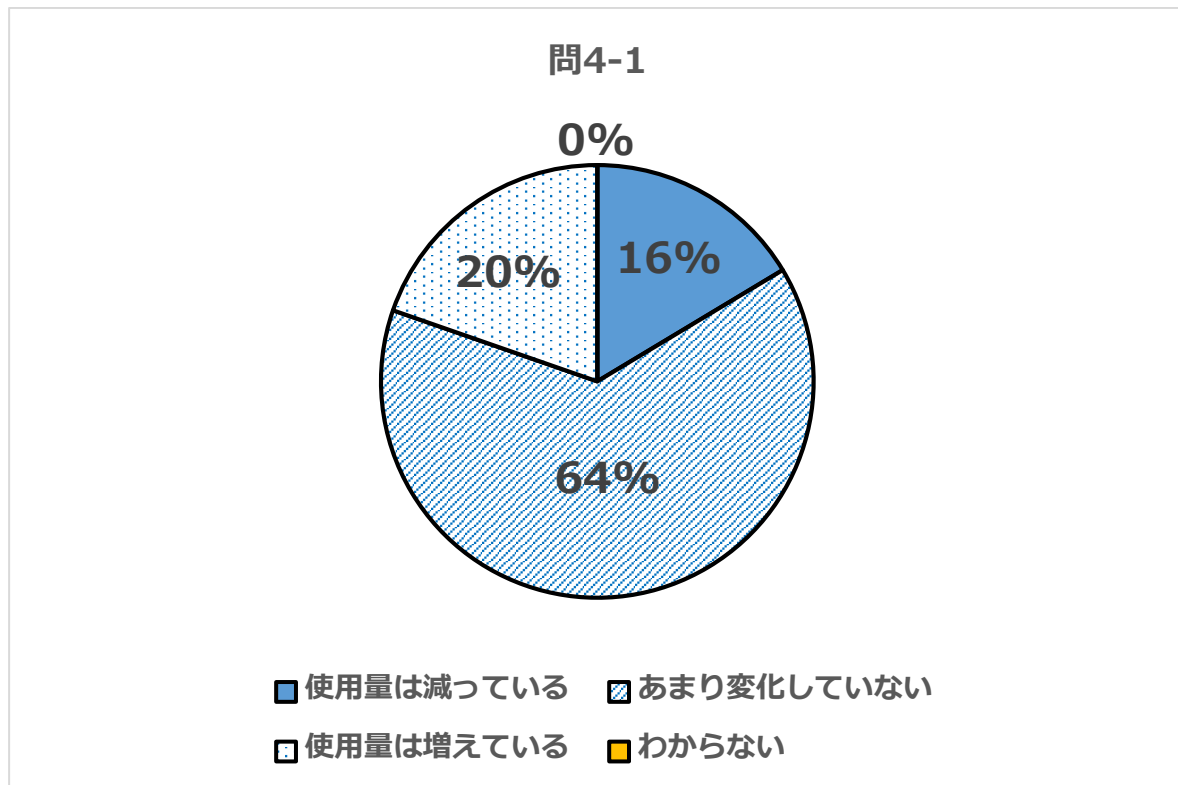


**問4-1 貴事業所で消費するエネルギー（電力・ガス・灯油、自動車のガソリン等）の使用量は、ここ数年間で、増えていますか。それとも減っていますか。あてはまる番号1つに○印をつけてください。**

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1. 使用量は減っている | 2. あまり変化していない |
| 3. 使用量は増えている | 4. わからない      |

### 問4-1（結果）

あまり変化していないと回答した事業者が6割以上を占めています。使用料が増えていると回答した割合は全体の2割と少ないことがわかります。

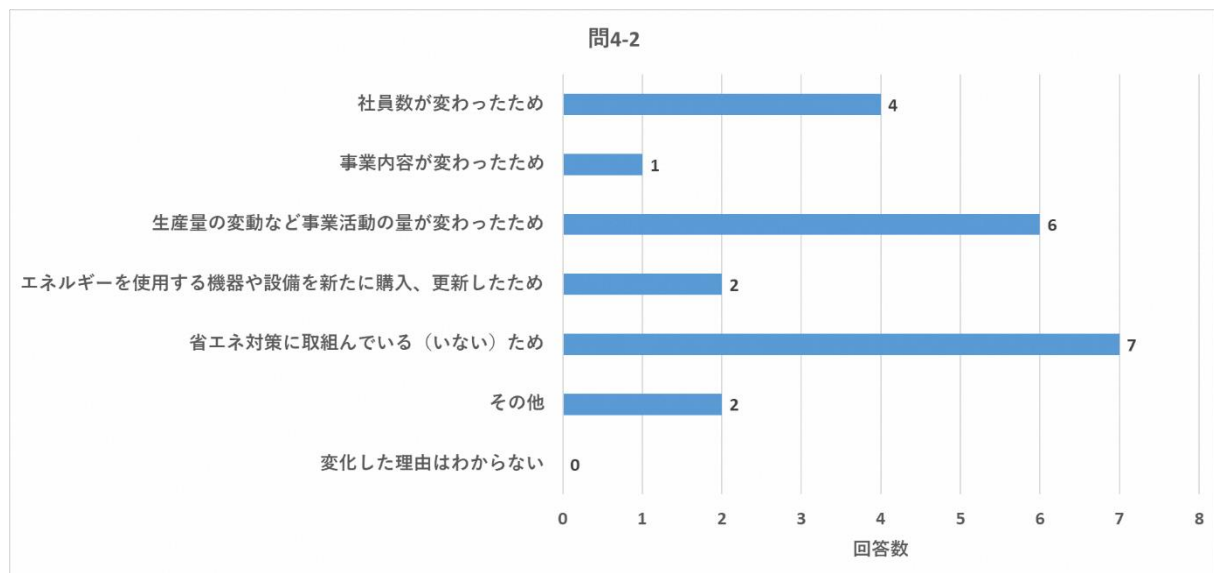


問4-2 問4-1で「1.」または「3.」と結果された方にお伺いします。貴事業所のエネルギー使用量が変化した理由について、どのように考えますか。最も影響が大きいと考えられる番号1つに○印をつけてください。

- |                          |                                 |
|--------------------------|---------------------------------|
| 1. 社員数が変わったため            | 2. 事業内容が変わったため                  |
| 3. 生産量の変動など事業活動の量がかわったため | 4. エネルギーを使用する機器や設備を新たに購入、更新したため |
| 5. 省エネ対策に取り組んでいる（いない）ため  | 6. その他（ ）                       |
| 7. 変化した理由はわからない          |                                 |

## 問4-2（結果）

「省エネ対策に取り組んでいる（いない）ため」がエネルギー使用量の変化した理由として最も多く、続いて「生産量の変動など事業活動の量がかわったため」となっています。



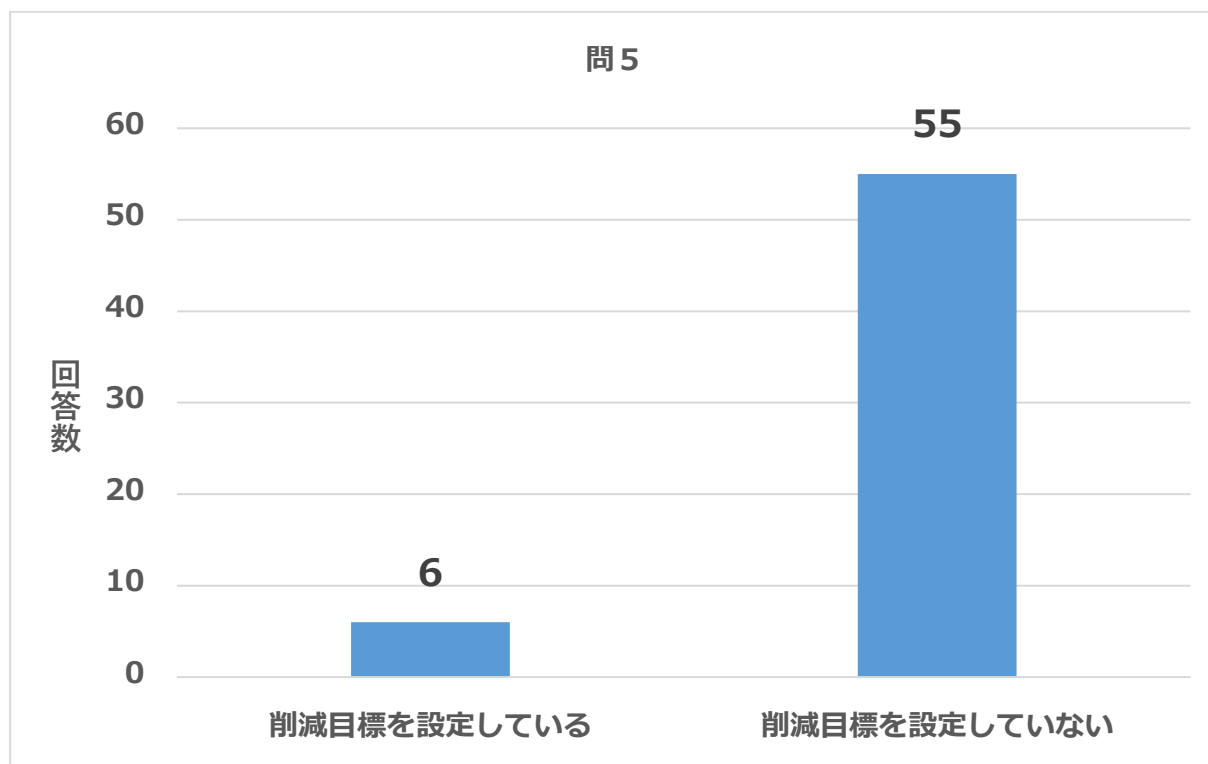
**問5 貴事業所では温室効果ガス排出量やエネルギー消費量について、削減目標を設定していますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。**

1. 削減目標を設定している。

2. 削減目標を設定していない

**問5（結果）**

ほとんどの事業者が削減目標を設定していないことがわかります。

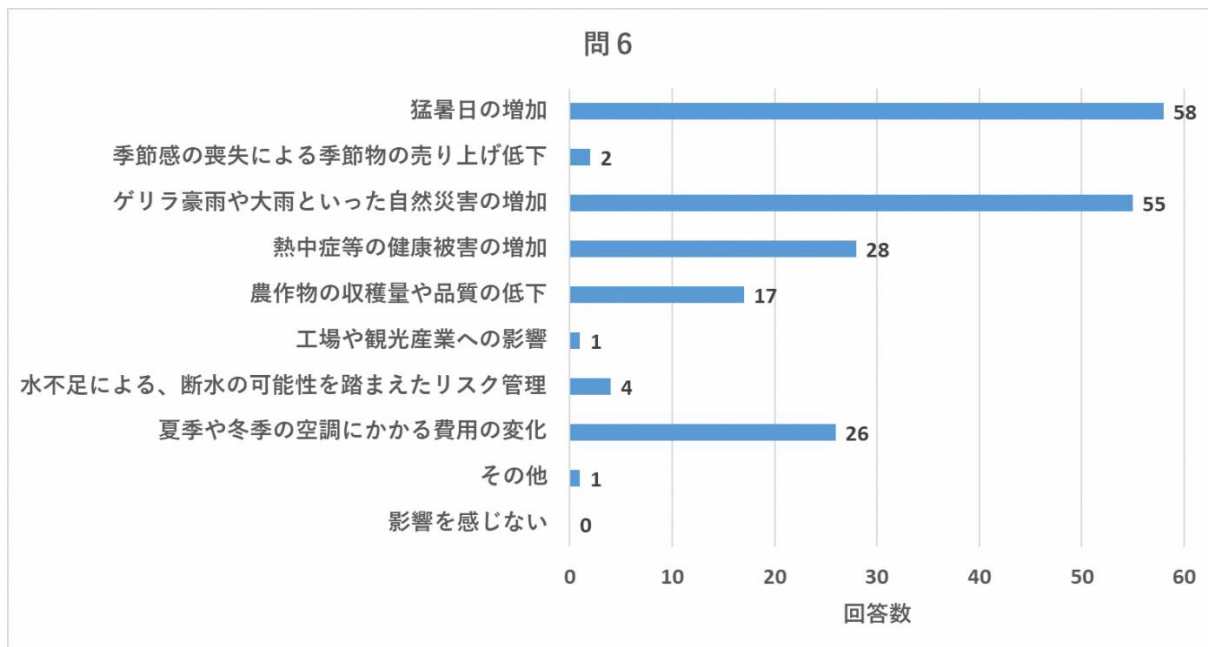


## 問6 日常業務の中でどのような事で地球温暖化の影響を感じますか。あてはまる番号すべてに○印をつけてください。

1. 猛暑日の増加
2. 季節感の喪失による季節物の売り上げ低下
3. ゲリラ豪雨や大雨といった自然災害の増加
4. 熱中症等の健康被害の増加
5. 農作物の収穫量や品質の低下
6. 工場や観光産業への影響
7. 水不足による、断水の可能性を踏まえたリスク管理
8. 夏季や冬季の空調にかかる費用の変化
9. その他（ ）
10. 影響を感じない

## 問6 (結果)

猛暑日の増加やゲリラ豪雨等の自然災害の増加を地球温暖化の影響として感じていることがわかります。続いて、熱中症等の健康被害の増加と空調にかかる費用の変化について、影響を感じていることがわかります。



問7-1 貴事業所では、環境に関する経営方針や管理手法の導入状況や、日ごろ行っている地球温暖化対策に関する取組についてお伺いします。それぞれの項目について、1～4の中からあてはまる番号1つに○印をつけてください。

項 目		取組状況			
		実施している (一部実施を含む)。	実施を予定 している。(検討)	実施していない (予定もない)	当所では該当しない。
1. ISO14001※1 の認証取得	※1：国際標準化機構（ISO）が発行した環境マネジメントシステムに関する国際規格。	1	2	3	4
2. エコアクション 21※2の認証取 得	※2：中小企業や学校、公共機関向けに環境省が策定した環境配慮活動を推進するための認証・登録制度。	1	2	3	4
3. 埼玉県エコアップ認証制度の認証取得		1	2	3	4
4. 自主的な環境管理計画（環境に配慮した原材料、物品、サービスなどの購入ガイドライン）の策定		1	2	3	4
5. 環境担当部門や担当者の配置		1	2	3	4
6. 環境報告書の作成		1	2	3	4
7. 環境に関する内部監査の実施		1	2	3	4
8. RE100（Renewable Energy 100%：事業を100%再生可能エネルギー電力で賄うことを目標とする取組）への参画		1	2	3	4
9. 利用者のいない照明やOA機器の電源オフ		1	2	3	4
10. 省エネを考えたエアコンの設定温度		1	2	3	4
11. 水資源の効率的な利用		1	2	3	4
12. 再生資源を活用した物品（再生紙など）の優先的利用		1	2	3	4
13. ごみ分別、資源回収、リサイクル		1	2	3	4
14. 通勤には出来るだけ徒歩や自転車、相乗り、公共交通機関を利用		1	2	3	4
15. 省エネルギーを考えた自動車の運転、運用、整備		1	2	3	4
16. 省エネルギーを考えた機械の運転、運用、整備		1	2	3	4
17. 再生利用や再資源化を考えた製品の企画、製造、販売		1	2	3	4
18. 容器包装や運搬用資材の利用削減、簡素化や再利用による廃棄物の減量化		1	2	3	4
19. 容器包装や運搬用資材の利用削減、簡素化や再利用による運搬方法の簡素化		1	2	3	4
20. 施設の総合的な省エネルギー診断・対策		1	2	3	4
21. 従業員に向けた環境問題や地球温暖化対策に関する教育活動		1	2	3	4
22. 経営陣に向けた環境問題や地球温暖化対策に関する教育活動		1	2	3	4
23. 地球温暖化に関する情報収集、調査研究		1	2	3	4

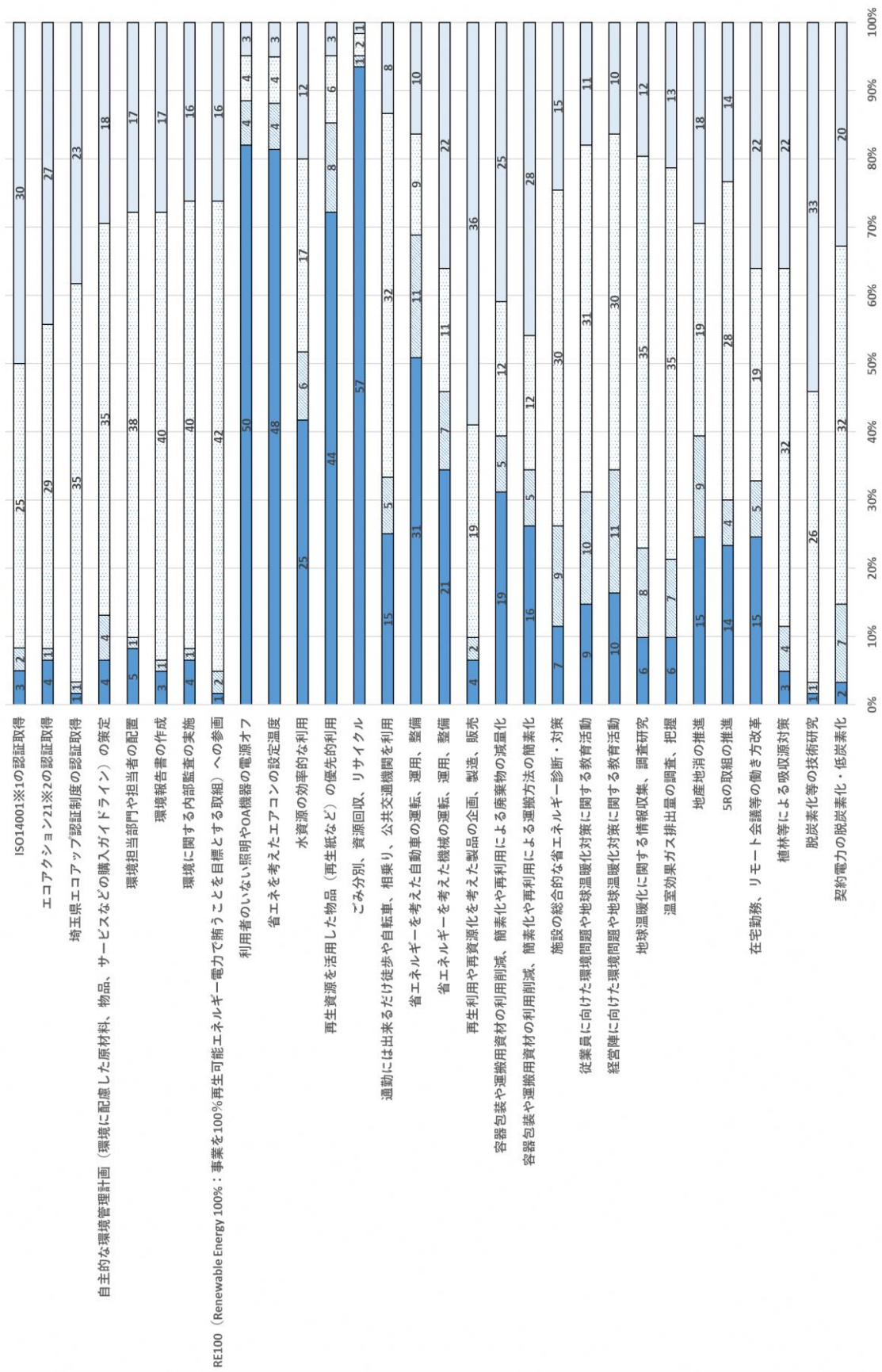


24. 温室効果ガス排出量の調査、把握	1	2	3	4
25. 地産地消の推進	1	2	3	4
26. 5R の取組の推進	1	2	3	4
27. 在宅勤務、リモート会議等の働き方改革	1	2	3	4
28. 植林等による吸収源対策	1	2	3	4
29. 脱炭素化等の技術研究	1	2	3	4
30. 契約電力の脱炭素化・低炭素化	1	2	3	4

### 問7-1（結果）

- ・実施していると回答した中では、ごみの分別、再生資源を活用した物品の優先的利用、省エネを考えたエアコンの設定温度、利用者のいない照明や OA 機器の電源オフが、とりわけ多いことがわかります。
- ・検討、予定中と回答した中では、従業員や経営陣に向けた環境問題や地球温暖化対策に関する教育活動が多くなっています。
- ・全体的に実施していない、該当していないとの回答が 8 割近くを占めています。

問7-1



■ 実施している □ 実施を予定（検討）している □ 実施していない □ 当所では該当しない。

問7-2 貴事業所では、省エネルギー等を考慮した設備などを導入していますか。以下のそれぞれの設備について、1~4の中からあてはまる番号1つに○印をつけてください。

意 向		導入している (一部導入を含む)。	導入を予定(検討)している。	導入していない (予定もない)	当所では該当しない。
項 目					
1.	太陽光発電システム(屋根設置・ソーラーカーポート)	1	2	3	4
2.	太陽光発電システム(地上設置)	1	2	3	4
3.	太陽光発電システム(PPA)	Power Purchase Agreement(電力販売契約):初期投資0円で発電設備を設置し、その電気を利用することで電気料金とCO <sub>2</sub> 排出を削減することができる(設置事業者に10~15年電気料金を支払い、期間満了後に自己所有となる)			
4.	太陽熱利用システム	1	2	3	4
5.	風力発電システム	1	2	3	4
6.	コージェネレーションシステム	一つのエネルギー源から電気と熱などを同時に供給する、エネルギーの利用効率が高いシステムのこと。			
7.	高性能ボイラーなどの高効率機器(ヒートポンプ)	1	2	3	4
8.	空調・OA機器などの省エネ型業務用機器	1	2	3	4
9.	省エネナビ	現在のエネルギーの使用状況を量や金額でリアルタイムに表示し、利用者自身が決めた目標値と比較しながら見せる機器のこと。			
10.	BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)	ITの活用により、エネルギーの使用状況をリアルタイムに表示し、また、室内状況に対応して照明・空調などの最適な運転を行うエネルギー需要の管理システムのこと。			
11.	断熱材・ペアガラス	ペアガラスは、ガラスを二重にした窓で、防音効果だけでなく断熱効果にも優れている。			
12.	LED照明などの高効率照明	1	2	3	4
13.	屋上緑化・壁面緑化	1	2	3	4
14.	バイオマス燃料を利用したストーブ・ボイラー	1	2	3	4
15.	既存事業所のZEB化	ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル):大幅な省エネ・再エネの導入により、年間のエネルギー収支をゼロとすることを目指した建物のこと。			
16.	地中熱利用システム	地中深くなると、年間を通して温度の変化が少なくなる。このため、夏場は外気温度よりも地中温度が低く、冬場は高くなることを、冷暖房等に利用するシステム。			
17.	低燃費車やハイブリッド車	1	2	3	4

資料1

資料2

資料3

資料4

資料5

資料6

資料7

資料8

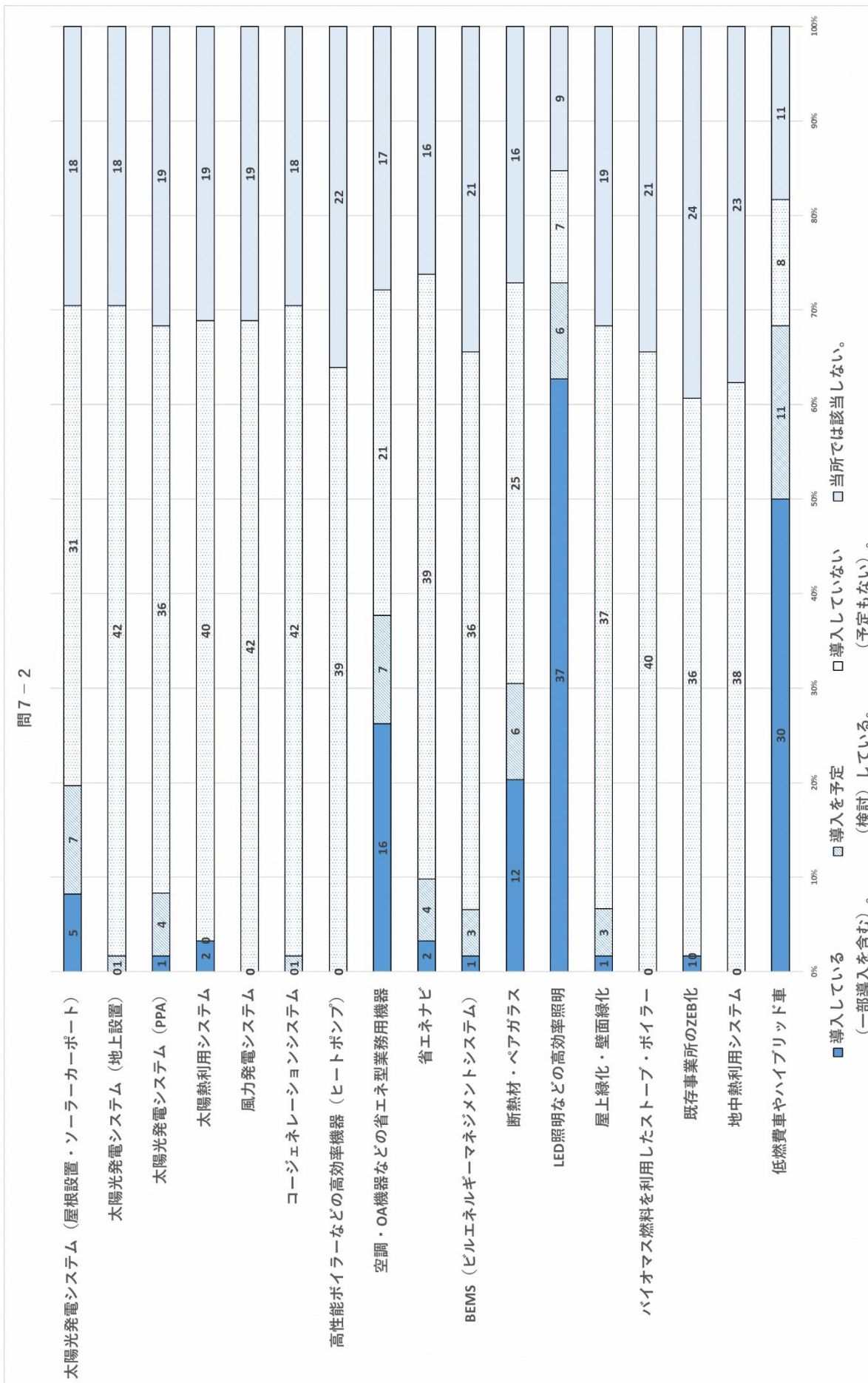
## 問7-2（結果）

---

全体的に導入していない、該当しない事業所が多いことがわかります。

事業者の中で導入している項目として、多いのが LED 照明などの効果率照明や低燃費者やハイブリッド車でとっています。そのほかの項目は、導入していないと回答した事業者が多数を占めています。

※結果グラフは次ページに示します。





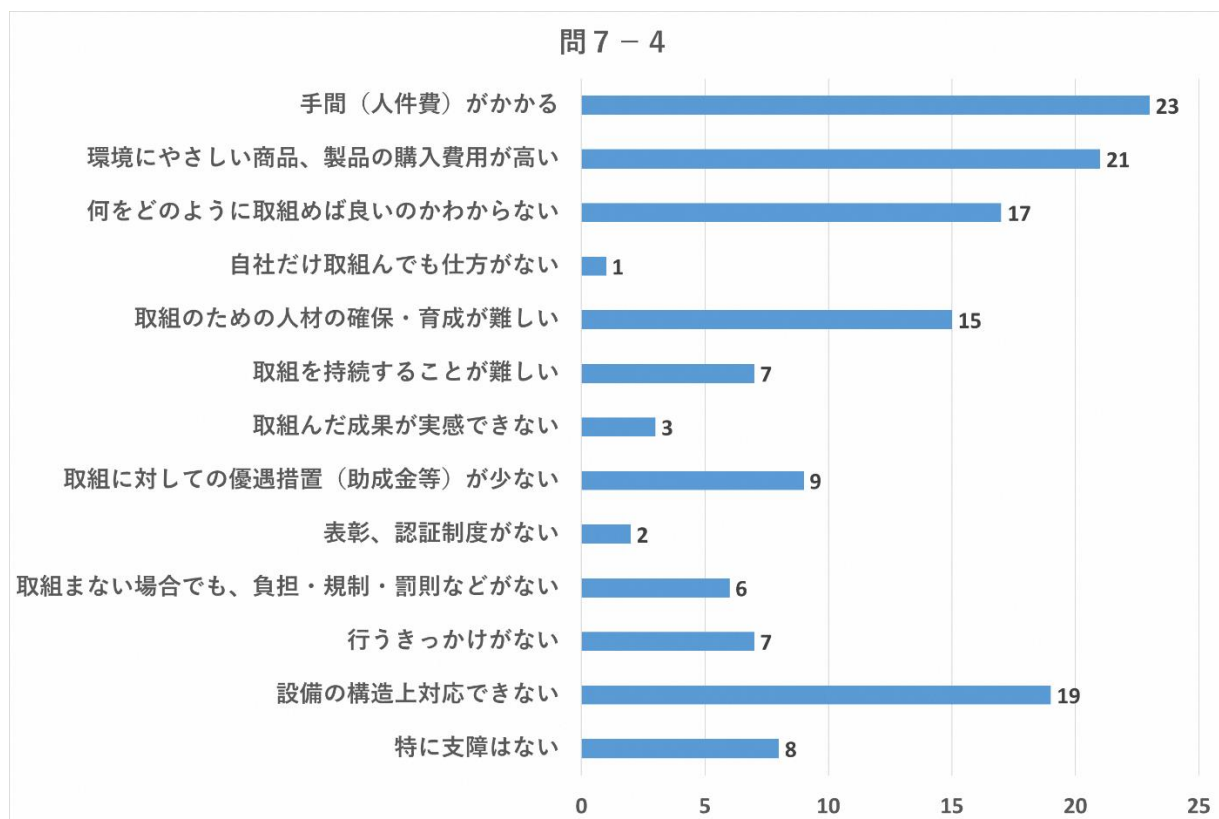
**問7-3 地球温暖化対策の取組を実施するために、貴事業所で支障があると感じるものは何ですか。あてはまる番号すべてに○印をつけてください。**

- |                         |                             |
|-------------------------|-----------------------------|
| 1. 手間（人件費）がかかる          | 2. 環境にやさしい商品、製品の購入費用が高い     |
| 3. 何をどのように取組めば良いのかわからない | 4. 自社だけ取組んでも仕方がない           |
| 5. 取組のための人材の確保・育成が難しい   | 6. 取組を持続することが難しい            |
| 7. 取組んだ成果が実感できない        | 8. 取組に対しての優遇措置（助成金等）が少ない    |
| 9. 表彰、認証制度がない           | 10. 取組まない場合でも、負担・規制・罰則などがない |
| 11. 行うきっかけがない           | 12. 設備の構造上対応できない            |
| 13. 特に支障はない             |                             |

**問7-3（結果）**

結果から、手間や費用が最も支障となっていることがわかります。

また、設備の構造上対応できないことや何をどのように取り組めば良いのかわからないといった事業者も多いことがわかります。





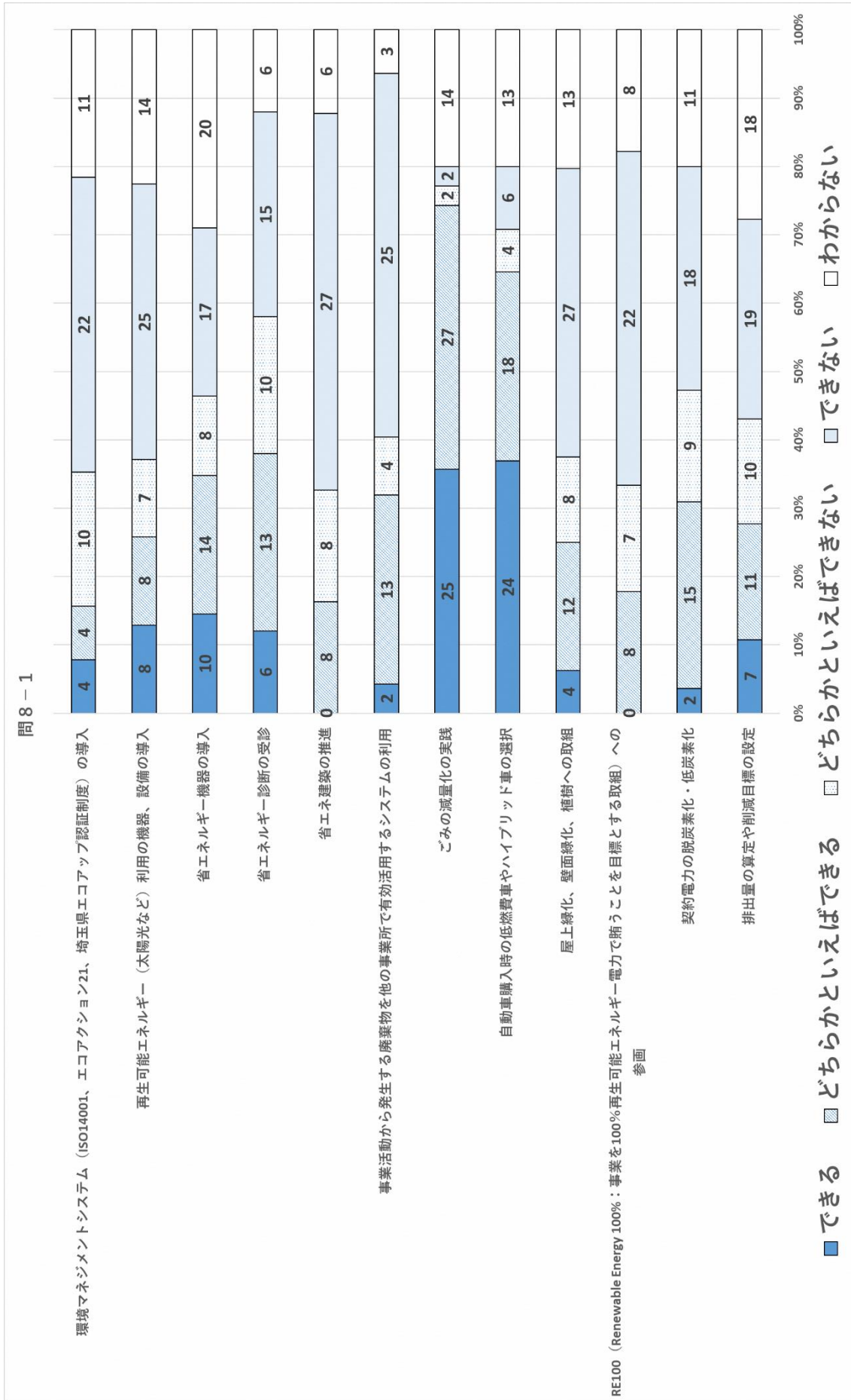
**問8 貴事業所で地球温暖化対策をさらに進めていく上で今後、何ができるとお考えですか。それぞれの項目について、あてはまる番号1～5の中から1つに○印をつけてください。**

項 目	できる	どちらかといえばできる	どちらかといえばできない	できない	わからない
1. 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21、埼玉県エコアップ認証制度）の導入	1	2	3	4	5
2. 再生可能エネルギー（太陽光など）利用の機器、設備の導入	1	2	3	4	5
3. 省エネルギー機器の導入	1	2	3	4	5
4. 省エネルギー診断の受診	1	2	3	4	5
5. 省エネ建築の推進	1	2	3	4	5
6. 事業活動から発生する廃棄物を他の事業所で有効活用するシステムの利用	1	2	3	4	5
7. ごみの減量化の実践	1	2	3	4	5
8. 自動車購入時の低燃費車やハイブリッド車の選択	1	2	3	4	5
9. 屋上緑化、壁面緑化、植樹への取組	1	2	3	4	5
10. RE100（Renewable Energy 100%：事業を100%再生可能エネルギー電力で賄うことを目標とする取組）への参画	1	2	3	4	5
11. 契約電力の脱炭素化・低炭素化	1	2	3	4	5
12. 排出量の算定や削減目標の設定	1	2	3	4	5

## 問8（結果）

できる・どちらかといえばできるとを合わせた回答は、「ごみの減量化」、「自動車購入時の低燃費車やハイブリッド車」となっています。結果から、全体的にできないと回答する事業者が多くことがわかります。

※結果グラフは次ページに示します。



**問9 地域で行う地球温暖化対策に参加・協力することができますか。それぞれの項目について、あてはまる番号1～5の中から1つに○印をつけてください。**

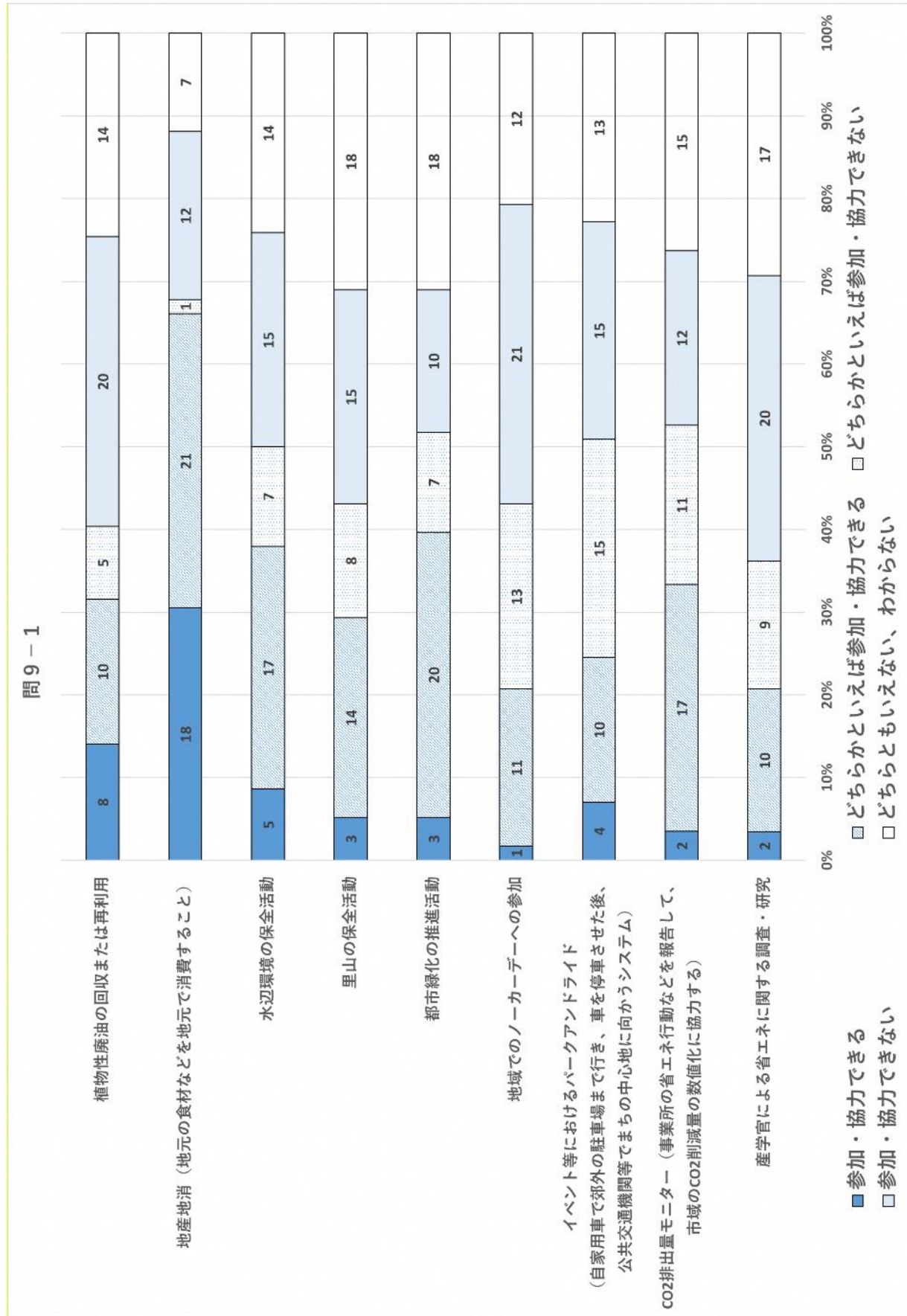
	参加・協力できる	どちらかといえば参加・協力できる	どちらかといえば参加・協力できない	参加・協力できない	どちらともいえない、わからない
1. 植物性廃油の回収または再利用	1	2	3	4	5
2. 地産地消（地元の食材などを地元で消費すること）	1	2	3	4	5
3. 水辺環境の保全活動	1	2	3	4	5
4. 里山の保全活動	1	2	3	4	5
5. 都市緑化の推進活動	1	2	3	4	5
6. 地域でのノーカーデーへの参加	1	2	3	4	5
7. イベント等におけるパークアンドライド（自家用車で郊外の駐車場まで行き、車を停車させた後、公共交通機関等でまちの中心地に向かうシステム）	1	2	3	4	5
8. CO <sub>2</sub> 排出量モニター（事業所の省エネ行動などを報告して、市域のCO <sub>2</sub> 削減量の数値化に協力する）	1	2	3	4	5
9. 産学官による省エネに関する調査・研究	1	2	3	4	5

## 問9（結果）

参加・協力できると回答した事業者の中では、地産地消が多くを占め、どちらかといえば参加・協力できると回答した事業者では、水辺、里山の環境保全活動や都市緑化の推進活動、CO<sub>2</sub> 排出量モニター（事業所の省エネ行動などを報告して、市域のCO<sub>2</sub>削減量の数値化に協力する）が多くなっています。

協力できないと回答した事業者の中には、「植物性廃油の回収または再利用」、「産学官による省エネに関する調査や研究」が多くなっています。

※結果がグラフは次ページに示します。



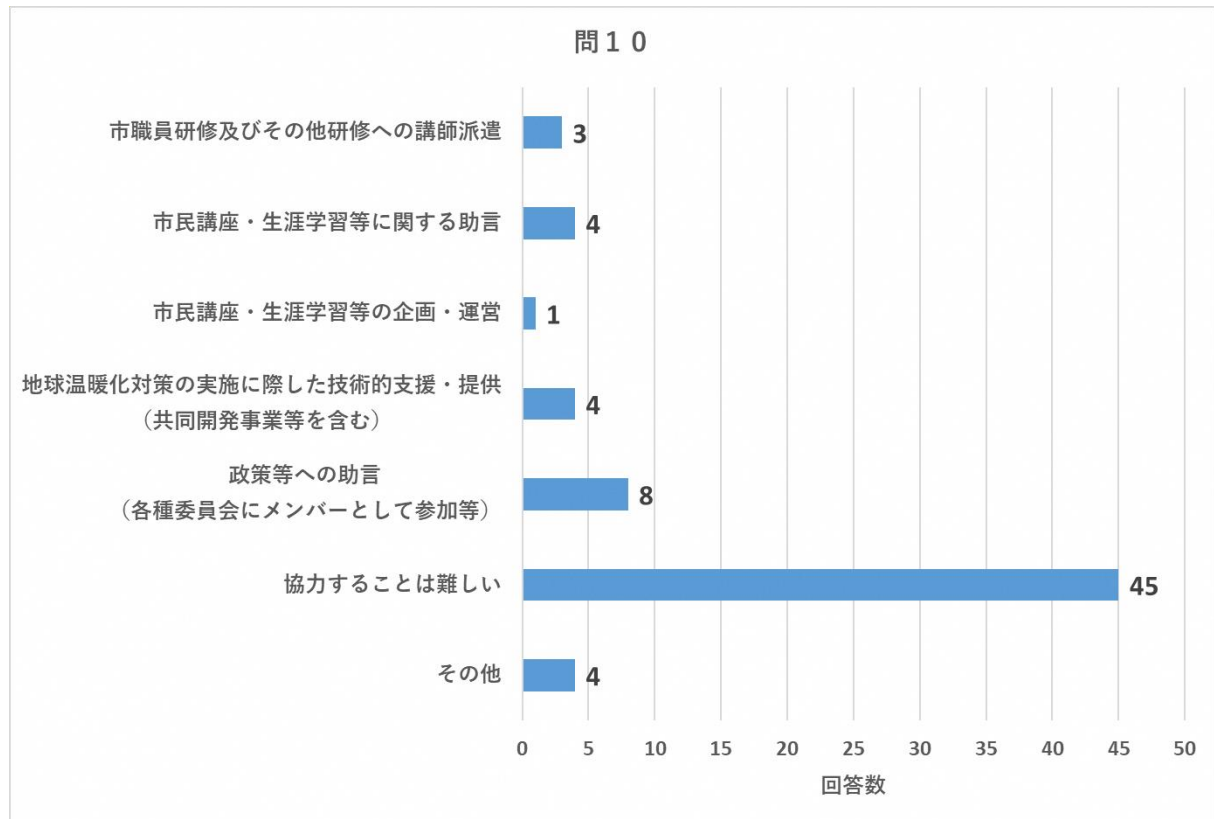
## 問10 今後、地球温暖化対策に関連して市から協力を求められた場合、どのような協力の在り方が考えられますか。当てはまる番号すべてに○を付けてください。(いくつでも選択)

1. 市職員研修及びその他研修への講師派遣
2. 市民講座・生涯学習等に関する助言
3. 市民講座・生涯学習等の企画・運営
4. 地球温暖化対策の実施に際した技術的支援・提供（共同開発事業等を含む）
5. 政策等への助言（各種委員会にメンバーとして参加等）
6. 協力することは難しい
7. その他（ ）

### 問10（結果）

協力することは難しいが圧倒的に多くなっています。

これまでのアンケートの結果からわかるように、協力したい気持ちはあるが、時間や費用面に対応ができないといった意図を感じる結果となっています。



**問11 地球温暖化を防止するため、行政にどのような対策を望みますか。それぞれの項目について、あてはまる番号1～5の中から1つに○印をつけてください。**

項目	望む	ほぼ望む どちらかといえ	どちらかといえ 望まない	望まない	どちらともいえない、 わからない
1. 省エネビル・オフィスの普及のための啓発や支援	1	2	3	4	5
2. 省エネ機器の普及のための啓発や支援	1	2	3	4	5
3. 省エネルギー相談実施日の増加	1	2	3	4	5
4. 各種補助制度の拡大	1	2	3	4	5
5. 「一日エコライフDAY」への取組の普及・拡大	1	2	3	4	5
6. エコドライブ（環境に配慮した運転）の啓発	1	2	3	4	5
7. 農畜産系バイオマスの導入に係る研究	1	2	3	4	5
8. 市全域を対象としたノーカーデーの実施	1	2	3	4	5
9. 公共交通の充実や自転車ネットワークの整備	1	2	3	4	5
10. 市道や駐車場等における遮熱舗装や透水性舗装への取組	1	2	3	4	5
11. 「くまがやエコライフフェア」等を通じ、市民・事業者に対する省エネルギー意識の更なる向上を図る	1	2	3	4	5
12. 温暖化対策に積極的な事業所の公表や表彰	1	2	3	4	5
13. 地球温暖化対策に関する、市報やインターネットでの情報提供（例えばCO <sub>2</sub> の削減量の数値化など）	1	2	3	4	5
14. 地球環境問題や対策について学べる講座や体験学習会	1	2	3	4	5
15. 事業所や地域での緑化推進への支援	1	2	3	4	5
16. 太陽光発電など再生可能エネルギー設備の導入	1	2	3	4	5
17. 公共施設へ災害時の非常用電源となる蓄電池の導入	1	2	3	4	5
18. 地球温暖化対策に対する融資制度	1	2	3	4	5

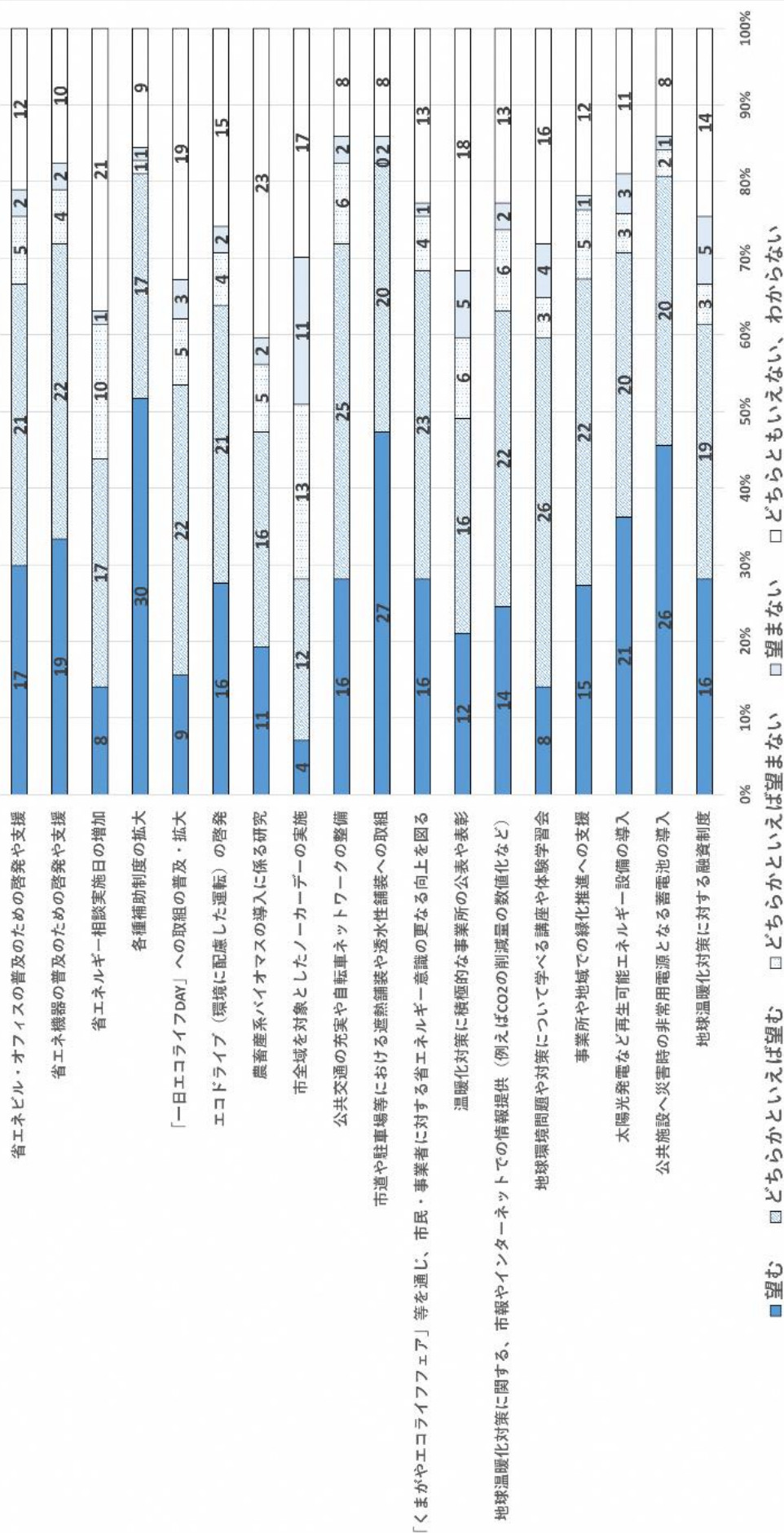
## 問11（結果）

望むと回答した事業者の中では、「各種補助金制度の拡大」が最も多く、続いて、「市道や駐車場等における遮熱舗装や透水性舗装への取組」、「公共施設へ災害時の非常用電源となる蓄電池の導入」となっています。直接的な被害防止策といった内容に回答が集中したことから、目に見える対策を望んでいることがわかります。

また、温暖化を防止するために係る費用面が、最も弊害となっていることが考えられます。



問11-1



## 資料8 環境基準等

### 環境基準

環境基準は、環境基本法やダイオキシン類対策特別措置法等により、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音及び有害化学物質等に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められています。

#### (1) 大気

大気の汚染に係る環境基準について（昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号）  
 二酸化窒素に係る環境基準について（昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号）  
 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準（平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示第 4 号）  
 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）  
 及び土壌の汚染に係る環境基準（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示 68 号）  
 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（平成 21 年 9 月 9 日 環境庁告示第 33 号）

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。

物質	環境上の条件
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

(注1) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 $\mu\text{m}$ 以下のものをいう。

(注2) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

(注3) 環境基準は、物質ごとに、当該物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、定められた測定方法により測定した場合における測定値によるものとする。

(注4) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

(注5) ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

(注6) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 $\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に取り除かれる粒子をいう。

## (2) 水質

(公共用水域の) 水質汚濁に係る環境基準について (昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

物質	基準値	測定方法
カドミウム	0.003 $\text{mg}/\ell$ 以下	日本工業規格 K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法 又は規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法
鉛	0.01 $\text{mg}/\ell$ 以下	規格 54 に定める方法

物質	基準値	測定方法
六価クロム	0.02mg/ℓ 以下	規格 65.2 に定める方法（ただし、規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本工業規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。）
砒素	0.01mg/ℓ 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「環境基準告示」という。）付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	環境基準告示付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	環境基準告示付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法

物質	基準値	測定方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/ℓ 以下	環境基準告示付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/ℓ 以下	環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下	環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素 及び 亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/ℓ 以下	規格 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1(c) (注(6)第三文を除く。) に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表 6 に掲げる方法
ほう素	1mg/ℓ 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下	環境基準告示付表 7 に掲げる方法

(注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(注 2) 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。

(注 3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

(注 4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6

により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1  
により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

## 1 河川

## (1) 河川（湖沼を除く。）

## ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級,自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	20CFU/ 100mℓ 以下	第1の 2の (2)に より水 域類型 ごとに 指定す る水域
A	水道2級,水産1級,水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	300CFU/ 100mℓ 以下	
B	水道3級,水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	1,000CF U/ 100mℓ 以下	
C	水産3級,工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	-	
D	工業用水2級,農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	-	
E	工業用水3級,環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ 以上	-	

(備考) 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

(注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生



## 物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

(注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

(注5) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

## イ

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ ℓ 以下	0.001mg/ ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以 下	第1の2の (2)によ り水域類 型ごとに 指定す る水域
生物特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ ℓ 以下	0.0006mg/ ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以 下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ ℓ 以下	0.002mg/ ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以 下	
生物特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ ℓ 以下	0.002mg/ ℓ 以下	0.04mg/ℓ 以 下	

(備考) 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月13日 環境庁告示第10号)

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

物質	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法

物質	基準値	測定方法
全シアン	検出されないこと。	規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ 以下	規格 K0102 の規格 54 に定める方法
六価クロム	0.02mg/ℓ 以下	規格 K0102 の規格 65.2 に定める方法 (ただし、規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/ℓ 以下	規格 K0102 の規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号 (水質汚濁に係る環境基準について) (以下「公共用水域告示」という。) 付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン	0.002mg/ℓ 以下	平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号 (地下水の水質汚濁に係る環境基準について) 付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法

物質	基準値	測定方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	シス体にあつては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/ℓ 以下	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/ℓ 以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下	硝酸性窒素にあつては規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102 の 43.1 に定める方法

資料 1

資料 2

資料 3

資料 4

資料 5

資料 6

資料 7

資料 8

物質	基準値	測定方法
ふっ素	0.8mg/ℓ 以下	規格 K0102 の 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 K0102 の 34.1(c) (注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表 6 に掲げる方法
ほう素	1mg/ℓ 以下	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ 以下	公共用水域告示付表 7 に掲げる方法

(注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(注2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(注4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

### (3) 土壌

土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日 環境庁告示第46号）

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1ℓ につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。

項 目	環 境 上 の 条 件
六価クロム	検液 1ℓ につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1ℓ につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1ℓ につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1ℓ につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1ℓ につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1ℓ につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサソ	検液 1ℓ につき 0.05mg 以下であること。

(注1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

(注2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1ℓにつき 0.003 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg及び 1 mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1ℓにつき 0.009 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg及び 3 mgとする。

(注3) 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(注4) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

## (4) 騒音

騒音に係る環境基準について（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）

### 環境基準

地域の類型	時間の区分		該当地域
	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～翌 6:00	
AA	50 デシベル 以下	40 デシベル 以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下	専ら住居の用に供する地域（第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域）
B	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下	主として住居の用に供される地域（第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び用途地域の指定のない区域）
C	60 デシベル 以下	50 デシベル 以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域）

(注1) 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定（平成 24 年 4 月 1 日 熊谷市告示第 70 号）。



**道路に面する地域の環境基準**

地域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

(注1) 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線道路を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
幹線交通を担う道路に近接する空間	70デシベル以下	65デシベル以下

(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。

(注1) 幹線交通を担う道路に近接する空間は、2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路端から 20 メートルまでの範囲とする。

**(5) ダイオキシン類及びその他の有害化学物質**

ダイオキシン類に係る環境基準について

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

**ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について**

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 7 条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基

準」という。)は、次のとおりとする。

### 第1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができるところにおいて、同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。
- 3 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 4 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 5 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 6 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

### 第2 達成期間等

- 1 環境基準が達成されていない地域又は水域にあつては、可及的速やかに達成されるように努めることとする。
- 2 環境基準が現に達成されている地域若しくは水域又は環境基準が達成された地域若しくは水域にあつては、その維持に努めることとする。
- 3 土壌の汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあつては、必要な措置を講じ、土壌の汚染に起因する環境影響を防止することとする。

### 第3 環境基準の見直し

ダイオキシン類に関する科学的な知見が向上した場合、基準値を適宜見直すこととする。

媒体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/ℓ以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g以下

(備考)

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設からの排出基準について

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年 12 月 27 日 総理府令第 67 号）

**大気排出基準（基準適用場所は各排出口（各煙突））**

号	特定施設の種類	該当規模要件	排出基準 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N		
			新設	既設	
1	焼結鉱（銑鉄製造用に限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力 ⇒1t/h 以上	0.1	1	
2	製鋼の用に供する電気炉 （鋳鋼・鍛鋼製造用を除く。）	変圧器の定格容量 ⇒1,000kVA 以上	0.5	5	
3	亜鉛の回収（製鋼用電気炉の集じん灰からの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉又は乾燥炉	原料の処理能力 ⇒0.5t/h 以上	1	10	
4	アルミニウム合金製造（原料としてアルミニウムくず（当該工場の圧延工程から生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉、乾燥炉	焙焼炉 乾燥炉	原料処理能力 ⇒0.5t/h 以上	1	5
		溶解炉	容量 ⇒1t 以上		
5	廃棄物焼却炉	焼却能力（合計） ⇒50kg/h 以上	焼却能力 ⇒4 t/h 以上	0.1	1
		or	焼却能力 ⇒2 ~ 4 t/h	1	5
		火床面積（合計） ⇒0.5 m <sup>2</sup> 以上	焼却能力 ⇒2t/h 未滿	5	10

(注1) 既設炉とは、廃棄物焼却炉（火格子面積 2 m<sup>2</sup>以上又は焼却能力 200kg/h 以上）及び

製鋼の用に供する電気炉は、平成9年12月1日までに設置されたもの（設置工事をしているものを含む）、それ以外の施設は平成12年1月15日までに設置されたものとなる。

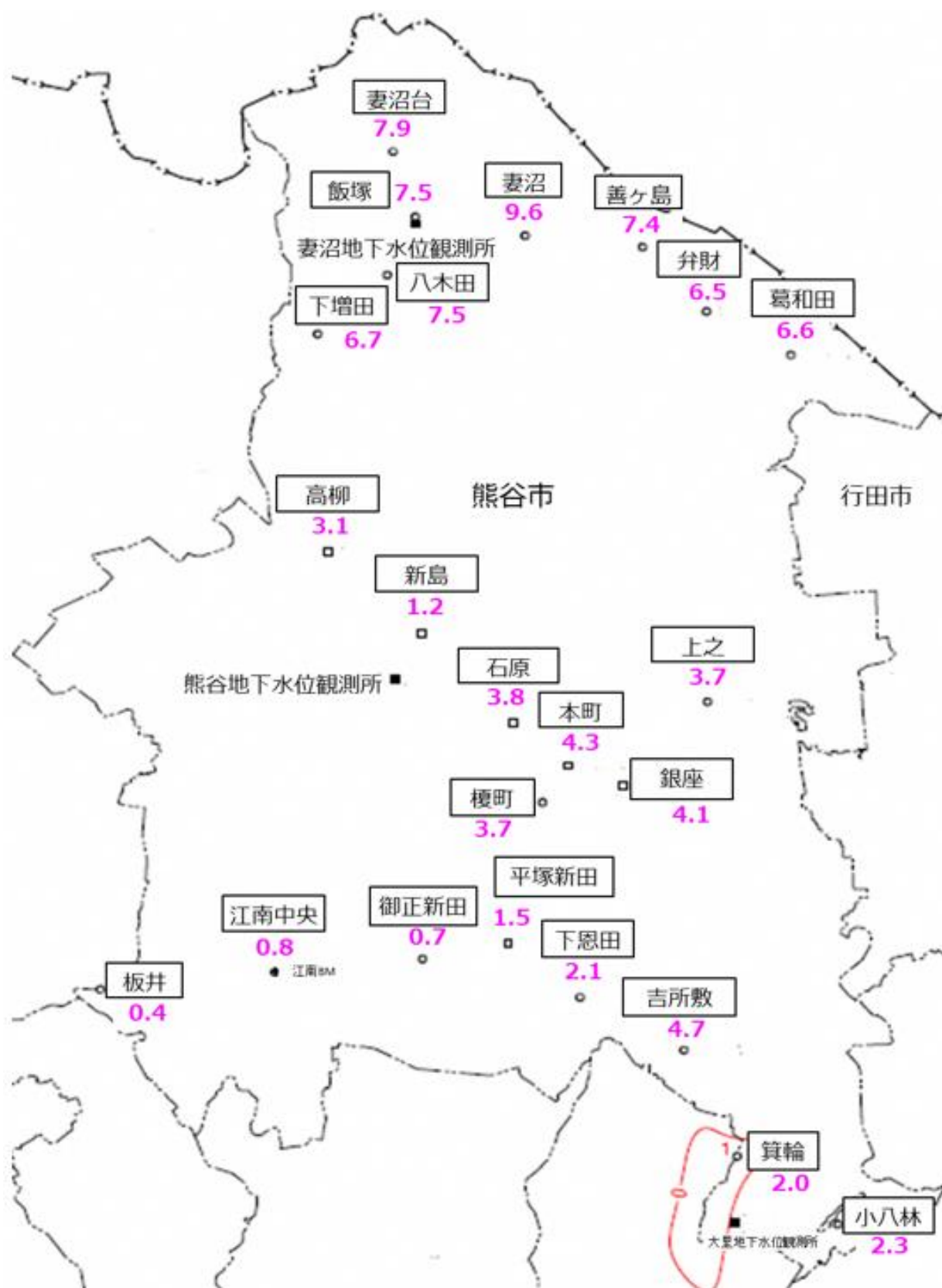
### 有害化学物質等について

ダイオキシン	<p>平成11年7月16日に公布された「ダイオキシン類対策特別措置法」において、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）にコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）を含めて「ダイオキシン類」と定義されています。主としてものを燃やすところから発生し、ごみ焼却施設等処理施設で取りきれなかった部分が大気中に出て行きます。また、かつて使われたPCBや一部の農薬に不純物として含まれていたものが、環境中に蓄積しているとも言われています。</p> <p>多量の暴露では、発がんを促進する作用、生殖機能、甲状腺機能及び免疫機能への影響があることが動物実験で報告されています。しかし、人に対しても同じような影響があるのかどうかはまだよく分かっていません。</p>
アスベスト	<p>石綿ともいわれる繊維状鉱物で、耐熱性や耐薬性に優れていることから、過去には工業原料として幅広く利用されていました。しかし、吸入した場合に人体に悪影響を与え、肺がんや悪性中皮腫等の原因になるとされているため、新たな製造・使用等は禁止されています。</p> <p>アスベストは大変飛散しやすく、アスベストを使用した建築物を解体する際には周辺への飛散防止対策が必要なことから、関係法令での規制が拡充・強化されています。</p>
有害化学物質	<p>有害化学物質は、環境を経由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質をさす一般的な総称です。主なものとして、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などで規制されている物質などがあります。例えば、内分泌かく乱物質は、動物の体内に取り込まれた場合に、生体内の正常ホルモンの作用に影響を与える物質であり、業務用合成洗剤の分解物質であるノニルフェノールやポリカーボネート樹脂の原材料であるビスフェノールなどが疑われています。</p>

## (6) 熊谷市の地盤沈下量 (参考)

1年間の地盤沈下量(測定期間：令和3年1月1日～令和4年1月1日)

(単位：mm)



資料1

資料2

資料3

資料4

資料5

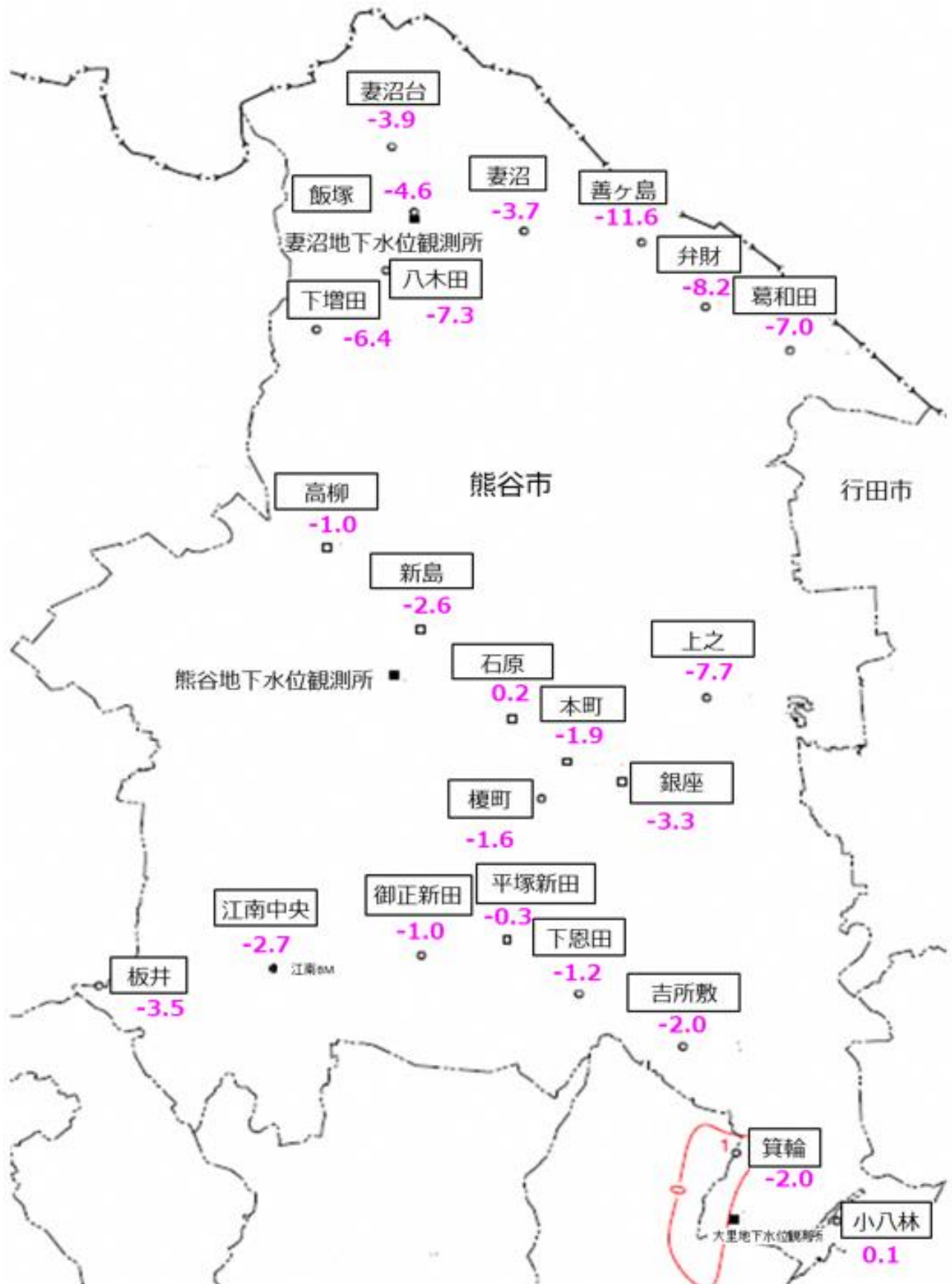
資料6

資料7

資料8

5年間の地盤沈下量(測定期間：平成29年1月1日～令和4年1月1日)

(単位：mm)





資料  
1

資料  
2

資料  
3

資料  
4

資料  
5

資料  
6

資料  
7

資料  
8